文書分類番号	ＹＥＭＳ　００２
改 定 版 数	第　１５　版
最終改定日	平成25年 4月 1日

愛　　そ　　う

ＩＳＯ環境やまぐち

山口県環境管理マニュアル

本　庁　舎　版

－　附 属 書　－

山　　　口　　　県

目　　次

環境側面調査要領（ＹＥＭＳ３１１）　------------------------------------- 1
環境影響評価要領（ＹＥＭＳ３１２）　------------------------------------- 7
著しい環境側面登録簿（ＹＥＭＳ３１３）　---------------------------------- 15
環境関連法令等調査要領（ＹＥＭＳ３２１）　-------------------------------- 53
環境関連法令等登録簿（ＹＥＭＳ３２２）　------------------------------------- 57
環境目的及び目標管理要領（ＹＥＭＳ３３１）　-------------------------------- 61
環境目的及び目標登録簿（ＹＥＭＳ３３２）　-------------------------------- 65
実施計画管理要領（ＹＥＭＳ３３３）　-------------------------------------- 75
実施計画登録簿（ＹＥＭＳ３３４）　-------------------------------------- 77
山口県環境マネジメント組織に関する要綱（ＹＥＭＳ４１１）　---------------- 91
山口県環境管理委員会設置要綱（ＹＥＭＳ４１２）　---------------- 97
山口県環境マネジメントシステム推進委員会設置要綱（ＹＥＭＳ４１３）　------- 99
環境管理研修要領（ＹＥＭＳ４２１）　------------------------------ 101
環境管理情報取扱要領（ＹＥＭＳ４３１）　------------------------------ 107
環境管理マニュアル管理要領（ＹＥＭＳ４４１）　--------------------------- 113
環境管理文書取扱要領（ＹＥＭＳ４５１）　------------------------------ 115
環境管理運用要領（ＹＥＭＳ４６１）　---------------------------------- 119
緊急事態等対応管理要領（ＹＥＭＳ４７１）　------------------------------ 121
環境監視及び測定要領（ＹＥＭＳ５１１）　------------------------------ 127
不適合管理要領（ＹＥＭＳ５３１）　------------------------------------ 131
環境管理記録取扱要領（ＹＥＭＳ５４１）　----------------------------- 135
内部環境監査要領（ＹＥＭＳ５５１）　---------------------------- 137
環境監査員資格者登録簿（ＹＥＭＳ５５２）　---------------------------- 147
マネジメントレビュー管理要領（ＹＥＭＳ６０１）　-------------------------- 149

文書分類番号	ＹＥＭＳ　３１１
改 定 版 数	２　版
制　　定　　日	平成12年11月 2日
最終改定日	平成25年 4月 1日

環　境　側　面　調　査　要　領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の各部局等が行う全ての事務事業において、環境に有害か有益かを問わず、環境に著しい影響を与えるもの及び与える可能性のあるものを明らかにするために必要な事項を定める。

（調査の分類）

第２条　環境側面調査は、県庁本庁舎の各部局等が行う全ての事務事業を類型化し、「環境側面の洗い出し調査手順」及び「公共事業等に係る環境側面調査手順」の２通りの調査手順により行う。

(1) 環境側面の洗い出し調査手順の対象

① 一般事務・事業（行政サービス）に係るもの（様式１）

② 施設・設備の管理、物の保管等に係るもの　（様式２）

③ オフィス活動に係るもの　（様式３）

④ エネルギー使用量等に係るもの　（様式４）

(2) 公共事業等に係る環境側面調査手順の対象

① 公共事業等の有害な環境側面に係るもの（様式１－２）

② 公共事業等の有益な環境側面に係るもの（様式１－３）

（環境側面の実施、見直し又は更新）

第３条　環境管理事務局は、前条の調査分類ごとに、「環境側面の洗い出し調査手順」及び「公共事業等に係る環境側面調査手順」に基づき、環境側面の抽出を行う。

２　調査は、次に掲げる時期に実施、見直し又は更新を行い、常に環境側面の情報を最新のものとする。

(1) 環境マネジメントシステム確立のとき

(2) 新たな事務事業が生じ、環境側面の調査を実施する必要が生じたとき。

(3) 社会情勢の変化や事務事業の変更等により、環境側面の見直し又は更新の必要が生じたとき。

（環境側面の管理、記録）

第４条　環境管理事務局は、前条の調査により把握した環境側面を「環境側面調査結果」(様式１、様式１-２、様式１-３、様式２、様式３、様式４)として記録し、５年間保存する。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。

この要領は、平成２５年　４月１日から施行する。

様式１　環境側面把握調査表(事務・事業(行政ｻｰﾋﾞｽ)に係るもの(委託業務等を含む))　平成　　年　　月　　日作成

番号		事務・事業名 (細事業名)		部・課・室名			
				担当者名		内線	
業務概要						山口県環境基本計画の位置付け	有・無
関係法令、条例、要綱、協定等							

○主要な環境側面の抽出

事務・事業のプロセス	環　境　側　面	ｲﾝﾌﾟｯﾄ or ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ	直接影響 or 間接影響	環境影響項目（マイナスの影響「●」、プラスの影響「○」）																	
				①人の健康被害（局所的）	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	

様式２　　　　環境側面把握調査表（施設・設備の管理、物の保管等に係るもの）　　　　平成　　年　　月　　日作成

番号		業務(活動)名 (施設名)		部・課・室名			
				担当者名		内線	
業務内容				関係法令 条　例 要　綱 協　定等			

○主要な環境側面の抽出

環境側面			ｲﾝﾌﾟｯﾄ or ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ	直接影響 or 間接影響	定常時 非定常時 緊急時	環環境影響項目（マイナスの影響「●」、プラスの影響「○」																	
工程・装置(設備)等	インプットとアウトプットに分け ・使用エネルギーの種類 ・原材料の種類 ・排水、排ガス、騒音・振動　等 を記載する	使用量 保管量 排出量 発生量 等				①人の健康被害（局所的）	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	

管理マニュアル等の有無	概要	緊急時の対応ﾏﾆｭｱﾙの有無	概要
有・無		有・無	

様式３　　環境側面把握調査表(ｵﾌｨｽ活動に係るもの)

平成　　年　　月　　日作成

＊物品等の調達担当課で作成

課		
担当者名		内線

(1) コピー用紙購入量

課室名	コピー用紙購入量(枚数)				計 (枚数)	Ａ４換算 購入量計 (枚数)
	Ａ４	Ａ３	Ｂ５	Ｂ４		
	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
計	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)

*(　　)は再生紙の購入枚数で内数

(2) その他の用紙類購入量

課室名	NIP紙 (枚数)	応用用紙 (枚数)	感熱紙(枚数)		上質・中質紙(枚数)			
			A4	B4	A4	A3	B5	B4
	(　　)	(　　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
	(　　)	(　　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
	(　　)	(　　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
計	(　　)	(　　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
Ａ４換算 購入量計	(　　)	(　　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)

*（　　）は再生紙の購入枚数で内数

(3) 罫紙等購入量

各課室	罫　　紙	起案用紙	起案継紙
	(　　　　)	(　　　　)	(　　　　)
	(　　　　)	(　　　　)	(　　　　)
計	(　　　　)	(　　　　)	(　　　　)

*（　　）は再生紙の購入枚数で内数

(4) 封筒購入量

課室名	県封筒			その他の封筒			
	角２	長３	長40	角０	角１	角２	その他
	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
計	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)

*（　　）は再生紙が使用された封筒の購入枚数で内数

(5) 印刷物における再生紙使用状況

課室名	印刷物の 発注件数	左　記　の　内 再生紙使用件数	再生紙使用率 (%)
計			

(6) 公用車の使用状況

課室名	車　種	排気量 (cc)	燃料の 種類	年間燃料使用量(L)		年間走行距離(km)	
				ｶﾞｿﾘﾝ	軽油	ｶﾞｿﾘﾝ	軽油
計							

様式４　　　　　環境側面把握調査表(ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量等に係るもの)

平成　　年　　月　　作成

＊庁舎管理及び燃料調達担当課で作成

部・課･室名			
担当者名		内線	

(1) エネルギー使用量

項目			使用量(H　年度)	備考(使用施設等)
庁舎関係	電気使用量 (kwh)			
	灯油使用量 (L)			
	重油使用量	Ａ重油 (L)		
		Ｂ重油 (L)		
		Ｃ重油 (L)		
	軽油使用量 (L)			
	都市ガス使用量 (m3)			
	ＬＰＧ使用量 (m3)			
	その他の燃料			
	水使用量	上水道 (m3)		
		その他 (m3)		

(2) 廃棄物の発生量

項目		排出量(H　年度)	備考
廃棄物	可燃物 (kg)		
	不燃物 (kg)		
リサイクルしたもの	新聞紙 (kg)		
	雑誌類 (kg)		
	板紙類 (kg)		
	その他(OA用紙) (kg)		
	紙以外の資源化ごみ (kg)		

文書分類番号	ＹＥＭＳ　３１２
改 定 版 数	２　　版
制　　定　　日	平成12年11月 2日
最 終 改 定 日	平成25年 4月 1日

環　境　影　響　評　価　要　領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムの構築及び見直し等にあたって、著しい環境側面を特定するための環境影響評価の手続き等を定める。

（適用範囲）

第２条　環境影響評価は、環境マネジメントシステムの対象となる本庁舎の事務事業について、次の区分により実施する。

(1) 評価対象区分

① 人の健康被害（局所的）
② 騒音・振動・悪臭
③ 大気汚染
④ 水質汚濁
⑤ 土壌汚染・地下水汚染
⑥ 地盤沈下
⑦ 廃棄物の発生
⑧ 生態系への影響
⑨ 酸性雨
⑩ オゾン層の破壊
⑪ 地球温暖化
⑫ 熱帯林の減少・砂漠化
⑬ 資源の枯渇
⑭ 緑地の保全・創造
⑮ 水辺の保全・創造
⑯ 景観・歴史的環境の保全
⑰ 自然と人とのふれあい

(2) 状況区分

① 定常時
通常の本庁舎の事務事業の実施状態
② 非定常時
作業の開始及び終了時を含め、定常時及び緊急時以外の事務事業の実施状態
③ 緊急時
地震、火災等の災害や、事故等の発生時の状態

２　前項の環境影響区分及び状況区分には、現在の活動等による影響だけでなく、過去の活動及び将来の計画された活動に伴う影響を含む。

（実施及び見直し時期）

第３条　環境影響評価は、各部局等からの環境側面に関する情報をもとに、環境管理責任者の判断により、次に掲げる時期に行い、著しい環境側面を見直し、常に情報を最新のものとする。

(1) 環境マネジメントシステム確立のとき

(2) 新規事業や追加事業の発生等新たな事務事業が生じ、環境側面の調査を実施する必要が生じたとき。

(3) 社会情勢の変化や事務事業の変更等により、環境側面の見直し又は更新の必要が生じたとき。

（環境影響評価の実施）

第４条　環境マネジメントシステムを円滑に運営管理するため、環境管理責任者を補佐する環境管理事務局は、「環境側面調査要領」に従い抽出された環境側面について、「環境影響評価調査手順」に基づき、各課・室に環境側面の環境影響を評価させた後、これらを集約し、県庁において管理が可能で、かつ重要度、対策優先度の高いものを著しい環境側面として選定する。

２　著しい環境側面の選定結果は、「環境影響評価書」(様式１、様式１－２、様式１－３、様式２)にとりまとめる。

（著しい環境側面の特定）

第５条　環境管理事務局は、環境影響評価の後に、著しい環境側面を選定し、特定する。

（著しい環境側面の登録）

第６条　環境管理事務局は、特定した著しい環境側面を「著しい環境側面登録簿」(様式３)に登録する。なお、登録された著しい環境側面は、環境目的及び目標の設定の際、確実に考慮に入れる。

２　「著しい環境側面登録簿」は、環境側面の抽出から著しい環境側面の特定に至る手続きが適正であることを確認したうえで、環境管理責任者の承認を得て登録する。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。

この要領は、平成２５年　４月１日から施行する。

様式１(第４条第２項関係)

環境影響評価書（一般事務事業）

平成　　年　　月　　日 作成

部・課・室名			
担当者名		内線	

部局NO	課NO	課名	事務事業番号	事務分類		環境側面	IN・OUT	影響区分		状態区分			環境影響項目																	山口県環境基本計画	環境影響評価				総合評価
				事務・事業名	プロセス			直接	間接	定常	非定常	緊急	①人の健康被害・局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい						

様式１－２(第４条第２項関係)　環境影響評価書（公共事業等の有害な環境側面）

平成　　年　　月　　日　作成

番号		事業分野名		部局名		課・室名		課(室)
				担当者名				

作業分類	具体的工事内容	プロセス	環境側面	ｲﾝﾌﾟｯﾄ or ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ	直接影響 or 間接影響	環境影響項目　（マイナスの影響「●」）																	環境影響評価				総合評価
						①人の健康被害・局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	

様式１－３　環境影響評価書(第４条第２項関係)（公共事業等の有益な環境側面）

平成　　年　　月　　日　作成

番号		事業分野名		部局名		課・室名	課(室)
				担当者名			

事務・事業名	プロセス	環境側面	県環境基本計画の位置付け	ｲﾝﾌﾟｯﾄ or ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ	直接影響 or 間接影響	環境影響項目（プラスの影響「○」）																	環境影響評価				総合評価
						①人の健康被害・局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい					

様式２(第４条第２項関係)

平成　　年　　月　　日 作成

環境影響評価書（施設・設備の管理、物の保管等）

部・課・室名			
担当者名		内線	

部局NO	課NO	課名	事務事業番号	業務分類		環境側面	使用量・保管量・排出量等	IN・OUT	状態区分			環境影響項目																	環境影響評価				総合評価
				事務・事業名	プロセス				定常	非定常	緊急	①人の健康被害・局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	

様式３（第６条第１項関係）

著しい環境側面登録簿（　　　　　　　　）

平成　　年　　月　　日 作成

登録番号	課名	業務分類		環境側面	IN・OUT	影響区分		状態区分			環境影響項目																	やまぐち環境創造プラン	環境影響評価				登録
		事務・事業名	プロセス			直接	間接	定常	非定常	緊急	①人の健康被害・局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい		a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	

文書分類番号	ＹＥＭＳ　３１３
改 定 版 数	１４　版
最終改定日	平成25年 4月 1日

著しい環境側面登録簿

○　一般事務事業の有害な環境側面（なし）
○　一般事務事業の有益な環境側面 ------------------ p16
○　公共事業等の有害な環境側面 -------------------- p26
○　公共事業等の有益な環境側面 -------------------- p47
○　オフィス活動、施設・設備の管理、物の保管等 -- p50

山　口　県

著しい環境側面登録簿（一般事務事業の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事務・事業名	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 環境保全・改善を目的	b 普及啓発効果			登録
A1	政策企画課	政策企画推進事業	経費節減対策の指導	廃棄物の発生抑制等	OUT	○		○									○					○	○						○				○
A2	情報企画課	電子県庁推進事業	申請・届出手続及び文書事務・内部庶務事務の電子化	ペーパーレス化による省資源・省エネルギーの推進	OUT	○		○									○						○						○				○
A3	中山間地域づくり推進課	やまぐちスロー・ツーリズム推進事業	各種ツーリズムの一体的推進と観光分野との連携	農山漁村と都市との交流の拡大	OUT		○	○					○	○				○						○	○	○	○	○	○	○			○
A4	環境政策課	地球にやさしい環境づくり融資事業(環境保全施設等)	融資の実施	環境保全施設等の整備	OUT		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○				○
A5	環境政策課	公害調査船運営事業	水質調査の実施	水質環境保全対策の推進	OUT		○	○						○	○			○										○	○				○
A6	環境政策課	環境白書作成事業	環境白書の公表	環境情報の提供	OUT		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
A7	環境政策課	ISO環境やまぐち高度化事業	ＥＭＳの推進	環境配慮の推進	OUT	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
A8	環境政策課	山口県庁ｴｺ･ｵﾌｨｽ実践ﾌﾟﾗﾝ	ﾌﾟﾗﾝの推進	県の環境配慮の推進	OUT	○		○					○	○			○		○	○	○	○	○					○	○				○
A9	環境政策課	やまぐちさわやかエコネット利用促進事業	環境情報の提供	各種開発計画等における環境配慮、県民への情報提供	OUT		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
A10	環境政策課	くらしの省エネ促進事業(普及啓発等)	地球温暖化対策地域推進計画の推進	地球温暖化対策の取組の推進	OUT		○	○					○	○			○		○	○	○	○	○					○	○	○			○
A11	環境政策課	くらしの省エネ促進事業(太陽光ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ活用)	ｼｽﾃﾑの運用	環境情報等の発信による環境保全等の啓発	OUT		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
A12	環境政策課	くらしの省エネ促進事業(会議の運営)	環境やまぐち推進会議の運営	脱温暖化社会・循環型社会の形成、自然との共生	OUT		○	○					○				○		○	○	○	○	○				○	○	○	○			○
A13	環境政策課	くらしの省エネ促進事業(県内一斉キャンペーン)	県内一斉キャンペーンの実施	地球温暖化対策に係る実践的な県民運動の展開	OUT		○	○										○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
A14	環境政策課	山東省環境保全パートナーシップ事業	研修生の受入による研修、技術者の派遣	地球温暖化対策、環境保全に係る技術の習得、移転	OUT		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○

著しい環境側面登録簿（一般事務事業の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事務・事業名	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	① 人の健康被害 局所的	② 騒音・振動・悪臭	③ 大気汚染	④ 水質汚濁	⑤ 土壌汚染・地下水汚染	⑥ 地盤沈下	⑦ 廃棄物の発生	⑧ 生態系への影響	⑨ 酸性雨	⑩ オゾン層の破壊	⑪ 地球温暖化	⑫ 熱帯林の減少・砂漠化	⑬ 資源の枯渇	⑭ 緑地の保全・創造	⑮ 水辺の保全・創造	⑯ 景観・歴史的環境の保全	⑰ 自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 環境保全・改善を目的	環境影響評価 b 普及啓発効果			登録
A15	環境政策課	日韓海峡沿岸環境技術交流事業	共同研究	日韓の大気共同研究による大気環境保全対策の推進	OUT		○	○					○															○	○				○
A16	環境政策課	環境の日及び環境月間行事実施事業	各種月間等事業の実施	環境保全・創造意識の啓発等	OUT		○	○				○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
A17	環境政策課	やまぐちいきいきエコフェア開催事業	イベントの開催	環境学習の推進及び環境保全の普及啓発	OUT		○	○				○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○
A18	環境政策課	騒音振動悪臭対策事業	測定の実施	騒音、悪臭に係る環境保全対策の推進	OUT		○	○				○																○	○				○
A19	環境政策課	有害大気汚染物質環境調査事業	測定の実施	有害大気汚染物質に係る環境保全対策の推進	OUT		○	○					○					○										○	○				○
A20	環境政策課	大気汚染監視指導事業（煙道排ガス測定調査）	測定の実施	大気環境保全対策の推進	OUT		○	○			○		○					○	○									○	○				○
A21	環境政策課	大気汚染監視指導事業（ばい煙発生施設等実態調査）	測定の実施	大気環境保全対策の推進	OUT		○	○					○					○	○									○	○				○
A22	環境政策課	大気監視施設管理事業	大気の常時監視	大気環境保全対策の推進	OUT		○	○			○		○					○	○									○	○				○
A23	環境政策課	オゾン層保護対策事業（フロン環境濃度調査事業）	測定の実施	オゾン層保護に係る環境保全対策の推進	OUT		○	○										○		○	○							○	○				○
A24	環境政策課	大気汚染監視指導事業	測定の実施	酸性雨に係る環境保全対策の推進	OUT		○	○					○					○	○									○	○				○
A25	環境政策課	水源の森保全酸性雨影響調査事業	測定の実施	酸性雨に係る環境保全対策の推進	OUT		○	○					○					○	○									○	○				○
A26	環境政策課	環境情報システム利用事業	集計結果の活用	流域の発生負荷の把握による環境保全対策の推進	OUT		○	○						○														○	○				○
A27	環境政策課	水質環境監視事業	実践活動の実施	生活排水浄化実践活動の推進	OUT		○	○						○											○		○	○	○	○			○
A28	環境政策課	水質土壌汚染対策指導事業（水質汚濁防止法、瀬戸法、条例）	設置許可	水質汚濁の防止	OUT		○	○						○				○										○	○				○
A29	環境政策課	水質土壌汚染対策指導事業（工場排水調査）	測定の実施	水質環境保全対策の推進	OUT		○	○						○				○										○	○				○
A30	環境政策課	水質環境監視事業（広域総合水質調査）	測定の実施	水質環境保全対策の推進	OUT		○	○						○				○										○	○				○
A31	環境政策課	公共用水域水質調査事業	測定計画の作成	水質環境保全対策の推進	OUT		○	○						○														○	○				○
A32	環境政策課	水質環境監視事業（海水浴場水質検査）	測定の実施	海水浴場の水質保全対策の推進	OUT		○	○						○											○		○	○	○				○

著しい環境側面登録簿（一般事務事業の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事務・事業名	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 環境保全・改善を目的	環境影響評価 b 普及啓発効果			登録
A33	環境政策課	水質環境保全推進事業（総量規制監視調査）	立入調査や測定の実施	水質環境保全対策の推進	OUT		○	○						○				○										○	○				○
A34	環境政策課	水質土壌汚染対策指導事業（有害物質使用事業場調査）	立入調査や測定の実施	水質環境保全対策の推進	OUT		○	○			○			○	○													○	○				○
A35	環境政策課	公共用水域水質調査事業（地下水水質調査）	測定の実施	水質環境保全対策の推進	OUT		○	○			○			○	○													○	○				○
A36	環境政策課	公共用水域水質調査事業	測定の実施	水質環境保全対策の推進	OUT		○	○						○														○	○				○
A37	環境政策課	公共用水域水質調査事業（ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ生成能監視）	測定の実施	水質環境保全対策の推進	OUT		○	○						○														○	○				○
A38	環境政策課	化学物質環境汚染実態調査事業	化学物質の挙動等の調査	化学物質による環境汚染の未然防止	OUT		○	○					○	○				○										○	○				○
A39	環境政策課	ダイオキシン類削減対策総合調査事業、ダイオキシン類測定施設管理事業	測定の実施	ダイオキシン類に係る環境保全対策の推進	OUT		○	○			○		○	○	○			○										○	○	○			○
A40	環境政策課	ダイオキシン類削減対策総合調査事業	県民への情報提供	ダイオキシン類に係る環境保全対策の推進	OUT		○	○			○		○	○	○			○										○	○	○			○
A41	環境政策課	環境ホルモン実態調査事業	測定の実施	環境ホルモンに係る環境保全対策の推進	OUT		○	○			○		○	○				○										○	○				○
A42	環境政策課	環境ホルモン実態調査事業	県民への情報提供	環境ホルモンに係る環境保全対策の推進	OUT		○	○			○		○	○				○										○	○	○			○
A43	環境政策課	化学物質総合管理事業	化学物質の適正な管理の実施	化学物質の安全管理の推進	OUT		○	○			○		○	○	○			○									○	○					○
A44	環境政策課	水質土壌汚染対策指導事業	立入調査や測定の実施	土壌環境保全対策の推進	OUT		○	○							○													○					○
A45	環境政策課	環境影響評価指導審査事業	アセスの指導・審査・情報提供	開発等に係る環境悪化の未然防止	OUT		○	○				○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○	○			○
A46	環境政策課	環境配慮型イベント（エコイベント）開催事業	環境配慮型イベントの開催	環境に配慮したイベントの開催	OUT		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○		○	○			○
A47	環境政策課	地球にやさしい環境づくり融資事業（太陽光発電）	普及ｷｬﾝﾍﾟｰﾝの実施、融資の実施	太陽光発電システムの設置	OUT		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○				○
A48	環境政策課	ＣＯ２削減新社会ｼｽﾃﾑ構築事業（ｶｰﾎﾞﾝ・ｵﾌｾｯﾄｼｽﾃﾑの導入検討）	ｶｰﾎﾞﾝ・ｵﾌｾｯﾄの推進	地球温暖化対策の取組の推進	OUT		○	○										○			○	○	○	○				○	○	○			○

著しい環境側面登録簿（一般事務事業の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事務・事業名	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	間接	状態区分 定常	非定常	緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a環境保全・改善を目的	b普及啓発効果			登録
A49	環境政策課	やまぐちの美しい里山・海づくり推進事業	普及啓発	環境美化の推進	OUT		○	○									○							○	○	○	○	○	○	○			○
A50	環境政策課	再生可能エネルギー推進指針策定事業	再生可能エネルギー推進指針の策定	再生可能エネルギーの導入促進	OUT		○	○													○	○	○					○	○	○			○
A51	環境政策課	再生可能エネルギー関連設備導入支援事業	設備導入の補助	再生可能エネルギーの導入促進	OUT		○	○													○	○	○					○	○	○			○
A52	環境政策課	再生可能エネルギー普及啓発事業	普及啓発	再生可能エネルギーの導入促進	OUT		○	○													○	○	○					○	○	○			○
A53	環境政策課	地域主導型再生可能エネルギー等支援事業	実証事業等の支援	再生可能エネルギーの導入促進	OUT		○	○													○	○	○					○	○	○			○
A54	環境政策課	電気自動車導入環境整備事業	インフラ整備促進の基礎調査	地球温暖化対策の取組の推進	OUT		○	○													○	○	○					○	○	○			○
A55	生活衛生課	水道施設維持管理指導事業	水道施設維持管理指導	水道の普及及び水質の衛生確保	OUT		○	○			○																	○	○				○
A56	生活衛生課	水道施設整備指導事業	水道施設建設指導	水道の普及及び水質の衛生確保	OUT		○	○			○																	○	○				○
A57	生活衛生課	飲料水検査指導事業	飲料水の水質指導	飲料水の衛生確保	OUT		○	○			○																	○	○				○
A58	生活衛生課	水道広域化促進事業	水道施設建設助成	水道の普及及び水質の衛生確保	OUT		○	○			○																	○	○				○
A59	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	産業廃棄物適正処理指導事業	処理業者への指導	廃棄物の適正処理	OUT		○	○									○											○	○	○			○
A60	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	夜間不法投棄パトロール事業	夜間における不法投棄の監視	廃棄物の不法投棄の防止と早期対応等	OUT		○	○									○											○	○				○
A61	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	不法投棄等監視対策事業	監視ﾊﾟﾄﾛｰﾙ班の設置による監視強化	廃棄物の不法投棄の防止と早期発見、早期対応	OUT		○	○									○											○	○				○
A62	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	不法投棄ホットライン事業	不法投棄ホットラインの設置	廃棄物の不法投棄の防止と早期対応等	OUT		○	○									○											○	○	○			○

著しい環境側面登録簿（一般事務事業の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事務・事業名	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 環境保全・改善を目的	環境影響評価 b 普及啓発効果	登録
A63	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	海岸漂着物地域対策推進事業	海岸漂着物の回収・処分等の推進	海岸漂着物の円滑な処理と発生の抑制	OUT		○	○									○									○		○	○		○
A64	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	ＰＣＢ廃棄物適正処理対策事業	ＰＣＢ廃棄物の適正保管･適正処理の推進	ＰＣＢ廃棄物の適正保管・処理の推進	OUT		○	○						○	○		○											○	○		○
A65	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	自動車リサイクル法施行事務費	処理業者への指導	廃棄物の適正処理	OUT		○	○									○											○	○		○
A66	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	広域最終処分場整備促進対策事業	産廃処分場の整備促進	産廃処分場の整備促進	OUT		○	○									○											○	○		○
A67	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	周南地域広域最終処分場整備促進対策事業	産廃処分場の整備	産廃処分場の整備促進	OUT		○	○									○											○	○		○
A68	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	一般廃棄物処理等運営指導事業	市町等適正処理の指導	一般廃棄物の適正処理の促進	OUT		○	○									○											○	○	○	○
A69	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	一般廃棄物処理施設整備指導事業	市町の処理施設整備の指導	一般廃棄物の適正処理の促進	OUT		○	○									○											○	○		○
A70	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	廃棄物３Ｒ事業化支援事業	廃棄物３Ｒに係る事業化検討の促進	廃棄物の減量化、リユース・リサイクルの促進	OUT		○	○									○						○					○	○	○	○
A71	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	優良事業者育成支援事業	講習会の開催による優良事業者の育成支援	産業廃棄物の適正処理の推進	OUT		○	○									○											○	○	○	○
A72	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	廃棄物減量化・リサイクル推進事業	リサイクル施設整備促進	廃棄物の減量化、リサイクルの促進	OUT		○	○									○						○					○	○	○	○
A73	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課	資源循環事例等認定普及事業	リサイクル製品、エコファクトリーの認定・普及	廃棄物の減量化、リサイクルの促進	OUT		○	○									○						○					○	○	○	○
A74	自然保護課	鳥獣保護区等設置事業(鳥獣保護員設置)	鳥獣保護区管理	鳥獣の保護	OUT	○		○										○										○	○		○
A75	自然保護課	鳥獣保護区等設置事業(鳥獣保護区等設置)	保護区の指定	鳥獣の保護	OUT	○		○										○										○	○		○
A76	自然保護課	鳥獣保護推進事業(傷病鳥獣保護事業)	傷病鳥獣の保護	鳥獣の保護	OUT		○	○										○										○	○		○
A77	自然保護課	鳥獣保護推進事業(探鳥会開催事業)	探鳥会の開催	愛鳥保護思想の普及	OUT		○	○										○									○	○	○	○	○
A78	自然保護課	鳥獣保護推進事業(愛鳥ﾓﾃﾞﾙ校育成事業)	ﾓﾃﾞﾙ校の指定	愛鳥活動の実施	OUT		○	○										○									○	○	○	○	○

著しい環境側面登録簿（一般事務事業の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事務・事業名	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	①人の健康被害・局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 環境保全・改善を目的	環境影響評価 b 普及啓発効果			登録
A79	自然保護課	鳥獣保護推進事業(野生鳥獣の生態把握)	野生鳥獣の生態把握	野生鳥獣の生態把握による保護管理	OUT		○	○										○										○	○				○
A80	自然保護課	ツキノワグマ保護管理対策事業(保護管理事業)	ツキノワグマの生息実態の把握	ツキノワグマの生息実態把握等による保護管理	OUT		○	○										○										○	○				○
A81	自然保護課	ツキノワグマ保護管理対策事業(安全確保事業)	放獣作業等の安全確保	ツキノワグマ出没時の組織対応の強化	OUT		○	○										○										○	○				○
A82	自然保護課	希少野生動植物保護対策推進事業(人材育成)	支援員の登録・研修	野生動植物の保護	OUT		○	○										○									○	○	○	○			○
A83	自然保護課	希少野生動植物保護対策推進事業(保護対策)	指定種の指定	野生動植物の保護	OUT		○	○										○									○	○	○	○			○
A84	自然保護課	狩猟対策事業(休猟区設定)	休猟区の指定	野生鳥獣の保護	OUT	○		○										○										○	○				○
A85	自然保護課	放鳥事業	放鳥	生物の保護	OUT		○	○										○										○	○				○
A86	自然保護課	中国自然歩道管理事業	自然歩道の維持管理	自然環境の適正な管理	OUT		○																			○	○	○	○				○
A87	自然保護課	秋吉台国定公園管理費補助事業	山焼きの実施	草原の維持	OUT		○	○										○						○				○	○				○
A88	自然保護課	自然公園保護管理事業(自然公園管理員等の設置)	管理員の保護管理の実施	自然環境の適正な管理	OUT		○	○										○								○		○	○				○
A89	自然保護課	自然公園保護管理事業(自然公園美化対策推進事業)	自然公園内の美化清掃業務の実施	自然環境の適正な管理	OUT		○	○																		○		○	○	○			○
A90	自然保護課	自然保護企画調整事業	自然環境保全審議会の開催	自然環境の適正な管理	OUT		○	○										○						○	○	○			○				○
A91	自然保護課	自然環境保全地域等対策事業(自然保護指導員の設	自然保護指導員による管理	自然環境の適正な管理	OUT		○	○										○						○				○	○				○
A92	自然保護課	自然環境保全地域等対策事業(豊かな流域づくり・干潟ふれあい推進事業)	カブトガニ等の干潟生物の調査	河口干潟の再生に向けた取組の推進	OUT		○	○						○				○					○		○	○	○	○	○	○			○
A93	自然保護課	自然保護思想普及啓発事業(緑の少年隊交歓大会)	交歓大会の開催	自然保護思想の普及啓発	OUT		○	○																○		○	○	○	○	○			○
A94	自然保護課	やまぐち自然環境学習推進事業	自然環境学習の実施	自然環境に係る普及啓発	OUT		○	○																			○	○	○	○			○

著しい環境側面登録簿（一般事務事業の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事務・事業名	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 環境保全・改善を目的	環境影響評価 b 普及啓発効果	登録
A95	自然保護課	きらら浜自然観察公園管理運営事業	施設の管理運営	自然環境学習の推進	OUT		○	○										○							○	○	○	○	○	○	○
A96	薬務課	毒物劇物指導取締事業	監視・指導・啓発	毒物劇物危害防止（事故防止）	OUT		○	○			○		○	○	○														○	○	○
A97	薬務課	毒物劇物営業者登録ｼｽﾃﾑ維持管理事業	情報管理機能の強化	毒物劇物危害防止（事故防止）	OUT		○	○			○		○	○	○														○		○
A98	薬務課	毒物劇物情報管理ｼｽﾃﾑ維持管理事業	啓発・普及	毒物劇物危害防止（事故防止）	OUT		○	○			○		○	○	○														○		○
A99	薬務課	毒劇物情報GISｼｽﾃﾑ運用事業	情報管理機能の強化	毒物劇物危害防止（事故防止）	OUT		○	○			○		○	○	○														○		○
A100	商政課	小売商業活動促進事業（大規模小売店舗立地法事務）	届出の受理、協議会による審査意見の通知	大規模小売店舗による良好な生活環境の保持のための配慮の確保	OUT		○	○				○	○	○			○									○			○		○
A101	新産業振興課	液化水素エネルギー利活用プロジェクト推進事業	検討会、セミナー等の開催	水素エネルギーの利活用による環境負荷低減型次世代環境産業の集積	OUT		○	○													○		○						○	○	
A102	新産業振興課	やまぐちＬＥＤ応用製品事業化促進事業	事業化促進	ＬＥＤ応用製品の事業化促進による環境負荷低減型次世代環境産業の集積	OUT		○	○													○		○						○		
A103	新産業振興課	次世代産業クラスター形成事業	事業化促進	県内企業の研究開発や新事業展開を促進することによる「環境・エネルギー分野」の次世代産業の集積	OUT		○	○													○		○						○		○
A104	企画流通課	味な都・やまぐち推進事業	地産・地消の推進	エネルギーの削減と環境への負荷の低減	OUT		○	○			○		○																		○
A105	農業振興課	需要対応型産地育成事業	普及啓発の実施	有機物施用・減農薬・減化学肥料による農業の推進	OUT		○	○						○	○		○	○					○					○	○	○	○
A106	農業振興課	安心･安全農作物づくりサポート事業	適正使用等の普及啓発及び河川農薬モニタリング	農薬使用量の削減及び水質保全対策の推進	OUT		○	○			○			○	○													○	○	○	○
A107	農業振興課	園芸作物等推進対策事業	地域協議会の指導及び一斉回収の実	農業用廃ﾌﾟﾗの適正処理体制の確立	OUT		○	○						○	○		○	○			○		○					○	○	○	○

著しい環境側面登録簿（一般事務事業の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類		環境側面	IN・OUT	影響区分		状態区分			環境影響項目																	山口県環境基本計画	環境影響評価				登録
		事務・事業名	プロセス			直接	間接	定常	非定常	緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい		a環境保全・改善を目的	b普及啓発効果			
A108	畜産振興課	畜産資源活用推進事業	地域の実情に応じた環境保全調査指導	畜産に係る環境問題の改善	OUT		○	○				○		○	○		○											○	○	○			○
A109	畜産振興課	強い畜産生産拡大事業	地域資源（たい肥、飼料作物、稲わら）の有効利用	地域資源を有効利用した肉用牛経営の支援	OUT		○	○				○		○	○		○							○					○	○			○
A110	森林企画課	やまぐち森林づくり普及促進事業	森林づくり活動、協議会	森林整備意識の醸成、地球温暖化防止と木材の利活用	OUT		○	○					○					○			○	○	○	○			○	○	○	○			○
A111	森林企画課	森林整備加速化・林業再生基金事業	森林の流域管理システムの推進	上下流連携した森林整備の推進	OUT		○	○										○			○	○	○	○			○	○	○	○			○
A112	森林企画課	県民参加による森林づくり活動促進事業	里山の再生と里山文化の創造	県民参加の森林整備と利活用の促進	OUT		○	○					○					○			○		○	○			○	○	○	○			○
A113	森林企画課	県民との協働による百年の森づくり推進事業	普及啓発	県民との協働による森林づくりの推進	OUT		○	○					○	○				○			○		○	○	○		○	○	○	○			○
A114	森林企画課	森林づくり活動支援事業	普及啓発	県民との協働による森林づくりの推進	OUT		○	○					○	○				○			○		○	○	○		○	○	○	○			○
A115	森林整備課	保安林整備管理事業	保安林の指定	保安林の指定による森林の保全	OUT		○	○					○	○				○			○		○	○		○	○	○	○				○
A116	森林整備課	松くい虫防除事業	事業執行	松林の保全	OUT		○	○															○	○					○				○
A117	水産振興課	藻場・干潟保全活動支援事業	漁業者等が行う藻場干潟の保全活動	海洋環境の改善、漁業資源の回復	OUT		○	○										○							○				○	○			○
A118	水産振興課	水産振興事業	豊魚祭の実施(稚魚の放流)	漁業資源の適正管理	OUT	○		○										○											○	○			○
A119	水産振興課	資源管理推進事業	種苗配布・放流	漁業資源の回復	OUT		○	○										○					○						○				○
A120	水産振興課	内水面漁業活性化対策事業（アユ冷水病対策事業、食害動物対策事業）	カワウ食害等防除対策、河川におけるアユ冷水病対策	漁業資源の回復	OUT		○	○										○					○						○				○
A121	都市計画課	都市公園管理運営事業	樹木の管理	樹木の管理による環境浄化	OUT		○	○					○					○			○			○				○	○				○

著しい環境側面登録簿（一般事務事業の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事務・事業名	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	① 人の健康被害 局所的	② 騒音・振動・悪臭	③ 大気汚染	④ 水質汚濁	⑤ 土壌汚染・地下水汚染	⑥ 地盤沈下	⑦ 廃棄物の発生	⑧ 生態系への影響	⑨ 酸性雨	⑩ オゾン層の破壊	⑪ 地球温暖化	⑫ 熱帯林の減少・砂漠化	⑬ 資源の枯渇	⑭ 緑地の保全・創造	⑮ 水辺の保全・創造	⑯ 景観・歴史的環境の保全	⑰ 自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 環境保全・改善を目的	環境影響評価 b 普及啓発効果			登録
A122	都市計画課	過疎地域公共下水道整備元利補給金補助	補助事業の実施	生活排水の浄化	OUT		○	○						○	○													○	○				○
A123	港湾課	港湾環境整備費	清掃活動の実施	港湾環境向上	OUT		○	○						○															○				○
A124	物品管理課	物品管理運営事業	古紙回収の実施	廃棄物の発生抑制等	OUT	○		○									○					○	○						○				○
A125	物品管理課	物品管理運営事業	備品バンク制度	物品の長期使用	OUT	○		○									○					○	○						○				○
A126	物品管理課	物品管理運営事業	環境対応商品の購入	グリーン購入の促進	IN	○		○									○		○	○	○	○	○						○				○
A127	電気工水課	自然エネルギー発電普及啓発事業	自然エネルギーPRのため、イベント参加	自然エネルギーを利用した発電事業の啓発	OUT		○	○					○				○	○	○	○	○		○					○	○	○			○
A128	義務教育課	やまぐちエコリーダースクール認証制度	学校版環境マネジメントシステムへの取組	環境保全に対する正しい理解と主体的な行動をする児童・生徒の育成	OUT		○	○					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
A129	社会教育・文化財課	青少年自然体験活動推進事業	自然体験活動の実施	参加者の活動の実施	OUT		○	○																			○			○			○
A130	社会教育・文化財課	文化財調査指導費	未指定文化財の調査等	景観、歴史的環境の保全	OUT		○	○																		○		○	○				○
A131	社会教育・文化財課	文化財保護管理事業	国指定文化財の保護・維持管理	景観、歴史的環境の保全	OUT		○	○																		○		○	○				○
A132	社会教育・文化財課	文化財愛護普及事業	文化財愛護教室の開催等	文化財愛護思想の普及	OUT		○	○																		○		○	○	○			○
A133	社会教育・文化財課	国指定文化財保存活用事業	国指定文化財の保存	景観、歴史的環境の保全	OUT		○	○																		○		○	○				○

著しい環境側面登録簿（一般事務事業の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事務・事業名	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	① 人の健康被害 局所的	② 騒音・振動・悪臭	③ 大気汚染	④ 水質汚濁	⑤ 土壌汚染・地下水汚染	⑥ 地盤沈下	⑦ 廃棄物の発生	⑧ 生態系への影響	⑨ 酸性雨	⑩ オゾン層の破壊	⑪ 地球温暖化	⑫ 熱帯林の減少・砂漠化	⑬ 資源の枯渇	⑭ 緑地の保全・創造	⑮ 水辺の保全・創造	⑯ 景観・歴史的環境の保全	⑰ 自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 環境保全・改善を目的	環境影響評価 b 普及啓発効果			登録
A134	社会教育・文化財課	県指定文化財保存活用事業	県指定文化財の保存	景観、歴史的環境の保全	OUT		○	○																		○		○	○				○
A135	社会教育・文化財課	博物館学校地域連携教育支援事業（博物館普及教育事	講座、観察会の開催等	自然と人とのふれあい	OUT		○	○																			○			○			○
A136	社会教育・文化財課	国指定文化財大規模保存整備事業（龍福寺本堂）	重要文化財の保護	景観、歴史的環境の保全	OUT		○	○																		○		○	○				○

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	作業分類	具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	登録
A137	自然保護課	公園	・土地の形質の変更	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●		●	●				○		○
				土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
						電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
						騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
						ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工																															○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
						アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
						鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
						木材の消費	IN		○	○															●						○				○
						ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				プレキャスト製品設置																															
				木材設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
					施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
						景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
			・表面仕上げ工	植生工、植栽工、吹付工、																															
			・仮設工	足場工、																															
			・施設の供用	(施設の供用)																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	作業分類	具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	間接	状態区分 定常	非定常	緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	登録
A138	農村整備課	土地改良	・土地の形質の変更	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
				浚渫工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				ボーリング工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				構造物撤去工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリートエ		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				現場混合処理工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
				地盤改良工		ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
				捨石工		景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
				かごエ																															
			・表面仕上げエ	植生工、吹付工、 区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工 支保工、足場工																															
			・施設の供用	(施設の供用)																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 作業分類	業務分類 具体的工事内容	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	登録
A139	畜産振興課	畜産	・土地の形質の変更	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工（掘削盛土埋戻）	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
						電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
						騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
						ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石（基礎、路盤）工																															○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
						アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
						鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
						木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
						ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	プレキャスト製品設置	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
					施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
						景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、区画線工																															
			・施設の供用	（施設の供用）																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	作業分類	具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	間接	状態区分 定常	非定常	緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	登録
A140	森林整備課	治山	・土地の	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
			形質の	土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			変更	浚渫工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				ボーリング工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				構造物撤去工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
			の築造	型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				現場混合処理工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
				地盤改良工		ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
			の設置	プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
				捨石工		景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
				かご工																															
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工、支保工、足場工																															
			・施設の供用	(施設の供用)																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類				環境側面	IN・OUT	影響区分		状態区分			環境影響項目																	山口県環境基本計画	環境影響評価				登録
		事業分野	作業分類	具体的工事内容	プロセス			直接	間接	定常	非定常	緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい		a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	
A141	漁港漁場整備課	漁場	・土地の形質の変更		土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
				浚渫工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				ボーリング工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				構造物撤去工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
					原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
						鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				捨石工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
					施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
						景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
			・仮設工	足場工																															
			・施設の供用	(施設の供用)																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	事業分野	作業分類	具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 騒音・大気・水質等	環境影響評価 b 人の健康被害・おそれ	環境影響評価 c 自然や生態系への影響	環境影響評価 d 苦情の発生・おそれ	登録
A142	漁港漁場整備課	海岸	・土地の形質の変更	土工（掘削盛土埋戻）	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
					軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
						電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
						騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
						ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石（基礎、路盤）工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				場所打杭工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				地盤改良工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
						木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
						ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工																															
				捨石工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
				かご工		景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、																															
			・仮設工	輸送工、水替工 支保工、足場工																															
			・施設の供用	（施設の供用）																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 作業分類	業務分類 具体的工事内容	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	登録
A143	漁港漁場整	漁港	・土地の		土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
	備課		形質の	土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			変更	浚渫工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				ボーリング工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				構造物撤去工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
			の築造	型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				現場混合処理工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				地盤改良工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
						木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
						ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
			の設置	プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				捨石工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
						景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
			・表面仕	植生工、吹付工、																															
			上げ工	区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工																															
				支保工、足場工																															
			・施設の	(施設の供用)																															
			供用																																

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	作業分類	具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	間接	状態区分 定常	非定常	緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	登録
A144	道路整備課	道路	・土地の形質の変更	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
				ボーリング工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				構造物撤去工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
						ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				鉄筋工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				アスファルト舗装工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				グラウト工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				地盤改良工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
						木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
						ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				かご工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○			●	●	●					●			●									○	○		○
				電気設備工		景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、除草工 区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工、支保工 足場工、型枠工																															
			・施設の供用	（施設の供用）																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 作業分類	業務分類 具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	① 人の健康被害 局所的	② 騒音・振動・悪臭	③ 大気汚染	④ 水質汚濁	⑤ 土壌汚染・地下水汚染	⑥ 地盤沈下	⑦ 廃棄物の発生	⑧ 生態系への影響	⑨ 酸性雨	⑩ オゾン層の破壊	⑪ 地球温暖化	⑫ 熱帯林の減少・砂漠化	⑬ 資源の枯渇	⑭ 緑地の保全・創造	⑮ 水辺の保全・創造	⑯ 景観・歴史的環境の保全	⑰ 自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 騒音・大気・水質等	環境影響評価 b 人の健康被害・おそれ	環境影響評価 c 自然や生態系への影響	環境影響評価 d 苦情の発生・おそれ	登録
A145	道路建設課	道路	・土地の形質の変更	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
				ボーリング工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				構造物撤去工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
						ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				鉄筋工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				アスファルト舗装工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				グラウト工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				地盤改良工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
						木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
						ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				かご工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○			●	●	●					●			●									○	○		○
				電気設備工		景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、除草工 区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工、支保工 足場工、型枠工																															
			・施設の供用	(施設の供用)																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	作業分類	具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	間接	状態区分 定常	非定常	緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	登録
A146	都市計画課	道路	・土地の	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
			形質の	土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			変更	浚渫工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				ボーリング工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				構造物撤去工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
			の築造	型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				現場混合処理工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
				地盤改良工		ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
			の設置	プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
				捨石工		景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
				かご工																															
			・表面仕	植生工、吹付工、																															
			上げ工	区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工																															
				支保工、足場工																															
			・施設の供用	(施設の供用)																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類				環境側面	IN・OUT	影響区分		状態区分			環境影響項目																	山口県環境基本計画	環境影響評価				登録
		事業分野	作業分類	具体的工事内容	プロセス			直接	間接	定常	非定常	緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい		a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	
A147	都市計画課	下水道	・土地の形質の変更	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
				浚渫工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				ボーリング工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				構造物撤去工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				現場混合処理工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
				地盤改良工		ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
				捨石工		景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
				かご工																															
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工 支保工、足場工																															
			・施設の供用	(施設の供用)																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類			プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分		状態区分			環境影響項目																	山口県環境基本計画	環境影響評価				登録
		事業分野	作業分類	具体的工事内容				直接	間接	定常	非定常	緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい		a 騒音・大気・水質等	b 人の健康被害・おそれ	c 自然や生態系への影響	d 苦情の発生・おそれ	
A148	都市計画課	公園	・土地の形質の変更	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
				浚渫工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				ボーリング工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				構造物撤去工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				現場混合処理工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
				地盤改良工		ゴム・プラスチックの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
				捨石工		景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
				かご工																															
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工、支保工、足場工																															
			・施設の供用	(施設の供用)																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 作業分類	業務分類 具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 騒音・大気・水質等	b 人の健康被害・おそれ	c 自然や生態系への影響	d 苦情の発生・おそれ	登録
A149	砂防課	砂防	・土地の形質の変更	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
				浚渫工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				ボーリング工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				構造物撤去工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				現場混合処理工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
				地盤改良工		ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●						●	●		●				○		○
				捨石工		景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
				かごエ																															
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工 支保工、足場工																															
			・施設の供用	(施設の供用)																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 作業分類	業務分類 具体的工事内容	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a騒音・大気・水質等	環境影響評価 b人の健康被害・おそれ	環境影響評価 c自然や生態系への影響	環境影響評価 d苦情の発生・おそれ	登録
A150	河川課	河川	・土地の形質の変更	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工（掘削盛土埋戻）	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
				浚渫工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				ボーリング工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				構造物撤去工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石（基礎、路盤）工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				現場混合処理工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
				地盤改良工		ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●						●	●	●					○		○
				捨石工		景観等の変更	OUT		○	○																●	●	●					○		○
				かご工																															
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、 区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工 支保工、足場工																															
			・施設の供用	（施設の供用）																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 作業分類	業務分類 具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 騒音・大気・水質等	b 人の健康被害・おそれ	c 自然や生態系への影響	d 苦情の発生・おそれ	登録
A151	河川課	海岸	・土地の形質の変更	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
				浚渫工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				ボーリング工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				構造物撤去工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				現場混合処理工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
				地盤改良工		ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●						●	●	●					○		○
				捨石工		景観等の変更	OUT		○	○																●	●	●					○		○
				かご工																															
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工 支保工、足場工																															
			・施設の供用	(施設の供用)																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 作業分類	業務分類 具体的工事内容	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 騒音・大気・水質等	b 人の健康被害・おそれ	c 自然や生態系への影響	d 苦情の発生・おそれ	登録
A152	河川課	ダム	・土地の形質の変更	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工（掘削盛土埋戻）	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
				ボーリング工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				構造物撤去工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
						ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石（基礎、路盤）工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
						木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
						ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
						景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工、支保工、足場工																															
			・施設の供用	（施設の供用）																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	作業分類	具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	間接	状態区分 定常	非定常	緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	登録
A153	港湾課	港湾	・土地の	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
			形質の	土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			変更	浚渫工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				ボーリング工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				構造物撤去工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
			の築造	型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				現場混合処理工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
				地盤改良工		ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
			の設置	プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				根固ブロック工	施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
				捨石工		景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
				かご工																															
			・表面仕	植生工、吹付工、																															
			上げ工	区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工																															
				支保工、足場工																															
			・施設の	(施設の供用)																															
			供用																																

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 作業分類	業務分類 具体的工事内容	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a騒音・大気・水質等	環境影響評価 b人の健康被害・おそれ	環境影響評価 c自然や生態系への影響	環境影響評価 d苦情の発生・おそれ	登録
A154	建築指導課	建築	・土地の形質の変更		土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
				構造物撤去工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
						騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
						ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				現場混合処理工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
				地盤改良工		ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
			・仮設工	足場工																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 作業分類	業務分類 具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 騒音・大気・水質等	b 人の健康被害・おそれ	c 自然や生態系への影響	d 苦情の発生・おそれ	登録
A155	住宅課	建築	・土地の形質の変更	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
				土工（掘削盛土埋戻）	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
				ボーリング工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				構造物撤去工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
						ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の築造	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石（基礎、路盤）工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
				地盤改良工		木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
						ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物の設置	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				木材設置工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
					施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
						景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
			・表面仕上げ工	植生工																															
				区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工																															
				支保工、足場工																															
			・施設の供用	（施設の供用）																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 作業分類	業務分類 具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	登録
A156	企業局	工業用	・土地の	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
	電気工水課	水道	形質の	土工(掘削盛土埋戻)	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			変更	ボーリング工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				構造物撤去工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
						ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
			の築造	型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石(基礎、路盤)工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
				グラウト工		アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
				場所打杭工		鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
				地盤改良工		木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
						ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物	石積工	廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
			の設置	プレキャスト製品設置		汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				杭打設工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				矢板工		木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				アンカー工		プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
					施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
						景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工 支保工、足場工																															
			・施設の供用	(施設の供用)																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有害な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 作業分類	業務分類 具体的工事内容	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a騒音・大気・水質等	b人の健康被害・おそれ	c自然や生態系への影響	d苦情の発生・おそれ	登録
A157	企業局 電気工水課	発電	・土地の	伐開除根	土地形質変更	土地の形質の変更	OUT		○	○										●						●	●	●	●				○		○
			形質の	土工（掘削盛土埋戻）	軽機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			変更	ボーリング工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
				構造物撤去工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
						ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
					重機械の使用	燃料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物	コンクリート工		電力の消費	IN		○	○					●						●		●		●						○				○
			の築造	型枠工		騒音・振動の発生	OUT		○	○				●																	○			○	○
				鉄筋工		ばい煙や粉じんの排出	OUT		○	○					●						●		●								○			○	○
				砕石（基礎、路盤）工		汚水の排出	OUT		○	○						●															○			○	○
				アスファルト舗装工	原材料の消費	コンクリートの消費	IN		○	○															●						○				○
						アスファルトの消費	IN		○	○															●						○				○
						鋼材の消費	IN		○	○															●						○				○
						木材の消費	IN		○	○														●	●						○				○
						ｺﾞﾑ･ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの消費	IN		○	○															●						○				○
						その他の材料の消費	IN		○	○															●						○				○
			・構造物		廃棄物の発生	建設残土の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
			の設置			汚泥の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼製付属施設設置工		コンクリート塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
				鋼構造物工		アスファルト塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						木くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						金属くずの発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						プラスチック塊の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
						その他の廃棄物の発生	OUT		○	○									●												○			○	○
					施設の供用	自然環境の改変等	OUT		○	○										●													○		○
						景観等の変更	OUT		○	○																		●					○		○
			・表面仕上げ工	植生工、吹付工、 区画線工、塗装工																															
			・仮設工	輸送工、水替工 支保工、足場工																															
			・施設の供用	（施設の供用）																															

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	事務・事業名	プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	間接	状態区分 定常	非定常	緊急	①人の健康被害（局所的）	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a環境保全・改善を目的	b普及啓発効果		登録
A158	自然保護課	公園	国定公園施設整備事業	国定公園等の施設整備	人と自然とのふれあいの増進	OUT		○	○																			○	○	○			○
A159	農村整備課	土地改良	農業集落排水事業	農業集落における汚水処理施設等の	生活排水処理の推進	OUT		○	○						○														○	○			○
A160	畜産振興課	畜産	畜産基盤再編総合整備事業	草地整備、畜舎等整備	資源循環の推進	OUT		○	○				○		○	○		○				○			○				○	○			○
A161	森林整備課	造林	造林事業	森林の整備	森林環境の保全	OUT		○	○					○	○				○			○		○	○				○	○			○
A162	森林整備課	造林	公益森林整備事業	森林の整備	森林の公益的機能回復	OUT		○	○					○	○				○			○								○			○
A163	森林整備課	造林	竹繁茂防止緊急対策事業	繁茂竹林の伐採等	森林の公益的機能回復	OUT		○	○					○	○				○			○		○	○		○			○	○		○
A164	森林整備課	治山	水源地域整備事業	水土保全施設及び荒廃森林の整備	水源涵養機能の拡充強化	OUT		○	○					○	○				○			○		○	○				○	○			○
A165	森林整備課	治山	保安林整備事業	保安林の整備	保安林の機能強化	OUT		○	○					○	○				○			○		○	○				○	○			○
A166	森林整備課	造林	豊かな森林づくり推進事業	荒廃森林の整備等	森林の公益的機能回復	OUT		○	○					○	○				○			○			○		○			○			○
A167	森林整備課	治山	魚つき保安林等海岸林整備事業	保安林の整備	保安林等の機能強化	OUT		○	○					○	○				○			○		○	○		○		○	○			○
A168	漁港漁場整備課	漁場	水産基盤整備	魚礁の設置	魚介類の生息・生育の場の整備	OUT		○	○										○					○				○	○	○			○
A169	漁港漁場整備課	漁場	水産基盤整備	藻場・干潟の造成	魚介類の生息・生育の場の整備、水質の浄化	OUT		○	○						○				○			○		○					○	○			○
A170	漁港漁場整備課	海岸	海岸保全施設整備事業	潜堤・離岸堤等の整備	海浜の保全、海藻等の育成	OUT		○	○										○						○	○				○			○
A171	漁港漁場整備課	漁港	漁業集落環境整備事業	漁業集落での汚水処理施設等の整備	汚水処理の推進	OUT		○	○						○														○	○			○
A172	漁港漁場整備課	漁港	漁港環境整備事業	緑地等の整備	緑化の推進	OUT		○	○					○								○			○		○		○	○			○
A173	道路整備課	道路	道路事業	道路の維持管理	交通流の円滑化	OUT		○	○				○	○								○		○					○	○			○
A174	道路整備課	道路	道路事業	電線の地中化	都市景観の向上	OUT		○	○																		○		○	○			○

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 事務・事業名	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	環境影響項目 ①人の健康被害 局所的	②騒音・振動・悪臭	③大気汚染	④水質汚濁	⑤土壌汚染・地下水汚染	⑥地盤沈下	⑦廃棄物の発生	⑧生態系への影響	⑨酸性雨	⑩オゾン層の破壊	⑪地球温暖化	⑫熱帯林の減少・砂漠化	⑬資源の枯渇	⑭緑地の保全・創造	⑮水辺の保全・創造	⑯景観・歴史的環境の保全	⑰自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 環境保全・改善を目的	環境影響評価 b 普及啓発効果		登録
A175	道路建設課	道路	道路事業	交差点改良	交通流の円滑化	OUT		○	○					○								○		○					○	○			○
A176	道路建設課	道路	道路事業	道路の新設及び拡幅	交通流の円滑化	OUT		○	○				○	○								○		○						○			○
A177	都市計画課	道路	街路事業	道路の新設、改築、立体交差、右折レーンの整備	交通流の円滑化	OUT		○	○				○	○								○		○					○	○			○
A178	都市計画課	道路	街路事業	街路樹の整備	緑化の推進等	OUT		○	○					○								○			○		○		○	○			○
A179	都市計画課	道路	街路事業	アメニティ歩道の整備	アメニティの向上	OUT		○	○				○														○		○	○			○
A180	都市計画課	道路	街路事業	電線類の地中化	都市景観の向上	OUT		○	○																		○		○	○			○
A181	都市計画課	下水道	流域下水道整備事業	下水道の整備	生活排水等の処理の推進	OUT		○	○						○	○													○	○			○
A182	都市計画課	公園	都市公園整備事業	都市公園の整備	緑化の推進等	OUT		○	○					○								○			○		○	○	○	○			○
A183	砂防課	砂防	砂防事業	砂防えん堤及び渓流保全工の整備	土砂災害防止施設の建設推進等	OUT		○	○										○			○			○	○	○	○	○	○			○
A184	河川課	河川	広域河川河川事業 総合流域防災事業	多自然川づくり植栽護岸、魚道等	生態系や自然環境にやさしい河川の整備	OUT		○	○					○	○				○			○			○	○	○	○	○	○			○
A185	港湾課	港湾	港湾事業	廃棄物埋立護岸の整備	廃棄物の適正処理の推進	OUT		○	○									○											○	○			○
A186	建築指導課	建築	建築事業	公共建築物の断熱化等施工	省エネルギーの推進	OUT		○	○					○								○		○					○	○			○

著しい環境側面登録簿（公共事業等の有益な環境側面）

登録番号	課名	業務分類 事業分野	業務分類 事務・事業名	業務分類 プロセス	環境側面	IN・OUT	影響区分 直接	影響区分 間接	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	① 人の健康被害 局所的	② 騒音・振動・悪臭	③ 大気汚染	④ 水質汚濁	⑤ 土壌汚染・地下水汚染	⑥ 地盤沈下	⑦ 廃棄物の発生	⑧ 生態系への影響	⑨ 酸性雨	⑩ オゾン層の破壊	⑪ 地球温暖化	⑫ 熱帯林の減少・砂漠化	⑬ 資源の枯渇	⑭ 緑地の保全・創造	⑮ 水辺の保全・創造	⑯ 景観・歴史的環境の保全	⑰ 自然と人とのふれあい	山口県環境基本計画	環境影響評価 a 環境保全・改善を目的	環境影響評価 b 普及啓発効果	環境影響評価	登録
A187	住宅課	建築	県営住宅建設事業	断熱化等施工	省エネルギーの推進	OUT		○	○					○								○		○					○	○			○
A188	住宅課	建築	県営住宅建設事業	内装パネルのF☆☆☆☆（ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放出量の少ないもの）使用	室内環境の保全	OUT		○	○			○																		○			○
A189	住宅課	建築	県営住宅建設事業	太陽光ｴﾈﾙｷﾞｰの活用	自然ｴﾈﾙｷﾞｰの利用	OUT		○	○					○								○		○					○	○			○
A190	電気工水課	工業用水道	工業用水道事業	工業用水の安定供給	良質な水の供給	OUT		○	○								○													○			○
A191	電気工水課	発電	電気事業	電力の安定供給	ｸﾘｰﾝｴﾈﾙｷﾞｰ供給	OUT		○	○					○						○		○		○						○			○
A192	電気工水課	発電	太陽光発電研究事業	太陽光発電モデルプラントによる実証試験	自然エネルギーの利用	OUT		○	○					○						○		○		○					○	○	○		○

著しい環境側面登録簿（オフィス活動、施設・設備の管理、物の保管等）

登録番号	課名	業務分類 事務・事業名	業務分類 プロセス	環境側面	使用量・保管量・排出量等	IN・OUT	状態区分 定常	状態区分 非定常	状態区分 緊急	① 人の健康被害（局所的）	② 騒音・振動・悪臭	③ 大気汚染	④ 水質汚濁	⑤ 土壌汚染・地下水汚染	⑥ 地盤沈下	⑦ 廃棄物の発生	⑧ 生態系への影響	⑨ 酸性雨	⑩ オゾン層の破壊	⑪ 地球温暖化	⑫ 熱帯林の減少・砂漠化	⑬ 資源の枯渇	⑭ 緑地の保全・創造	⑮ 水辺の保全・創造	⑯ 景観・歴史的環境の保全	⑰ 自然と人とのふれあい	状態区分	影響発生の頻度	環境影響の質と量	環境影響の範囲	被害の対象	総合評価点数	登録
A193	全庁共通	コピー用紙の使用	コピー用紙の使用	紙資源の消費	年間使用量（A4換算）39,060,710枚	IN	○															●					1	3	3	3	1	27	○
A194	全庁共通	廃棄物の排出	廃棄物の排出	廃棄物の排出	年間排出量 112,090kg	OUT	○									●											1	3	3	2	1	18	○
A195	全庁共通	公用車の使用	公用車の燃料消費	公用車の燃料消費	年間使用量 61,382Ｌ	IN	○															●					1	3	3	3	1	27	○
A196	管財課	電気の使用(庁舎全体)	電気の受入	電力の消費 契約電力3,950kW	年間使用量 4,485,151 kwh	IN	○					●						●		●		●					1	3	3	3	1	27	○
A197	管財課	都市ｶﾞｽの使用(庁舎全体)	都市ｶﾞｽの受入	都市ｶﾞｽの消費	年間使用量 284,699m3	IN	○															●					1	3	3	3	1	27	○
A198	管財課	都市ｶﾞｽの使用(庁舎全体)	都市ガスの消費	緊急時のガスの流出等		OUT			○	●	●	●						●		●							3	1	3	3	3	81	○
A199	管財課	水の使用(庁舎全体)	上水の消費	水道の使用 受水槽200m3 高架水槽(RF)15m3 (9F)16m3	年間使用量 16,404m3	IN	○															●					1	3	3	3	1	27	○
A200	管財課	水の使用(庁舎全体)	その他の水の消費	水の消費	年間使用量 21,507m3	IN	○															●					1	3	3	3	1	27	○
A201	管財課	汚水(下水)の排出	下水の排出	緊急時の下水の漏水等		OUT			○		●		●	●													3	1	3	2	1	18	○
A202	管財課	小型貫流蒸気ﾎﾞｲﾗｰの使用･管理	ボイラーの稼働	緊急時のガスの漏洩等		OUT			○	●	●	●						●		●							3	1	3	3	3	81	○
A203	管財課	ｶﾞｽ焚き二重効用吸収式冷温水発生機の使用･管理	ｶﾞｽ冷温水機の運転	緊急時のガスの漏洩等		OUT			○	●	●	●						●		●							3	1	3	3	3	81	○
A204	管財課	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰの使用･管理	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰの稼働	フロンガスの漏洩		OUT			○										●	●							3	1	3	3	1	27	○
A205	管財課	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ型空調機の使用･管理	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ型空調機の使用	ﾌﾛﾝｶﾞｽの漏洩(緊急)		OUT			○										●	●							3	1	3	3	1	27	○
A206	管財課	ﾊﾛｹﾞﾝ化物消火設備の使用･管理	ハロンガスの貯蔵	ハロンガスの漏洩(緊急時)		OUT			○										●	●							3	1	3	3	1	27	○
A207	管財課	ﾊﾛｹﾞﾝ化物消火設備の使用･管理	消火設備の使用	ハロンガスの排出		OUT			○										●	●							3	1	3	3	1	27	○
A208	管財課	非常用発電設備の使用･管理	特A重油の保管	受入時の重油の流出	保管量 20,000L	OUT			○	●	●		●	●													1	1	3	2	3	18	○

A209	管財課	非常用発電設備の使用･管理	特A重油の保管	緊急時の重油の流出		OUT			○	●	●		●	●													3	1	3	2	3	54	○
A210	管財課	PCB入りコンデンサ等の保管	保管	緊急時の飛散流出に伴う環境汚染	保管量 安定器用ｺﾝﾃﾞﾝｻ124個、ﾚﾝﾄｹﾞﾝ用ｺﾝﾃﾞﾝｻ2台、三相変圧器3個、単相変圧器3個、進相ｺﾝﾃﾞﾝｻ1個、高圧ｺﾝﾃﾞ	OUT			○	●			●	●		●											3	1	3	1	3	27	○
A211	防災危機管理課	防災行政無線管理運営(県　庁)	予備発電機の重油の保管	緊急時の重油の流出	保管量 1,500L	OUT			○	●	●		●	●													3	1	2	2	3	36	○
A212	物品管理課	PCB入り感圧複写紙の保管	保管	緊急時の飛散流出に伴う環境汚染	保管量 2,783kg	OUT			○	●			●	●		●											3	1	3	1	3	27	○
A213	教育政策課	PCB入りコンデンサ等の保管	保管	緊急時の飛散流出に伴う環境汚染	保管量 安定器419個、変圧器39台、ｺﾝﾃﾞﾝｻ13台、油入遮断器2台、開閉器2台、電源装置2台、電子冷却そう1台、送信発信器1台、受信器1台、X線装置1台、ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶｳﾝﾀ1台、PCB油1個、廃PCB等ﾄﾞﾗﾑ缶31本、疑PCB混入物ﾄﾞﾗﾑ缶94本 ﾎﾟﾘ容器2個、手袋等1個	OUT			○	●			●	●		●											3	1	3	1	3	27	○

文書分類番号	ＹＥＭＳ　３２１
改 定 版 数	２　版
制　　定　　日	平成12年11月 2日
最 終 改 定 日	平成19年 4月 1日

環 境 関 連 法 令 等 調 査 要 領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムの構築及び見直し等にあたって、環境に関連する法的及びその他の要求事項に関する調査、記録及び見直しの手順等について定める。

（適用範囲）

第２条　環境に関連する法的及びその他の要求事項に関する調査、記録及び見直しは、環境マネジメントシステムが対象とする全ての事務事業に関わる環境側面について実施する。

（定義）

第３条　この要領において、法的要求事項とは、県庁本庁舎内で行う事務事業に伴う環境側面について、環境に関連する法令、条例による規制や遵守すべき規程、要綱、指針、協定等（以下「環境関連法令」という。）の内容をいう。

２　この要領において、その他の要求事項とは、県庁本庁舎内で行う事務事業に伴う環境側面について、本県が受け入れを同意する基準等の内容をいう。

（調査の実施）

第４条　環境管理事務局は、法的及びその他の要求事項が適用される事務事業について、本庁内の全ての課・室あてに「法的及びその他の要求事項の調査手順」に基づく調査を依頼し、具体的な規制の内容等を「法的及びその他の要求事項調査表」（様式１）としてまとめる。

２　環境管理事務局は、毎年、「法的及びその他の要求事項調査表」の更新のための調査を実施する。なお、以下に掲げる場合には、その都度、所管する課・室の環境推進員はその内容を「法的及びその他の要求事項調査表」に記入し、環境管理事務局に提出する。

(1) 各課・室が行う事務事業に関わる環境関連法令の制定又は改廃があった場合

(2) 各課・室において、環境関連法令に関する新たな事務事業が生じた場合

(3) 各課・室が自ら遵守すべき基準を設定した場合

（最新情報の入手等）

第５条　環境管理事務局及び関係する環境推進員は、以下に掲げる情報入手先から常に最新の環境関連法令の状況の把握に努める。

(1) 官報

(2) 官公庁のホームページ
(3) 山口県報
(4) 環境関連法令集等のその他の情報

（環境法令等の登録）
第６条　環境管理事務局は、「法的及びその他の要求事項調査表」をもとに関係する課・室と協議のうえ、「環境関連法令等登録簿」（様式２）を作成し、環境管理責任者の承認を得る。
２　環境管理事務局は、作成した「環境関連法令等登録簿」及び「法的及びその他の要求事項調査表」を関係する環境推進員に配付する。
３　環境推進員は、「環境関連法令等登録簿」及び「法的及びその他の要求事項調査表」を所管する課・室に周知するとともに、関連する環境関連法令を入手し、随時、職員による閲覧や確認ができるよう保管する。

（見直し）
第７条　環境管理事務局は、環境関連法令の制定、改廃の情報を把握した場合は、関係する課・室と協議し、「環境関連法令等登録簿」及び「法的及びその他の要求事項調査表」の見直しを行う。
２　「環境関連法令等登録簿」及び「法的及びその他の要求事項調査表」の見直しは、第４条及び第６条に準じて実施する。

（記録）
第８条　記録は、「環境管理記録取扱要領」に基づき保管する。
２　「環境関連法令等登録簿」及び「法的及びその他の要求事項調査表」は、環境管理事務局で保管する。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。
この要領は、平成１７年４月１日から施行する。
この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

様式１（第４条第１項関係）

法的及びその他の要求事項調査表

平成　年　月　日

番 号	

部・課・室名			
担当者名		内線	

事務・事業名 (施設名)		
関係法令等名称		
規模、能力等		
適用される環境側面		
法等の規制の概要	法規制等の要求事項	
	法等の規制基準	
	対応状況	
資格者	名称	
	職氏名	

様式２（第６条第１項関係）

環　境　関　連　法　令　等　登　録　簿

登録日：平成　　年　　月　　日

法令等規制事項	主な要求事項	適用設備又は項目	適用基準等	運用手順	監視測定項目	監視測定方法	実施頻度	関係課・室名

文書分類番号	ＹＥＭＳ　３２２
改 定 版 数	7　版
制　作　日	平成19年 4月 1日
最終改定日	平成25年 4月 1日

環境関連法令等登録簿

山　口　県

【資料1】環境関連法令等登録簿

登録日：平成25年4月1日

法令等規制事項	主な要求事項	適用設備又は項目	適用基準等	運用手順	監視測定項目	監視測定方法	実施頻度	関係課・室名
環境基本法	都道府県の責務、事業者の責務	環境保全施策の実施等		関係法令及び通達等関連文書				環境生活部環境政策課
循環型社会形成推進基本法	地方公共団体の責務、事業者の責務	循環資源の循環的利用等		関係法令及び通達等関連文書				環境生活部廃棄物・リサイクル対策課
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	地方公共団体の責務	環境配慮等の状況の公表環境に配慮した事業活動の促進のための施策の推進		関係法令及び通達等関連文書				環境生活部環境政策課
環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	地方公共団体の責務	環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する施策の策定及び実施		関係法令及び通達等関連文書				環境生活部環境政策課
山口県環境基本条例	県の責務、事業者の責務	環境保全施策の実施等		関係法令及び通達等関連文書				環境生活部環境政策課
山口県公害防止条例	屋外燃焼行為の禁止			関係法令及び通達等関連文書				総務部管財課
山口県循環型社会形成推進条例	県の責務、事業者の責務	循環資源の循環的利用等		関係法令及び通達等関連文書				環境生活部廃棄物・リサイクル対策課
環境影響評価法 山口県環境影響評価条例	環境影響評価その他の手続きが適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷を低減等する	規模が大きく環境影響の程度が著しいもの又はその恐れがあるもの	「技術指針」に基づく環境影響評価の実施	関係法令及び通達等関連文書				環境生活部環境政策課 事業関係課
地球温暖化対策の推進に関する法律	地方公共団体の施策 実行計画の策定・公表	地域推進計画の策定 県の事務・事業	温室効果ガスの排出抑制	関係法令及び通達等関連文書				環境生活部環境政策課
エネルギーの使用の合理化に関する法律	判断基準に沿った合理化努力	エネルギーの使用量 エネルギーを使用する機器	管理標準を設定し管理、計測・記録、保守・点検、新設にあたっての措置 エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減	関係法令及び通達等関連文書 受変電・発電機設備運用マニュアル	エネルギー使用量	定期検針結果	1回/月	総務部管財課 教育庁教育政策課 電気工水課
	エネルギー管理員等の選任・届出義務		エネルギー管理員等の選任・届出					
	定期報告書の報告義務		1回/年				1回/年	
	中長期計画書の提出義務		1回/年				1回/年	
エネルギーの使用の合理化に関する法律（住宅・建築物分野）	建築物に係るエネルギーの使用の合理化努力	省エネ措置	エネルギー効率的利用の措置の実施	関係法令及び通達等関連文書				建築指導課 事業関係課
	建築に係る届出義務		新築・増改築等の省エネ措置の届出				随時	建築指導課 事業関係課
	定期報告書の報告義務		3年毎		届出事項に係る維持保全の状況		3年毎	住宅課
大気汚染防止法	届出義務	ボイラー(3) 冷温水発生機(3) ガスタービン(2)（測定は免除）	設置及び変更等の届出	県庁舎機械設備等の通常時手順書 県庁舎機器設備等の緊急時手順書				総務部管財課
	自主測定と記録の義務		ばいじん　2回／年以上 窒素酸化物 2回／年以上		ばいじん、Nox、Sox濃度	機器による測定	2回/年	
	排出基準の順守		排出基準 硫黄酸化物　k=17.5 ばいじん　0.1g／Nm3 窒素酸化物　150ppm					
騒音規制法	届出義務	空気圧縮機(2) 送風機(57)	設置及び変更等の届出	県庁舎機械設備等の通常時手順書 県庁舎機器設備等の緊急時手順書				総務部管財課
	敷地境界線上での規制基準の順守		敷地境界線上での基準 朝・夕 65 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ 昼間　65 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ 夜間　55 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ		騒音（法では測定義務はない。）	機器による測定	特定施設増強毎	
振動規制法	届出義務	空気圧縮機(2)	設置及び変更等の届出	県庁舎機械設備等の通常時手順書 県庁舎機器設備等の緊急時手順書				総務部管財課
	敷地境界線上での規制基準の順守		敷地境界線上での基準 昼間　65 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ 夜間　60 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ		振動（法では測定義務はない。）	機器による測定	特定施設増強毎	
悪臭防止法	悪臭の禁止	外溝・水路等		関係法令及び通達等関連文書				総務部管財課
高圧ガス保安法	届出義務	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰ(1)	設置及び変更等の届出	関係法令及び通達等関連文書				総務部管財課
	保安教育		保安教育	県庁舎機械設備等の通常時手順書 県庁舎機器設備等の緊急時手順書	異常の有無の点検	定期点検	1回/日	
	技術基準の順守・維持 （第二種・その他）	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰ(3)	第二種の技術基準					
		ﾊﾟｯｹｰｼﾞ型空調機(10)	その他の技術基準		異常の有無の点検（法では測定義務はない。）	定期点検	1回/2日	

【資料1】環境関連法令等登録簿

登録日：平成25年4月1日

法令等規制事項	主 な 要 求 事 項	適用設備又は項目	適用基準等	運用手順	監視測定項目	監視測定方法	実施頻度	関係課・室名
電気事業法	届出義務	自家用電気工作物 ガスタービン(2)	受電設備の届出 設置及び変更等の届出	関係法令及び通達等関連文書				総務部管財課
	電気工作物の保安の確保 電気主任技術者の選任			受変電・発電機設備運用ﾏﾆｭｱﾙ				
労働安全衛生法	作業環境の測定			関係法令及び通達等関連文書	CO、CO2の含有率、室温及び外気温、相対湿度	機器による測定	1回/2月	総務部管財課
	届出義務	第一種圧力容器(4)	設置及び変更等の届出	第一種圧力容器の取扱い 第二種圧力容器の取扱い				
	作業主任者の選任		第一種圧力容器取扱作業主任者					
	性能検査		1回／年					
	定期自主検査及び記録・保管	ボイラー(3)	1回／年・3年保存		定期自主検査項目	定期自主検査	1回／年	
		第一種圧力容器(4)	1回／月・3年保存		性能検査項目	性能検査	1回／年	
					定期自主検査項目	定期自主検査	1回／月	
		第二種圧力容器(8)	1回／年・3年保存		定期自主検査項目	定期自主検査	1回／年	
ガス事業法	ガス供給設備の点検	都市ガス設備		関係法令及び通達等関連文書				総務部管財課 (法順守の責任は㈱山口合同ガス)
水道法 山口市水道事業給水条例	簡易専用水道届出	簡易専用水道 受水槽 200ﾄﾝ 高架水槽 15ﾄﾝ(屋上)	設置及び変更等の届出	関係法令及び通達等関連文書 取扱説明書(衛生)				総務部管財課
	管理基準の順守		管理基準		水槽の清掃	清掃作業等	1回/年	
					水質検査	水質検査	1回/6月	
					水道水の残留塩素測定	機器による測定	1回/7日	
	検査		1回／年		法定検査	定期検査	1回/年	
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	排出の抑制及び使用の合理化	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ型空調機(13)R22 ハロン消火設備(4系統)ハロン1301		関係法令及び通達等関連文書				総務部管財課
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	フロン類の回収及び放出禁止	第一種特定製品、第二種特定製品	フロン類の回収義務	関係法令及び通達等関連文書				総務部管財課
消防法 市町火災予防条例	貯蔵タンク等の設置許可届出 危険物の適正管理 貯蔵等の基準の順守及び点検義務 危険物取扱者の選任	地下ﾀﾝｸ貯蔵所(2) 少量危険物ｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸ(1) 第4類第3石油類	設置及び変更等の届出 定期点検、点検記録作成・保存(3年間)	関係法令及び通達等関連文書 発電機燃料系点検ﾏﾆｭｱﾙ	在庫、漏洩等	定期点検	1回/週	総務部管財課
	危険物の適正管理	少量危険物貯蔵所(9) 第4類第3石油類(2) 第4類第2石油類(7)	危険物の貯蔵等の標識 掲示板の設置	関係法令及び通達等関連文書 受変電・発電機設備運用ﾏﾆｭｱﾙ				総務部防災危機管理課
下水道法及び山口市下水道条例	使用開始・変更等の届出 排水基準の順守 除害施設の設置	下水(特定施設の該当なし)	排水基準(測定義務なし)	関係法令及び通達等関連文書	異常臭気その他の有無	定期点検	1回/月	総務部管財課
		排水槽		県庁舎機械設備等の通常時手順書 県庁舎機械設備等の緊急時手順書				
水質汚濁防止法	事故時の応急措置 事故の状況と講じた措置の概要の届出	地下ﾀﾝｸ貯蔵所(2) 少量危険物ｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸ(1) 第4類第3石油類		関係法令及び通達等関連文書				総務部管財課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 山口市ごみ分別排出基準	保管基準の順守	一般廃棄物(古紙)		県庁舎におけるごみの出し方				会計管理局物品管理課
		一般廃棄物						総務部管財課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	特別管理産業廃棄物の保管	保管PCB含有廃感圧複写紙 保管PCB含有コンデンサ 等	特別管理産業廃棄物保管基準	保管・管理手順書	特別管理産業廃棄物の保管状況	定期点検	1回/年	総務部管財課 会計管理局物品管理課 教育庁教育政策課
	保管等の届出義務 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任		保管等の届出 特別管理産業廃棄物管理者の設置	関係法令及び通達等関連文書				
	特別管理産業廃棄物管理票の運用・処分基準の順守		ﾏﾆﾌｪｽﾄによる管理・処分委託基準 期間内の処分	関係法令及び通達等関連文書	特別管理産業廃棄物の適正処理	ﾏﾆﾌｪｽﾄの確認	処理委託毎	

【資料1】環境関連法令等登録簿

登録日：平成25年4月1日

<table>
<tr><th>法令等規制事項</th><th>主 な 要 求 事 項</th><th>適用設備又は項目</th><th>適用基準等</th><th>運用手順</th><th>監視測定項目</th><th>監視測定方法</th><th>実施頻度</th><th>関係課・室名</th></tr>
<tr><td>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</td><td>事業者及び消費者の責務
容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置</td><td>容器包装</td><td>容器包装廃棄物の排出抑制
容器包装廃棄物の分別収集の促進</td><td>関係法令及び通達等関連文書</td><td>分別収集の状況</td><td>定期点検</td><td>1回/月</td><td>総務部管財課</td></tr>
<tr><td>特定家庭用機器再商品化法</td><td>適正な引渡し義務</td><td>洗濯機、冷蔵庫、エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、衣料乾燥機</td><td>管理票による管理</td><td>関係法令及び通達等関連文書</td><td>適正な引渡し</td><td>物品廃棄決議書にて確認</td><td>業務完了の都度</td><td>会計管理局物品管理課</td></tr>
<tr><td>建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律</td><td>特定建設工事の届出義務</td><td>(県庁本庁舎)</td><td>分別解体及び再資源化</td><td>関係法令及び通達等関連文書</td><td></td><td></td><td></td><td>総務部管財課</td></tr>
<tr><td>山口市都市景観条例</td><td>届出義務</td><td>(県庁本庁舎)</td><td>大規模建築物等の新築等の届出</td><td>関係法令及び通達等関連文書</td><td></td><td></td><td></td><td>総務部管財課</td></tr>
<tr><td>使用済自動車の再資源化等に関する法律</td><td>適正な引渡し義務</td><td>公用自動車</td><td>リサイクル料金の預託
引取業者への引渡し</td><td>関係法令及び通達等関連文書</td><td>適正な引渡し</td><td>物品受払契約締結伺書にて確認</td><td>業務完了の都度</td><td>会計管理局物品管理課</td></tr>
<tr><td>資源の有効な利用の促進に関する法律</td><td>適正な引渡し義務</td><td>パソコン</td><td>製造者への引渡し</td><td>関係法令及び通達等関連文書</td><td>適正な引渡し</td><td>物品廃棄契約締結伺書にて確認</td><td>業務完了の都度</td><td>会計管理局物品管理課</td></tr>
<tr><td rowspan="8">建築物における衛生的環境の確保に関する法律</td><td>届出義務</td><td rowspan="8">特定建築物(県庁本庁舎)</td><td>設置及び変更等の届出</td><td rowspan="2">関係法令及び通達等関連文書</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="8">総務部管財課</td></tr>
<tr><td>建築物環境衛生管理技術者の選任</td><td>建築物環境衛生管理技術者の選任</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">建築物環境衛生維持管理基準の順守</td><td rowspan="6">空気環境の調整
給水及び排水の管理
清掃及びねずみ、こん虫等の防除</td><td rowspan="6">装置取扱説明書(空調)
取扱説明書(衛生)</td><td>浮遊粉じん量、CO,CO_2の含有率、温度、相対湿度、気流</td><td>機器による測定</td><td>1回/2月</td></tr>
<tr><td>遊離残留塩素の検査</td><td>機器による測定</td><td>1回/7日</td></tr>
<tr><td>貯水槽の掃除</td><td>清掃作業等</td><td>1回/年</td></tr>
<tr><td>水質検査</td><td>機器による測定</td><td>1回/6月</td></tr>
<tr><td>排水に関する設備の掃除</td><td>清掃作業等</td><td>1回/6月</td></tr>
<tr><td>清掃及びねずみ、昆虫等の防除</td><td>清掃作業等</td><td>1回/6月</td></tr>
<tr><td>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
山口県グリーン購入の推進方針</td><td>環境物品等の調達努力義務</td><td>物品等の購入</td><td>環境物品等の調達</td><td>関係法令及び通達等関連文書</td><td></td><td></td><td></td><td>会計管理局物品管理課</td></tr>
<tr><td>やまぐち環境創造プラン(山口県環境基本計画)</td><td>健全で恵み豊かな環境の保全と創造</td><td>環境保全施策の実施等</td><td></td><td>関係法令及び通達等関連文書</td><td></td><td></td><td></td><td>環境生活部環境政策課</td></tr>
<tr><td>山口県庁エコ・オフィス実践プラン</td><td>環境にやさしいオフィスづくり</td><td>県が実施する事務・事業(本庁及び出先機関)</td><td></td><td>関係法令及び通達等関連文書</td><td></td><td></td><td></td><td>環境生活部環境政策課</td></tr>
<tr><td>やまぐちの美しい里山・海づくり条例</td><td>県の責務、事業者の責務</td><td>基本方針の策定
環境美化施策の実施等</td><td></td><td>関係法令及び通達等関連文書</td><td></td><td></td><td></td><td>環境生活部環境政策課</td></tr>
</table>

文書分類番号	ＹＥＭＳ　３３１
改 定 版 数	１２　版
制　　定　　日	平成12年11月 2日
最 終 改 定 日	平成25年 4月 1日

環 境 目 的 及 び 目 標 管 理 要 領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムにおける環境目的及び目標の設定並びに見直しについて、必要な事項を定める。

（環境目的及び目標の意義）

第２条　環境目的の達成期間は、環境方針の短期的な達成期間として可能な限り３年間として設定するものとし、計画期間は平成２５年度から２７年度とする。

２　環境目標の達成期間は、環境目標を達成するための目標として、単年度の目標であり原則として計画期間の各年度ごとに設定する。

３　環境目的及び目標は、可能な限り数量化する。数量化が困難なものについては、具体的な内容を定め、環境影響の低減又は環境保全施策の推進に努める。

４　著しい環境側面のうち、環境目的及び目標に設定しなかったものについては、「環境管理運用要領」等により確実に運用する。

（環境目的及び目標の設定）

第３条　環境管理事務局は、本庁舎内における環境目的及び目標を設定するに当たっては「山口県環境基本条例」に定める基本理念及び同条例に基づく「山口県環境基本計画」を踏まえ、環境方針と整合するよう、著しい環境側面に関連する環境活動責任者の意見及び次の事項を考慮して、文書化したうえで設定する。

① 関連する法的及びその他の要求事項
② 著しい環境側面
③ 環境保全に係る県の役割及び責務
④ 環境汚染の予防
⑤ 財政上、事業上の制約及び技術的見地からの実現可能性
⑥ 事務事業の効果的、効率的な運用
⑦ 利害関係者からの意見

２　環境目的及び目標の素案の作成手順は、「環境目的・目標・実施計画等作成手順」により行い、作成した素案を環境管理責任者に提出する。

３　環境管理責任者は、環境目的及び目標の素案をもとに、環境目的及び目標を立案し、環境管理総括者の承認を得て、「環境目的及び目標登録簿」(様式）に登録する。

４　環境目的及び目標は、「山口県環境基本計画」の長期的目標を基本として次のとおり区分し、設定する。

・環境への負荷の少ない循環型社会の形成　【循環】
・自然と人とが共生する豊かでうるおいのある環境の確保【共生】
・すべての主体の連携・協働による環境保全活動の促進　【参加】
・地球環境の保全と国際協力の推進　【地球環境保全】
・共通的・基盤的施策の推進　【共通・基盤】

５　前３項による設定及び登録の結果、「環境目的及び目標」を設定しない著しい環境側面については、「環境管理運用要領」及び「緊急事態等対応管理要領」に基づき運用管理及び緊急事態等対応により、確実に運用する。

（環境目的及び目標の見直し）

第４条　環境管理責任者は、環境目的及び目標について、毎年度、その達成度合いや内部環境監査結果、社会経済状況の変化等に応じて、環境管理総括者の承認を得て見直す。

２　前項の見直しの結果、環境目的及び目標の変更等が必要と判断されたときの見直しの手続きは、環境目的及び目標の設定の場合に準じて行い、「環境目的及び目標登録簿」に登録する。

（環境目的及び目標一覧表の周知）

第５条　環境管理責任者は、「環境目的及び目標登録簿」を各部局等の環境活動責任者に配付し、周知する。

２　各部局等の環境活動責任者は、各部局等における環境保全行動の徹底を図り、環境目的及び目標からの逸脱を防止する。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。
この要領は、平成１５年４月１日から施行する。
この要領は、平成１６年４月１日から施行する。
この要領は、平成１７年４月１日から施行する。
この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
この要領は、平成１９年４月１日から施行する。
この要領は、平成２０年４月１日から施行する。
この要領は、平成２１年４月１日から施行する。
この要領は、平成２２年４月１日から施行する。
この要領は、平成２３年４月１日から施行する。
この要領は、平成２４年４月１日から施行する。
この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

様式（第３条第３項）

環境目的及び目標登録簿

環境目的：平成２７年度までの目的
環境目標：平成２７年度までの各年度の目標

環境保全項目	環 境 目 的	環 境 目 標	目標番号	単位	年 度 目 標			関係課･室名
					２５年度	２６年度	２７年度	

文書分類番号	ＹＥＭＳ　３３２
改定版数	１４　版
最終改定日	平成25年４月１日

環境目的及び目標登録簿

項目		環境目標数	重点環境目標数
環境目的及び目標の総数		１８３	２７
環境保全施策（有益側面）		１３１	１７
公共事業等	環境創造型公共事業等（有益側面）	３９	４
	公共事業等への環境配慮（有害側面）	３	１
エコ・オフィス活動（有害側面）		１０	５

山　口　県

環境目的及び目標の重点項目

【循　環】

環　境　目　的	環　　　境　　　目　　　標	目 標 番 号	単 位	年　度　目　標		
				２５年度	２６年度	２７年度
一般廃棄物の分別収集の促進	○ 分別収集回収率の向上	3	分別収集率%	32.2	33.3	33.4
廃棄物の減量化、リサイクルの推進	○ 廃棄物の３Ｒに係る事業化促進	7	−	―	―	―
海岸漂着物の円滑な処理の推進	○ 海岸漂着物の回収・処分等の推進	14	重点地域数	―	―	―
環境美化活動の促進	○ 環境美化の普及啓発	15	―	―	―	―
大気環境保全対策の推進	○ 大気環境の常時監視の実施	27	測定局数	35	35	35

【共　生】

環　境　目　的	環　　　境　　　目　　　標	目 標 番 号	単 位	年　度　目　標		
				２５年度	２６年度	２７年度
野生生物の保護・管理	○ 鳥獣保護区の指定	69	箇所	11	13	8
魚介類の生育・生息の場の整備	○ 藻場・干潟の造成	85	箇所	2	2	2
豊かな森林の保全・整備	○ 森林の整備	89	ｈａ	7,000	7,000	7,000
	○ 保安林の指定・整備	90	ｈａ	800	800	800
	○ 県民との協働による森林づくりの推進	97	団体数	10	10	―
都市公園の保全・整備	○ 都市公園の整備	98	m²／人	14.2	14.4	14.9
自然環境学習の推進	○ 自然環境学習の実施	107	回	20	20	20
農山漁村における自然環境保全活動の推進	○ 農山漁村と都市との交流の拡大	112	万人	―	―	―
自然公園等施設の計画的整備	○ 国定公園等の施設の整備	113	箇 所	1	1	1

【参　加】

環　境　目　的	環　　　境　　　目　　　標	目 標 番 号	単 位	年　度　目　標		
				２５年度	２６年度	２７年度
環境教育・環境学習の推進	○ 学校版環境マネジメントシステム導入の促進	119	参加校	60	60	60
地産・地消の推進	○ 推進拠点の拡大	120	開設店舗数 (やまぐち食彩店)	270	280	290
県民の環境保全活動への参加促進	○ 環境やまぐち推進会議の運営	121	回	1	1	1

【地球環境保全】

環　境　目　的	環　　　境　　　目　　　標	目 標 番 号	単 位	年　度　目　標		
				２５年度	２６年度	２７年度
エコ・オフィス実践プランの推進	○ 用紙類の使用量削減（対 24年度削減率）	127	削減率 %	現状より 削減	現状より 削減	現状より 削減
	○ 燃料使用量の削減（対 24年度削減率）	131	削減率 %	現状より 削減	現状より 削減	現状より 削減
	○ 水使用量の削減（対 24年度削減率）	132	削減率 %	現状より 削減	現状より 削減	現状より 削減
県庁ゼロエミッションの推進	○ ごみの排出量の削減（対 24年度削減率）【再掲】	135	削減率 %	現状より 削減	現状より 削減	現状より 削減
	○ 県庁のリサイクル率の向上 【再掲】	137	リサイクル率%	75	75	75
省資源・省エネルギー運動の推進	○ 地球温暖化対策に係る実践的な県民運動の展開	142	－	－	－	－

【共通・基盤】

環　境　目　的	環　　　境　　　目　　　標	目 標 番 号	単 位	年　度　目　標		
				２５年度	２６年度	２７年度
事業実施前における環境配慮の実施	○ 環境事前チェックの実施	164	実施率 %	100	100	100
循環型農業の推進	○ 有機物施用･減農薬･減化学肥料による農業の推進	169	実証ほ	8	8	8
再生可能エネルギーの導入促進	○ 住宅における太陽光発電システムの導入	175	－	－	－	－
電気自動車等次世代自動車の導入促進	○ ＥＶ及び充電インフラ等の導入促進	178	－	－	－	－

目的・目標設定検討表（様式１）

１ 環境への負荷の少ない循環型社会の形成 【循環】

環境保全項目	環境目的	環境目標	目標番号	単位	年 度 目 標			実 行 手 段	実現性評価	関係課・室名	著しい環境側面の登録番号
					25年度	26年度	27年度				
ごみゼロ社会づくり	一般廃棄物の適正処理の促進	市町等への一般廃棄物の適正処理の指導	(1)	—	－	－	－	一般廃棄物処理等運営指導事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A68
ごみゼロ社会づくり	一般廃棄物の適正処理の促進	市町等の一般廃棄物処理施設整備の指導	(2)	施設	4	4	4	一般廃棄物処理施設整備指導事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A69
ごみゼロ社会づくり	一般廃棄物の分別収集の促進	分別収集回収率の向上	(3)	分別収集率%	32.2	33.3	33.4	一般廃棄物処理等運営指導事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A68
ごみゼロ社会づくり	廃棄物の減量化、リサイクルの推進	リサイクル施設整備促進	(4)	－	－	－	－	廃棄物減量化・リサイクル推進事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A72
ごみゼロ社会づくり	廃棄物の減量化、リサイクルの推進	リサイクル製品の認定・普及	(5)	認定製品数	340	340	340	資源循環事例等認定普及事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A73
ごみゼロ社会づくり	廃棄物の減量化、リサイクルの推進	エコファクトリーの認定・普及	(6)	事業所数	80	80	80	資源循環事例等認定普及事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A73
ごみゼロ社会づくり	廃棄物の減量化、リサイクルの推進	廃棄物の3Rに係る事業化促進	(7)	－	－	－	－	廃棄物3R事業化支援事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A70
ごみゼロ社会づくり	県庁ゼロエミッションの推進	県庁のごみ排出量の削減	(8)	削減率%	現状より削減	現状より削減	現状より削減	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	各課・室	A194
ごみゼロ社会づくり	県庁ゼロエミッションの推進	県庁のリサイクル率の向上	(9)	リサイクル率%	75	75	75	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	各課・室	A194
ごみゼロ社会づくり	廃棄物不法投棄の防止	不法投棄ホットラインの設置・運用	(10)	件数	130	130	130	不法投棄ホットライン事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A62
ごみゼロ社会づくり	廃棄物不法投棄の防止	不法投棄の監視パトロールの実施	(11)	人・日	600	600	600	不法投棄等監視対策事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A61
ごみゼロ社会づくり	廃棄物不法投棄の防止	夜間における不法投棄の監視パトロールの実施	(12)	人・日	500	500	500	夜間不法投棄パトロール事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A60
ごみゼロ社会づくり	使用済自動車の適正処理の推進	事業者への適正処理の指導の実施	(13)	件数	100	100	100	自動車リサイクル法施行事務費	○	廃棄物・リサイクル対策課	A65
ごみゼロ社会づくり	海岸漂着物の円滑な処理の推進	海岸漂着物の回収・処分等の推進	(14)	重点地域数	－	－	－	やまぐちの美しい里山・海づくり推進事業（漂流・漂着ごみ対策重点地域一掃事業等）	○	廃棄物・リサイクル対策課	A63
ごみゼロ社会づくり	環境美化活動の促進	環境美化の普及啓発	(15)	—	－	－	－	やまぐちの美しい里山・海づくり推進事業	○	環境政策課	A49
産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物対策の計画的な推進	山口県循環型社会形成推進基本計画の推進	(16)	—	－	調査	改定	循環型社会形成推進事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	環境方針
産業廃棄物の適正処理	排出事業者・処理業者の監督・指導	事業者への立入・指導の実施	(17)	件数	3000	3000	3000	産業廃棄物適正処理指導事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A59
産業廃棄物の適正処理	排出事業者・処理業者の監督・指導	法令に基づく施設設置・処理業に係る許認可・指導	(18)	件数	700	700	700	産業廃棄物適正処理指導事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A59
産業廃棄物の適正処理	排出事業者・処理業者の監督・指導	PCB廃棄物の適正保管・処理の啓発	(19)	件数	600	600	600	PCB廃棄物適正処理対策事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A64
産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物の適正処理の推進	優良事業者育成支援のための講習会の開催	(20)	回数	6	6	6	優良事業者育成支援事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A71
産業廃棄物の適正処理	農業用廃プラスチックの適正処理の促進	農業用廃プラスチックの適正処理体制の確立	(21)	再生処理率%	80	80	80	園芸作物等推進対策事業	○	農業振興課	A107
産業廃棄物の適正処理	畜産に係る環境問題の改善	家畜排せつ物の適正処理・利用の指導	(22)	—	—	－	－	畜産資源活用推進事業	○	畜産振興課	A108
産業廃棄物の適正処理	畜産に係る資源循環の推進	草地整備、畜舎等整備の推進	(23)	—	—	－	－	畜産基盤再編総合整備事業	○	畜産振興課	A160
産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物処理施設の整備促進	周南地域広域最終処分場の整備	(24)	—	竣工	供用開始	－	周南地域広域最終処分場整備促進対策事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A66,A67
産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物処理施設の整備促進	廃棄物埋立護岸の整備	(25)	ｍ	3	0	0	港湾事業	○	港湾課	A185
産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物のリサイクルの促進	産業廃棄物のリサイクル率の向上	(26)	リサイクル率%	56(H27)	56(H27)	56(H27)	産業廃棄物適正処理指導事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	環境方針,A59
大気環境の保全	大気環境保全対策の推進	大気環境の常時監視の実施	(27)	測定局数	35	35	35	大気監視施設管理事業	○	環境政策課	A22
大気環境の保全	工場・事業場による大気汚染の防止	工場・事業場のばい煙調査・指導の実施	(28)	施設	12	12	12	大気汚染監視指導事業	○	環境政策課	A20
大気環境の保全	工場・事業場による大気汚染の防止	大気汚染物質の排出量等の把握	(29)	事業所	940	940	940	大気汚染監視指導事業	○	環境政策課	A21
大気環境の保全	自動車交通流の円滑化	交差点の改良	(30)	—	－	－	－	道路事業	○	道路建設課	A175
大気環境の保全	自動車交通流の円滑化	道路新設・拡幅、道路の維持管理	(31)	—	－	－	－	道路事業	○	道路整備課、道路建設課	A173,A176
大気環境の保全	自動車交通流の円滑化	道路新設・改築・立体交差・右折レーン整備	(32)	箇所	2	3	3	街路事業	○	都市計画課	A177
大気環境の保全	有害大気汚染物質対策の推進	有害大気汚染物質の調査実施	(33)	地点	4	4	4	有害大気汚染物質環境調査事業	○	環境政策課	A19
水環境の保全と水循環の確保	水環境保全対策の推進	流域別水質汚濁負荷量の把握	(34)	—	－	－	－	水質環境保全推進事業	○	環境政策課	A26
水環境の保全と水循環の確保	水質調査の実施	公共用水域水質調査の実施	(35)	地点	171	171	171	水質環境監視事業、公共用水域水質調査事業	○	環境政策課	A5,A30,A31,A36,A37
水環境の保全と水循環の確保	水質調査の実施	海水浴場の水質調査の実施	(36)	地点	30	30	30	水質環境監視事業（海水浴場水質検査）	○	環境政策課	A32
水環境の保全と水循環の確保	水質調査の実施	地下水質調査の実施	(37)	地点	180	180	180	公共用水域水質調査事業(地下水水質調査)	○	環境政策課	A35
水環境の保全と水循環の確保	工場・事業場による水質汚濁の防止	工場・事業場の排水調査・指導の実施	(38)	延べ事業場数	630	630	630	水質汚濁監視指導事業	○	環境政策課	A29,A33,A34
水環境の保全と水循環の確保	工場・事業場による水質汚濁の防止	水質関係法令に基づく許認可の実施	(39)	—	－	－	－	水質汚濁監視指導事業	○	環境政策課	A28

環境保全項目	環境目的	環境目標	目標番号	単位	年度目標			実行手段	実現性評価	関係課・室名	著しい環境側面の登録番号
					25年度	26年度	27年度				
水環境の保全と水循環の確保	生活排水浄化対策の推進	ふるさとの川セミナーの開催	(40)	回	1	1	1	水質環境監視事業	○	環境政策課	A27
水環境の保全と水循環の確保	生活排水浄化対策の推進	下水道の整備	(41)	普及率%	61.2	62	62.8	流域下水道整備事業等	○	都市計画課	A122,A181
水環境の保全と水循環の確保	生活排水浄化対策の推進	農業集落における汚水処理施設の整備	(42)	着手集落数	－	－	－	農業集落排水事業	○	農村整備課	A159
水環境の保全と水循環の確保	生活排水浄化対策の推進	漁業集落における汚水処理施設の整備	(43)	箇所	1	1	1	漁業集落環境整備事業	○	漁港漁場整備課	A171
水環境の保全と水循環の確保	漁場環境の保全	漁業者等が行う藻場干潟の保全活動	(44)	組織	22	22	22	藻場･干潟保全活動支援事業	○	水産振興課	A117
水環境の保全と水循環の確保	水源地域の森林の保全・整備	水源の森等の整備	(45)	ha	65	65	65	水源地域整備事業	○	森林整備課	A164
水環境の保全と水循環の確保	安全でおいしい水の供給	水道施設の建設促進	(46)	―	－	－	－	水道施設整備指導事業等	○	生活衛生課	A55,A56,A58
水環境の保全と水循環の確保	安全でおいしい水の供給	飲料水の水質検査の実施促進	(47)	―	－	－	－	飲料水検査指導事業	○	生活衛生課	A57
水環境の保全と水循環の確保	豊富で良質な水の供給	安定した工業用水の供給	(48)	―	－	－	－	工業用水道事業	○	電気工水課	A190
騒音の防止	騒音防止対策の推進	騒音調査の実施	(49)	地点：自動車	32	32	32	騒音振動悪臭対策事業	○	環境政策課	A18
騒音の防止	騒音防止対策の推進	騒音調査の実施	(49)	地点：航空機	13	13	13	騒音振動悪臭対策事業及び基地公害対策事業	○	環境政策課	A18
騒音の防止	騒音防止対策の推進	騒音調査の実施	(49)	地点：新幹線	2	2	2	騒音振動悪臭対策事業及び基地公害対策事業	○	環境政策課	A18
土壌環境の保全	土壌汚染対策の推進	土壌汚染状況調査及び適正処理指導	(50)	―	－	－	－	土壌汚染対策推進事業	○	環境政策課	A44
化学物質の適正な管理	化学物質による環境汚染の未然防止	化学物質の環境汚染実態調査の実施	(51)	地点	5	5	5	化学物質環境汚染実態調査事業	○	環境政策課	A38
化学物質の適正な管理	化学物質による環境汚染の未然防止	PCB廃棄物の適正保管・処理の啓発 【再掲】	(52)	件数	600	600	600	PCB廃棄物適正処理対策事業	○	廃棄物・リサイクル対策課	A64
化学物質の適正な管理	化学物質の安全管理の推進	化学物質の適正な管理・届出の実施	(53)	事業所	600	600	600	化学物質総合管理事業	○	環境政策課	A43
化学物質の適正な管理	ダイオキシン類の排出量の削減	ダイオキシン類の排出量の削減	(54)	削減率%	95	95	95	ダイオキシン類削減対策総合調査事業	○	環境政策課	A39,A40
化学物質の適正な管理	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類に係る環境保全対策の推進	ダイオキシン類の発生源周辺環境及び一般環境調査の実施	(55)	地点	86	86	86	ダイオキシン類削減対策総合調査事業、ダイオキシン類測定施設管理事業	○	環境政策課	A39,A40
化学物質の適正な管理	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類に係る環境保全対策の推進	工場・事業場の排出基準等の監視・指導	(56)	施設	14	14	14	ダイオキシン類削減対策総合調査事業	○	環境政策課	A39,A40
化学物質の適正な管理	環境ﾎﾙﾓﾝに係る環境保全対策の推進	環境ホルモン実態調査の実施	(57)	地点	16	16	16	環境ホルモン実態調査事業	○	環境政策課	A41,A42
化学物質の適正な管理	農薬適正使用の推進	農薬適正使用等の普及啓発	(58)	―	－	－	－	安心・安全農作物づくりサポート事業	○	農業振興課	A106
化学物質の適正な管理	室内環境の保全	県営住宅の内装パネルのF☆☆☆☆使用	(59)	団地数	4	3	5	県営住宅建設事業	○	住宅課	A187
化学物質の適正な管理	毒劇物危害防止（事故防止）対策の推進	毒劇物取扱者に対する監視・指導及び啓発	(60)	―	－	－	－	毒物劇物指導取締事業	○	薬務課	A96
化学物質の適正な管理	毒劇物危害防止（事故防止）対策の推進	毒劇物等に係る情報管理機能の強化	(61)	―	－	－	－	毒物劇物営業者登録システム維持管理事業	○	薬務課	A97
化学物質の適正な管理	毒劇物危害防止（事故防止）対策の推進	毒物劇物情報管理システムによる情報提供	(62)	―	－	－	－	毒物劇物情報管理システム維持管理事業	○	薬務課	A98
化学物質の適正な管理	毒劇物危害防止（事故防止）対策の推進	毒物劇物GISシステムによる情報収集及び指導	(63)	―	－	－	－	毒物劇物情報GISシステム運用事業	○	薬務課	A99
森・川・海を育むふるさとの流域づくり	やまぐちの豊かな流域づくりの推進	河口干潟の再生に向けた取組の推進	(64)	―	－	－	－	自然環境保全地域等対策事業(豊かな流域づくり・干潟ふれあい推進事業)	○	自然保護課	A92

２ 自然と人とが共生する豊かでうるおいのある環境の確保 【共生】

環境保全項目	環境目的	環境目標	目標番号	単位	年度目標			実　行　手　段	実現性評価	関係課・室名	著しい環境側面の登録番号
					25年度	26年度	27年度				
親しみやすい水辺の保全と創造	港湾環境の整備	港湾の清掃活動の実施	(65)	箇所	4	4	4	港湾環境整備費	○	港湾課	A123
多様な自然や野生生物の保護と共生	自然環境の適正な管理	山口県自然環境保全審議会の開催・審議	(66)	―	諮問・答申	諮問・答申	諮問・答申	自然保護企画調整事業	○	自然保護課	A90
多様な自然や野生生物の保護と共生	自然環境の適正な管理	自然公園の保護管理	(67)	ha	42667	42667	42667	自然公園保護管理事業	○	自然保護課	A88,A89
多様な自然や野生生物の保護と共生	自然環境の適正な管理	緑地環境保全地域等の管理	(68)	ha	2390	2390	2390	自然環境保全地域等対策事業（自然保護指導員の設置）	○	自然保護課	A91
多様な自然や野生生物の保護と共生	野生生物の保護・管理	鳥獣保護区の指定	(69)	箇所	11	13	8	鳥獣保護区等設置事業	○	自然保護課	A75
多様な自然や野生生物の保護と共生	野生生物の保護・管理	鳥獣保護区の管理	(70)	箇所	81	81	81	鳥獣保護区等設置事業	○	自然保護課	A74
多様な自然や野生生物の保護と共生	野生生物の保護・管理	傷病鳥獣の保護	(71)	―	事業実施	事業実施	事業実施	鳥獣保護推進事業	○	自然保護課	A76
多様な自然や野生生物の保護と共生	野生生物の保護・管理	休猟区の指定	(72)	箇所	8	7	8	狩猟対策事業	○	自然保護課	A84
多様な自然や野生生物の保護と共生	野生生物の保護・管理	放鳥の実施	(73)	羽	1880	1880	1880	放鳥事業	○	自然保護課	A77
多様な自然や野生生物の保護と共生	野生生物の保護・管理	野生鳥獣の生態把握による保護管理	(74)	―	調査	調査	調査	鳥獣保護推進事業	○	自然保護課	A78
多様な自然や野生生物の保護と共生	野生生物の保護・管理	ツキノワグマの生態把握による保護管理	(75)	―	保護管理	保護管理	保護管理	ツキノワグマ保護管理対策事業（保護管理事業）	○	自然保護課	A80
多様な自然や野生生物の保護と共生	野生生物の保護・管理	放獣作業等の安全確保	(76)	―	安全確保	安全確保	安全確保	ツキノワグマ保護管理対策事業（安全確保事業）	○	自然保護課	A81
多様な自然や野生生物の保護と共生	野生生物の保護・管理	支援員の登録・研修	(77)	人（累計）	800	830	860	希少野生動植物保護対策推進事業（人材育成）	○	自然保護課	A82
多様な自然や野生生物の保護と共生	野生生物の保護・管理	指定種の指定	(78)	―	―	－	－	希少野生動植物保護対策推進事業（保護対策）	○	自然保護課	A83
多様な自然や野生生物の保護と共生	愛鳥保護思想の普及	探鳥会の開催	(79)	回	2	2	2	鳥獣保護推進事業	○	自然保護課	A77
多様な自然や野生生物の保護と共生	愛鳥保護思想の普及	愛鳥モデル校の指定	(80)	校	2	2	2	鳥獣保護推進事業	○	自然保護課	A78
多様な自然や野生生物の保護と共生	自然環境に対する土砂災害の防止	土砂災害防止施設の建設	(81)	箇所	1	－	－	砂防事業	○	砂防課	A183
多様な自然や野生生物の保護と共生	生態系や自然環境にやさしい河川の整備	多自然川づくりの実施	(82)	河川	－	－	－	広域河川改修事業等	○	河川課	A184
多様な自然や野生生物の保護と共生	漁業資源の回復・適正管理の推進	種苗の放流	(83)	放流尾数	－	－	－	資源管理推進事業	○	水産振興課	A119
多様な自然や野生生物の保護と共生	魚介類の生育・生息の場の整備	魚礁の設置	(84)	箇所	0	0	0	水産基盤整備事業	○	漁港漁場整備課	A168
多様な自然や野生生物の保護と共生	魚介類の生育・生息の場の整備	藻場・干潟の造成	(85)	箇所	2	2	2	水産基盤整備事業	○	漁港漁場整備課	A169
多様な自然や野生生物の保護と共生	魚介類の生育・生息の場の整備	カワウ食害防除対策の実施 アユ冷水病調査の実施	(86)	箇所	10	10	10	内水面漁業活性化対策事業（食害動物対策事業、アユ冷水病対策事業）	○	水産振興課	A120
多様な自然や野生生物の保護と共生	魚介類の生育・生息の場の整備	海浜の保全、海藻等の育成	(87)	箇所	17	17	17	海岸保全施設整備事業	○	漁港漁場整備課	A170
多様な自然や野生生物の保護と共生	秋吉台の草原の維持	秋吉台の山焼きの実施	(88)	回	1	1	1	秋吉台国定公園管理費補助事業	○	自然保護課	A87
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備	森林の整備	(89)	ha	7,000	7,000	7,000	造林事業	○	森林整備課	A161
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備		(89)	ha	300	－	－	公益森林整備事業	○	森林整備課	A162
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備		(89)	－	8	－	－	豊かな森林づくり推進事業	○	森林整備課	A166
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備	保安林の指定・整備	(90)	ha	800	800	800	保安林整備管理事業	○	森林整備課	A115
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備		(90)	ha	90	90	90	保安林整備事業	○	森林整備課	A165
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備		(90)	ha	1	1	－	魚つき保安林等海岸林整備事業	○	森林整備課	A167
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備	松くい虫の防除	(91)	―	－	－	－	松くい虫防除事業	○	森林整備課	A116
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備	繁茂竹林の伐採等による森林の整備	(92)	竹の伐採ha	120	－	－	竹繁茂防止緊急対策事業	○	森林整備課	A163
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備	森林の流域管理システムの推進	(93)	流域数	―	－	－	森林整備加速化・林業再生基金事業	○	森林企画課	A111
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備	県民参加の森づくり活動の推進	(94)	流域数	4	4	4	やまぐち森林づくり普及促進事業	○	森林企画課	A110
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備	里山の再生と里山文化の創造	(95)	回	6	6	6	県民参加による森林づくり活動促進事業	○	森林企画課	A112
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備	県民との協働による森林づくりの推進	(96)	回	1	1	1	県民との協働による百年の森づくり推進事業	○	森林企画課	A113

環境保全項目	環境目的	環境目標	目標番号	単位	年度目標			実行手段	実現性評価	関係課・室名	著しい環境側面の登録番号
					25年度	26年度	27年度				
緑豊かで個性あふれる景観づくり	豊かな森林の保全・整備	県民との協働による森林づくりの推進	(97)	団体数	10	10	−	森林づくり活動支援事業	○	森林企画課	A114
緑豊かで個性あふれる景観づくり	都市公園の保全・整備	都市公園の整備	(98)	m2／人	14.2	14.4	14.9	都市公園整備事業	○	都市計画課	A182
緑豊かで個性あふれる景観づくり	都市公園の保全・整備	都市公園の樹木の管理	(99)	—	−	−	−	都市公園管理運営事業	○	都市計画課	A121
緑豊かで個性あふれる景観づくり	都市景観の向上	道路の電線類の地中化	(100)	—	−	−	−	道路事業	○	道路整備課	A174
緑豊かで個性あふれる景観づくり	都市景観の向上	アメニティ歩道の整備	(101)	km	0.9	1.3	0.7	街路事業	○	都市計画課	A179
緑豊かで個性あふれる景観づくり	都市景観の向上	街路の電線類の地中化	(102)	km	−	0.8	−	街路事業	○	都市計画課	A180
緑豊かで個性あふれる景観づくり	景観・歴史的環境の保全	文化財の調査・保護・管理の推進	(103)	—	−	−	−	文化財調査指導費、文化財保護管理事業	○	社会教育・文化財課	A130,A131
緑豊かで個性あふれる景観づくり	景観・歴史的環境の保全	国・県指定文化財の保存	(104)	—	−	−	−	国指定文化財保存活用事業、県指定文化財保存活用事業、国指定文化財大規模保存整備事業（大照院本堂・経蔵）	○	社会教育・文化財課	A134,A135,A136
緑豊かで個性あふれる景観づくり	文化財愛護思想の普及	文化財愛護教室の開催	(105)	回	2	2	2	文化財愛護普及事業	○	社会教育・文化財課	A132
緑豊かで個性あふれる景観づくり	街路緑化の推進	街路樹の整備	(106)	km	0.4	0.8	0.4	街路事業	○	都市計画課	A178
緑豊かで個性あふれる景観づくり	自然環境学習の推進	自然環境学習の実施	(107)	回	20	20	20	やまぐち自然環境学習推進事業	○	自然保護課	A94
緑豊かで個性あふれる景観づくり	自然保護思想の普及啓発	緑の少年隊の育成・支援	(108)	隊数	50	50	45	自然保護思想普及啓発事業	○	自然保護課	A93
緑豊かで個性あふれる景観づくり	自然保護思想の普及啓発	緑の少年隊交歓大会の開催	(109)	回	1	1	1	自然保護思想普及啓発事業	○	自然保護課	A93
緑豊かで個性あふれる景観づくり	自然保護思想の普及啓発	講座、観察会の開催	(110)	回	25	25	25	博物館学校地域連携教育支援事業（博物館普及教育事業）	○	社会教育・文化財課	A135
緑豊かで個性あふれる景観づくり	体験活動の推進	体験活動の実施	(111)	参加率％	100	100	100	青少年自然体験活動推進事業	○	社会教育・文化財課	A129
自然と人との豊かなふれあいの促進	農山漁村における自然環境保全活動の推進	農山漁村と都市との交流の拡大	(112)	万人	−	−	−	やまぐちスロー・ツーリズム推進事業	○	中山間地域づくり推進課	A3
自然と人との豊かなふれあいの促進	自然公園等施設の計画的整備	国定公園等の施設の整備	(113)	箇所	1	1	1	国定公園施設整備事業	○	自然保護課	A158
自然と人との豊かなふれあいの促進	中国自然歩道を活用した自然とのふれあい	中国自然歩道の維持管理	(114)	km	402	402	402	中国自然歩道管理事業	○	自然保護課	A86
自然と人との豊かなふれあいの促進	自然観察公園の整備・活用	きらら浜自然観察公園の活用	(115)	—	利活用	利活用	利活用	きらら浜自然観察公園管理運営事業	○	自然保護課	A95
自然と人との豊かなふれあいの促進	豊かな森林とのふれあいの推進	県民との協働による森林づくりの推進　【再掲】	(116)	回	1	1	1	県民との協働による百年の森づくり推進事業	○	森林企画課	A113
自然と人との豊かなふれあいの促進	海洋水産資源とのふれあいの推進	豊魚祭の開催（稚魚の放流）	(117)	放流尾数	200	200	200	水産振興事業	○	水産振興課	A118

3 すべての主体の連携・協働による環境保全活動の促進 【参加】

環境保全項目	環境目的	環境目標	目標番号	単位	年度目標			実行手段	実現性評価	関係課・室名	著しい環境側面の登録番号
					25年度	26年度	27年度				
環境にやさしいライフスタイルの確立	環境教育・環境学習の推進	自然環境学習の実施 【再掲】	(118)	回	20	20	20	やまぐち自然環境学習推進事業	○	自然保護課	A94
環境にやさしいライフスタイルの確立	環境教育・環境学習の推進	学校版環境マネジメントシステム導入の促進	(119)	参加校	60	60	60	やまぐちエコリーダースクール認証制度	○	義務教育課	A128
環境にやさしいライフスタイルの確立	地産・地消の推進	推進拠点での取扱量の拡大	(120)	販売協力店でのキャンペーン品目の取扱量(t)	120	125	130	味な都・やまぐち推進事業	○	企画流通課	A104
環境にやさしいライフスタイルの確立	地産・地消の推進	推進拠点の拡大	(120)	開設店舗数（やまぐち食彩店）	270	280	290	味な都・やまぐち推進事業	○	企画流通課	A104
連携・協働による取組の推進	県民の環境保全活動への参加促進	環境やまぐち推進会議の運営	(121)	回	1	1	1	くらしの省エネ促進事業	○	環境政策課	A12
連携・協働による取組の推進	県民の環境保全活動への参加促進	環境保全等に関するイベントの開催	(122)	回	1	1	1	やまぐちいきいきエコフェア開催事業	○	環境政策課	環境方針,A17
連携・協働による取組の推進	県民の環境保全活動への参加促進	環境の日及び環境月間行事の実施	(123)	―	－	－	－	環境月間行事	○	環境政策課	A16
県民、事業者等の自主的取組の促進	ISO14001環境管理・監査の取組の推進	山口県庁に係るISO環境管理・監査の取組推進	(124)	―	－	－	－	ISO環境やまぐち高度化事業	○	環境政策課	A7
県民、事業者等の自主的取組の促進	事業者のEMS認証取得の促進	環境ISO山口倶楽部研修会の開催	(125)	回	4	4	4	ISO環境やまぐち高度化事業	○	環境政策課	A7

4 地球環境の保全と国際協力の推進 【地球環境保全】

環境保全項目	環境目的	環境目標	目標番号	単位	年度目標			実行手段	実現性評価	関係課・室名	著しい環境側面の登録番号
					25年度	26年度	27年度				
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	エコ・オフィス実践プランの推進	エコオフィス実践プランの進行管理	(126)	―	－	－	－	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	環境政策課	A8
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	エコ・オフィス実践プランの推進	用紙類の使用量削減	(127)	削減率%	現状より削減	現状より削減	現状より削減	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	各課・室	A1,A193
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	エコ・オフィス実践プランの推進	封筒、起案用紙、罫紙、印刷物等の再生紙の使用	(128)	―	極力使用	極力使用	極力使用	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	各課・室	環境方針
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	エコ・オフィス実践プランの推進	ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰの古紙配合率を100%とする	(129)	使用率%	100	100	100	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	管財課	環境方針
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	エコ・オフィス実践プランの推進	電気使用量の削減	(130)	削減率	現状より削減	現状より削減	現状より削減	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	各課・室	A1,A196
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	エコ・オフィス実践プランの推進	燃料使用量の削減	(131)	削減率	現状より削減	現状より削減	現状より削減	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	各課・室	A1,A197,A198
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	エコ・オフィス実践プランの推進	水使用量の削減	(132)	削減率	現状より削減	現状より削減	現状より削減	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	各課・室	A1,A199,A200
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	エコ・オフィス実践プランの推進	ノーマイカー通勤の促進	(133)	―	極力実施	極力実施	極力実施	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	各課・室	環境方針
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	エコ・オフィス実践プランの推進	グリーン購入の推進	(134)	―	－	－	－	物品管理運営事業	○	各課・室	A125
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	県庁ゼロエミッションの推進	ごみの排出量の削減 【再掲】	(135)	削減率%	現状より削減	現状より削減	現状より削減	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	各課・室	A1,A194
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	県庁ゼロエミッションの推進	古紙回収率の向上	(136)	ﾘｻｲｸﾙ率%	75	75	75	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	各課・室	A124,A194
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	県庁ゼロエミッションの推進	県庁のリサイクル率の向上 【再掲】	(137)	ﾘｻｲｸﾙ率%	75	75	75	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○	各課・室	A194
山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	県庁ゼロエミッションの推進	物品の長期使用の推進	(138)	―	－	－	－	物品管理運営事業	○	物品管理課	A125
地球温暖化防止の推進	省エネルギーの推進	公共建築物の断熱化等の施工	(139)	対象工事施工率%	100	100	100	建築事業	○	建築指導課	A185
地球温暖化防止の推進	省エネルギーの推進	県営住宅の断熱化等の施工	(140)	団地数	4	3	5	県営住宅建設事業	○	住宅課	A186
地球温暖化防止の推進	省エネルギーの推進	申請・届出手続及び文書事務・内部庶務事務の電子化	(141)	―	－	－	－	電子県庁推進事業	○	情報企画課	A2
地球温暖化防止の推進	省資源・省エネルギー運動の推進	地球温暖化対策に係る実践的な県民運動の展開	(142)	―	－	―	－	くらしの省エネ促進事業(県内一斉ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ)	○	環境政策課	A13
地球温暖化防止の推進	省資源・省エネルギー運動の推進	環境やまぐち推進会議の運営 【再掲】	(143)	回	1	1	1	くらしの省エネ促進事業(会議の運営)	○	環境政策課	A12
地球温暖化防止の推進	温暖化防止の取組の推進	地球温暖化対策地域推進計画の推進	(144)	―	－	―	－	くらしの省エネ促進事業(普及啓発等)	○	環境政策課	A10
地球温暖化防止の推進	温暖化防止の取組の推進	カーボン・オフセットの推進	(145)	―	－	―	－	CO2削減新社会ｼｽﾃﾑ構築事業(ｶｰﾎﾞﾝ･ｵﾌｾｯﾄｼｽﾃﾑの試行)	○	環境政策課	A48
地球温暖化防止の推進	新エネルギーの導入促進	太陽光発電インフォメーションシステムの運用	(146)	―	－	－	－	くらしの省エネ促進事業(太陽光ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ活用)	○	環境政策課	A11

環境保全項目	環境目的	環境目標	目標番号	単位	年度目標			実行手段	実現性評価	関係課・室名	著しい環境側面の登録番号
					25年度	26年度	27年度				
地球温暖化防止の推進	新エネルギーの導入促進	太陽光発電モデルプラント導入による実証試験実施	(147)	ー	–	–	–	太陽光発電研究事業	○	電気工水課	A192
地球温暖化防止の推進	新エネルギーの導入促進	太陽光エネルギーの導入	(148)	団地数	2	2	2	県営住宅建設事業	○	住宅課	A189
地球温暖化防止の推進	新エネルギーの普及啓発	自然エネルギーを利用した発電事業の啓発	(149)	ー	–	–	–	自然エネルギー発電普及啓発事業	○	電気工水課	A127
地球温暖化防止の推進	クリーンエネルギーの導入推進	水力発電による電力の供給	(150)	ー	–	–	–	電気事業	○	電気工水課	A191
地球温暖化防止の推進	森林の保全・整備による二酸化炭素の吸収	森林の整備 【再掲】	(151)	ha	7,000	7,000	7,000	造林事業	○	森林整備課	A161
地球温暖化防止の推進	森林の保全・整備による二酸化炭素の吸収		(151)	ha	300	–	–	公益森林整備事業	○	森林整備課	A162
地球温暖化防止の推進	森林の保全・整備による二酸化炭素の吸収		(151)	–	8	–	–	豊かな森林づくり推進事業	○	森林整備課	A166
地球温暖化防止の推進	森林の保全・整備による二酸化炭素の吸収	保安林の指定・整備 【再掲】	(152)	ha	800	800	800	保安林整備管理事業	○	森林整備課	A115
地球温暖化防止の推進	森林の保全・整備による二酸化炭素の吸収		(152)	ha	90	90	90	保安林整備事業	○	森林整備課	A165
地球温暖化防止の推進	森林の保全・整備による二酸化炭素の吸収		(152)	ha	1	1	–	魚つき保安林等海岸林整備事業	○	森林整備課	A167
地球温暖化防止の推進	森林の保全・整備による二酸化炭素の吸収	繁茂竹林の伐採等による森林の整備 【再掲】	(153)	竹の伐採ha	120	–	–	竹繁茂防止緊急対策事業	○	森林整備課	A163
地球温暖化防止の推進	森林の保全・整備による二酸化炭素の吸収	松くい虫の防除 【再掲】	(154)	ー	–	–	–	松くい虫防除事業	○	森林整備課	A116
地球温暖化防止の推進	森林の保全・整備による二酸化炭素の吸収	森林の流域管理システムの推進 【再掲】	(155)	流域数	–	–	–	森林整備加速化・林業再生基金事業	○	森林企画課	A111
地球温暖化防止の推進	森林の保全・整備による二酸化炭素の吸収	県民との協働による森林づくりの推進 【再掲】	(156)	回	1	1	1	県民との協働による百年の森づくり推進事業	○	森林企画課	A113
地球温暖化防止の推進	フロン環境濃度の実態把握	フロン環境濃度の調査実施、普及啓発	(157)	地点	3	3	3	オゾン層保護対策事業	○	環境政策課	A23
酸性雨対策の推進	酸性雨の実態把握	酸性雨の調査実施	(158)	地点	1	1	1	大気汚染監視指導事業（酸性雨調査事業）	○	環境政策課	A24
酸性雨対策の推進	酸性雨の実態把握	酸性雨の生態影響調査実施	(159)	地点	3	1	1	水源の森保全酸性雨影響調査事業	○	環境政策課	A25
国際協力の推進	中国山東省との環境保全技術交流の促進	研修生受入及び技術者の派遣	(160)	研修生受入人数	–	–	–	山東省環境保全パートナーシップ事業	○	環境政策課	A14
国際協力の推進	中国山東省との環境保全技術交流の促進		(160)	技術者派遣人数	–	–	–	山東省環境保全パートナーシップ事業	○	環境政策課	A14
国際協力の推進	日韓の大気共同研究による大気環境保全対策の推進	共同研究の実施	(161)	ー	ー	ー	–	日韓海峡沿岸環境技術交流事業	○	環境政策課	A15

５ 共通的・基盤的施策の推進 【共通・基盤】

環境保全項目	環境目的	環境目標	目標番号	単位	年度目標			実行手段	実現性評価	関係課・室名	著しい環境側面の登録番号
					25年度	26年度	27年度				
計画的・総合的な環境保全対策の推進	総合的な環境施策の推進	山口県環境審議会の開催・審議	(162)	開催回数	2	2	2	環境審議会等運営事業	○	環境政策課	環境方針
計画的・総合的な環境保全対策の推進	環境美化活動の促進	環境美化の普及啓発 【再掲】	(163)	ー	–	ー	–	やまぐちの美しい里山・海づくり推進事業	○	環境政策課	A49
公共事業等における環境配慮の推進	事業実施前における環境配慮の実施	環境事前チェックの実施	(164)	実施率％	100	100	100	環境事前チェック制度	○	関係課・室	A137－157
公共事業等における環境配慮の推進	事業全般にわたる環境配慮の実施	公共事業等における環境配慮の徹底	(165)	ー	–	–	–	山口県環境基本計画（やまぐち環境創造プラン）	○	関係課・室	A137－157
公共事業等における環境配慮の推進	環境影響評価の推進	環境影響評価の指導・審査の実施	(166)	ー	–	–	–	環境影響評価指導・審査事業	○	環境政策課	A45
公共事業等における環境配慮の推進	建設副産物のリサイクルの推進	建設廃棄物・建設発生土のリサイクル率の向上	(167)	ﾘｻｲｸﾙ率％	85	85	85	建設副産物適正処理推進要綱、建設廃棄物処理指針	○	関係課・室	A137－157
イベント等における環境配慮の推進	環境に配慮したイベントの推進	環境に配慮したイベントの開催	(168)	実施率％	100	100	100	環境配慮型イベントの審査等	○	関係課・室	A46
環境に配慮した産業の育成	循環型農業の推進	有機物施用・減農薬・減化学肥料による農業の推進	(169)	実証ほ	8	8	8	需要対応型産地育成事業	○	農業振興課	A105
環境に配慮した産業の育成	資源循環型畜産業の推進	肉用牛堆肥の農地還元による地域内循環システムの構築	(170)	ー	–	–	–	強い畜産生産拡大事業	○	畜産振興課	A109
環境に配慮した産業の育成	水素エネルギーの利活用による環境負荷低減型次世代環境産業の集積	検討会、セミナー等の開催	(171)	回	2	2	2	液化水素エネルギー利活用プロジェクト推進事業	○	新産業振興課	A101
環境に配慮した産業の育成	LED応用製品の事業化促進による環境負荷低減型次世代環境産業の集積	LED応用製品の事業化促進	(172)	件	6	–	–	やまぐちLED応用製品事業化促進事業	○	新産業振興課	A102
環境に配慮した産業の育成	県内企業の研究開発や新事業展開を促進することによる「環境・エネルギー分野」の次世代集積	環境・エネルギー分野での事業化促進	(173)	件	2	2	3	次世代産業クラスター形成事業	○	新産業振興課	A103
環境保全対策の促進	環境保全対策施設の整備促進	環境保全等融資の周知	(174)	ー	–	ー	–	地球にやさしい環境づくり融資事業（太陽光発電）	○	環境政策課	A5,A48
環境保全対策の促進	再生可能エネルギーの導入促進	住宅における太陽光発電システムの導入	(175)	–	–	–	–	再生可能エネルギー関連設備導入事業	○	環境政策課	A51
環境保全対策の促進	再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギーの普及促進	(176)	再エネアドバイザーの派遣回数(回)	20	–	–	再生可能エネルギー普及啓発事業	○	環境政策課	A52

環境保全項目	環境目的	環境目標	目標番号	年度目標				実行手段	実現性評価	関係課・室名	著しい環境側面の登録番号
				単位	25年度	26年度	27年度				
環境保全対策の促進	スマートコミュニティ構築の促進	エネルギー有効利用システムの実証事業の支援	(177)	支援事業	1	－	－	地域主導型再生可能エネルギー等支援事業	○	環境政策課	A53
環境保全対策の促進	電気自動車等次世代自動車の導入促進	EV及び充電インフラ等の導入促進	(178)	―	－	－	－	電気自動車導入環境整備事業	○	環境政策課	A54
環境保全対策の促進	大規模小売店舗による良好な生活環境の保持	大規模小売店舗による良好な生活環境の保持のための配慮の確保	(179)	－	－	－	－	小売商業活動促進事業（大規模小売店舗立地法事務）	○	商政課	A100
環境情報の整備・提供・公開	環境白書の作成・公表	環境白書の作成・公表	(180)	環境白書作成（回）	1	1	1	環境白書作成事業	○	環境政策課	A6
環境情報の整備・提供・公開	ホームページによる環境情報の提供	環境情報システムによる環境情報等の提供	(181)	―	ｼｽﾃﾑ運用	ｼｽﾃﾑ運用	システム運用	やまぐちさわやかエコネット利用促進事業	○	環境政策課	A9
環境情報の整備・提供・公開	毒劇物等情報の提供	毒物劇物情報管理システムによる情報提供 【再掲】	(182)	―	－	－	－	毒物劇物情報管理システム維持管理事業	○	薬務課	A98
環境情報の整備・提供・公開	毒劇物等情報の提供	毒物劇物GISシステムによる情報収集及び指導 【再掲】	(183)	―	－	－	－	毒物劇物情報GISシステム運用事業	○	薬務課	A99

文書分類番号	ＹＥＭＳ　３３３
改定版数	9　版
制　定　日	平成12年11月 2日
最終改定日	平成25年 4月 1日

実　施　計　画　管　理　要　領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムにおける実施計画の策定及び改定に関し、必要な事項を定める。

（実施計画の意義）

第２条　実施計画は、本庁舎内における環境目的及び目標を達成するための手段、期間及び管理責任者について定める。

（実施計画の策定、登録）

第３条　環境管理事務局は、環境目的及び目標の設定に併せ、関連する環境活動責任者の意見を考慮して、実施計画の素案を作成し、環境管理責任者に提出する。

２　実施計画の素案は、「環境目的・目標・実施計画等作成手順」により作成する。

３　環境管理責任者は、前項の素案をもとに、実施計画を立案し、環境管理総括者の承認を得て策定する。

４　前項の実施計画は、「実施計画登録簿」(様式)に登録する。

（実施計画の管理）

第４条　実施計画は、関連する環境活動責任者が管理責任を負う。

２　実施計画の進捗状況の把握、評価については、「環境監視及び測定要領」に基づき実施する。

（実施計画の見直し）

第５条　環境管理責任者は、以下の事実の発生により、実施計画の見直しが必要となった場合、第３条の規定を準用して実施計画を見直し、常に最新のものとする。

(1)　環境目的及び目標の改定が行われたとき

(2)　その他の実施計画に定める手段、期間及び管理責任者等を変更する事実が生じたとき

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

文書分類番号	ＹＥＭＳ　３３４
改 定 版 数	１４　　版
最終改定日	平成25年４月１日

実施計画登録簿

山　口　県

実施計画等調査・設定検討表（様式２）

1　環境への負荷の少ない循環型社会の形成 【循環】

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(1)	市町等への一般廃棄物の適正処理の指導	一般廃棄物等運営指導事業	●市町等説明会		一般廃棄物の適正処理の指導、技術的援助										一般廃棄物の適正処理の指導、技術的援助	一般廃棄物の適正処理の指導、技術的援助	山口県廃棄物減量化等推進計画	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(2)	市町村等への一般廃棄物処理施設整備の指導	一般廃棄物処理施設整備指導事業	●市町等説明会		一般廃棄物処理施設整備の指導、技術的援助										一般廃棄物の適正処理の指導、技術的援助	一般廃棄物の適正処理の指導、技術的援助	山口県ごみ処理広域化計画	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(3)	分別収集回収率の向上	一般廃棄物等運営指導事業					遵守の徹底							分別状況取りまとめ	遵守の徹底	遵守の徹底	第6期山口県分別収集促進計画	計画の進捗状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(4)	リサイクル施設整備促進	廃棄物減量化・リサイクル推進事業		募集		審査・決定				施設整備					継続的実施	継続的実施	山口県循環型社会形成推進基本計画	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(5)	リサイクル製品の認定・普及	資源循環事例等認定普及事業							募集			審査・決定			継続的実施	継続的実施	山口県循環型社会形成推進基本計画	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(6)	エコファクトリーの認定・普及	資源循環事例等認定普及事業							募集			審査・決定			継続的実施	継続的実施	山口県循環型社会形成推進基本計画	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(7)	廃棄物3Rに係る事業化	廃棄物3R事業化支援事業	契約手続					事業化検討							継続的実施	継続的実施	山口県循環型社会形成推進基本計画	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(8)	県庁のごみ排出量の削減	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○四半期毎のﾁｪｯｸ		ごみ排出量のチェック（可燃ごみ毎日、不燃ごみ指定日）	○四半期毎のﾁｪｯｸ		遵守の徹底	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ			遵守の徹底	遵守の徹底	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	ごみ排出量	毎日	各課長・室長
(9)	県庁のリサイクル率の向上	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ		遵守の徹底	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ			遵守の徹底	遵守の徹底	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	リサイクルの状況	1回/3月	各課長・室長
(10)	不法投棄ホットラインの設置・運用	不法投棄ホットライン事業		広報活動	廃棄物の不適正処理情報の収集・対応										継続的実施	継続的実施	不法投棄ホットライン電話対応マニュアルについて	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(11)	不法投棄の監視パトロールの実施	不法投棄等監視対策事業			重点パトロール		監視パトロールの実施	重点パトロール							継続的実施	継続的実施	山口県産業廃棄物監視パトロール班設置要綱	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(12)	夜間における不法投棄の監視パトロールの実施	夜間不法投棄パトロール事業	調整・契約手続					夜間パトロールの実施							継続的実施	継続的実施	実施要領	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(13)	事業者への適正処理の指導の実施	自動車リサイクル法施行事務費					事業者への立入・指導の実施								継続的実施	継続的実施	自動車リサイクル法	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(14)	海岸漂着物の回収・処分等の推進	やまぐちの美しい里山・海づくり推進事業（漂流・漂着ごみ対策重点地域一掃事業等）		地域計画策定	日韓海岸一斉清掃					重点地域清掃・ボランティア清掃					－	－	海岸漂着物処理推進法、補助金交付要綱	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(15)	環境美化の普及啓発	やまぐちの美しい里山・海づくり推進事業			情報ネットワークの運用・県民運動の推進	実践活動の推進									事業の実施	事業の実施	やまぐちの美しい里海づくり条例	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(16)	山口県循環型社会形成推進基本計画の推進	循環型社会形成推進事業	関係者への周知					計画の推進							継続的実施	継続的実施	山口県循環型社会形成推進条例	計画の進捗状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(17)	事業者への立入・指導の実施	産業廃棄物適正処理指導事業	前年度実績の取りまとめ 監視計画の作成			事業者への立入・指導の実施									継続的実施	継続的実施	廃棄物処理法関係法令及び通達	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程（4月～3月）	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(18)	法令に基づく施設設置・処理業に係る許認可・指導	産業廃棄物適正処理指導事業等	計画、指示、審査、現地調査等 前年度実績の取りまとめ	継続的実施	継続的実施	廃棄物処理法関係法令及び通達	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(19)	PCB廃棄物の適正保管・処理の啓発	PCB処理対策事業	届出指導 保管・使用量の把握 啓発の実施	継続的実施	継続的実施	廃棄物処理法・PCB処理法関係法令及び通達	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(20)	優良事業者育成支援のための講習会の開催	優良事業者育成支援事業	講習会の開催（4回）	継続的実施	継続的実施	実施要領	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(21)	農業用プラスチックの適正処理体制の確立	農業用プラスチック適正処理促進事業	地域協議会の指導・支援 実態調査取りまとめ 一斉回収① 一斉回収②	継続的実施	継続的実施	山口県農業用プラスチック適正処理推進協議会助成要領	事業の実施状況	1回/3月	農業振興課長
(22)	家畜排せつ物の適正処理・利用の指導	資源循環型畜産確立支援事業	畜産農家の巡回指導 環境保全巡回指導 ●協議会 ●苦情発生状況調査とりまとめ ●家畜排せつ物法施行状況調査 ●たい肥共励会	継続的実施	継続的実施	家畜排せつ物の適正管理と利用の促進を図るための山口県計	事業の実施状況	1回/3月	畜産振興課長
(23)	草地整備、畜舎等整備の推進	畜産基盤再編総合整備事業	環境配慮の徹底	－	－	山口県畜産基盤再編総合整備事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	畜産振興課長
(24)	周南地域広域最終処分場の整備	周南地域広域最終処分場整備促進対策事業	施設整備工事 供用開始準備	継続的実施 供用開始	継続的実施 供用開始	山口県循環型社会形成推進基本計画	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(25)	廃棄物埋立護岸の整備	港湾事業	内示 交付申請 工　事　実　施	－	－	港湾関係補助金等交付規則実施要領	事業の実施状況	1回/3月	港湾課長
(26)	産業廃棄物のリサイクル率の向上	産業廃棄物適正処理指導事業	再生利用情報の収集・提供 普及啓発	継続的実施	継続的実施	山口県環境基本計画（山口環境創造プラン）	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物･ﾘｻｲｸﾙ対策課長
(27)	大気環境の常時監視の実施	大気監視施設管理事業	大気汚染の常時監視・Soxの緊急対応時措置 オキシダントの緊急対応時措置 前年度取りまとめ	継続的実施	継続的実施	大気汚染防止法関係法令、通達	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(28)	工場・事業場のばい煙調査・指導の実施	大気汚染監視指導事業	事前調査 立入調査・指導 取りまとめ	継続的実施	継続的実施	煙道排出ガス測定実施要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(29)	大気汚染物質の排出量等の把握	大気汚染監視指導事業	調査票発送・回収 集　計 DB化	継続的実施	継続的実施	ばい煙発生施設等実態調査記載要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(30)	交差点の改良	道路事業	事業の推進 発注率の確認● 発注率の確認● 発注率の確認● 発注率の確認●	事業の推進	事業の推進	道路構造令	事業の実施状況	1回/3月	道路建設課長
(31)	道路新設・拡幅 道路の維持管理	道路事業	事　業　の　推　進 （効率的・計画的な道路施設の管理手法「ｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ」による）	事業の推進	事業の推進	道路構造令	事業の実施状況	1回/3月	道路整備課長、道路建設課長
(32)	道路新設・改築・立体交差・右折レーン整備	街路事業	発注準備 事　業　の　推　進 検査	事業の推進	事業の推進	都市計画事業認可	事業の実施状況	1回/3月	都市計画課長
(33)	有害大気汚染物質の調査実施	有害大気汚染物質監視指導事業	調　査　実　施 前年度取りまとめ	継続的実施	継続的実施	有害大気汚染物質環境監視実施要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長

目標番号	環　境　目　標	実　行　手　段	平成25年度　実施日程 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運　用　手　順	監視測定項目	実施頻度	責　任　者（課・室長）
(34)	流域別水質汚濁負荷量の把握	水質環境保全推進事業		事業場等調査 人口等調査			集計				報告				継続的実施	継続的実施	化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に係る総量削減計画	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(35)	公共用水域水質調査の実施	水質環境監視事業、公共用水域水質調査事業	●契約					調査（委託）・データ整理 公表						入札準備	継続的実施	継続的実施	公共用水域及び地下水の水質測定計画	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(36)	海水浴場の水質調査の実施	水質環境監視事業（海水浴場水質検査）	準備	調査	●公表		調査 ●報告								継続的実施	継続的実施	海水浴場水質調査実施要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(37)	地下水質調査の実施	公共用水域水質調査事業（地下水汚濁防止対策事業）	定期モニタリング				概況調査								継続的実施	継続的実施	公共用水域及び地下水の水質測定計画	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(38)	工場・事業場の排水調査・指導の実施	水質汚濁監視指導事業	実施計画の作成・通知 前年度調査結果の取りまとめ（データ処理）				工場排水調査								継続的実施	継続的実施	工場排水調査実施要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(39)	水質関係法令に基づく許認可の実施	水質汚濁監視指導事業	許認可件数調査		件数取りまとめ		許可事務等の実施								継続的実施	継続的実施	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(40)	ふるさとの川セミナーの開催	水質環境監視事業（生活排水浄化対策推進事業）										準備		● 開催	継続的実施	継続的実施	生活排水浄化対策推進要綱	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(41)	下水道の整備	流域下水道整備事業等	実施計画				事　業　の　推　進							検査	事業の推進	事業の推進	社会資本整備重点計画	事業の実施状況	1回/3月	都市計画課長
(42)	農業集落における汚水処理施設の整備	農業集落排水事業	●内示 交付申請					工事実施							－	－	農業集落排水事業等実施要領、同実施要領の運用	事業の実施状況	1回/3月	農村整備課長
(43)	漁業集落における汚水処理施設の整備	漁業集落環境整備事業	内示	交付申請						事　業　実　施					継続的実施	継続的実施	漁業集落環境整備事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	漁港漁場整備課長
(44)	漁業者等が行う藻場干潟の保全活動	藻場・干潟保全活動支援事業		幹事会の開催 総会の開催					保全活動・モニタリング（10組織）						継続的実施	継続的実施	山口県環境・保全対策事業補助金交付要綱	事業の実施状況	1回/3月	水産振興課長
(45)	水源の森等の整備	水源地域整備事業		地元調整・測量設計業務委託	設計・発注				工事実施						事業の実施	事業の実施	山口県営治山事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	森林整備課長
(46)	水道施設の建設促進	水道施設整備指導事業等	●内示	交付申請				工事実施			● 交付決定			実績報告・完了検査	事業の促進	事業の促進	水道施設整備費(指導監督事務費)補助金交付要綱	事業の実施状況	1回/3月	生活衛生課長
(47)	飲料水の水質検査の実施促進	飲料水検査指導事業			●飲用井戸水水質検査の広報			飲料水の検査指導							事業の促進	事業の促進	地域保健法関係法令及び通達	事業の実施状況	1回/3月	生活衛生課長
(48)	安定した工業用水の供給	工業用水道事業					工業用水の安定供給 設備点検（毎週）								継続的実施	継続的実施	工業用水道事業法	事業の実施状況	1回/3月	電気工水課長
(49)	騒音調査の実施	騒音振動悪臭対策事業	小月飛行場騒音調査			山口宇部空港・岩国飛行場騒音調査・取りまとめ 防府飛行場騒音調	新幹線騒音調査	小月飛行場騒音調査 取りまとめ	防府飛行場騒音調 自動車交通騒音調査		取りまとめ		取りまとめ		継続的実施	継続的実施	環境基本法、通達、調査実施要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程（4月～3月）	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(50)	土壌汚染状況調査及び適正処理指導	土壌汚染対策推進事業	土壌汚染状況調査及び適正処理指導／前年度件数把握／集計取りまとめ	継続的実施	継続的実施	土壌汚染対策法等	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(51)	化学物質の環境汚染実態調査の実施	化学物質環境汚染実態調査事業	準備／試料採取／分析／とりまとめ	継続的実施	継続的実施	化学物質環境汚染実態調査計画	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(52)	PCB廃棄物の適正保管・処理の啓発【再掲】	PCB処理対策事業	届出指導／保管・使用量の把握／啓発の実施	継続的実施	継続的実施	廃棄物処理法・PCB処理法関係法令及び通達	事業の実施状況	1回/3月	廃棄物・リサイクル対策課長
(53)	PRTR届出制度の施行	化学物質総合管理事業	届出受理・大臣送付／（届出内容照会確認）／集計・公表／届出準備	継続的実施	継続的実施	PRTR法等	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(54)	ダイオキシン類の排出量の削減	ダイオキシン類削減対策総合調査事	排出基準等の遵守指導による排出量の削減指導／前年度結果まとめ・公表	継続的実施	継続的実施	山口県ダイオキシン類対策指針	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(55)	ダイオキシン類の発生源周辺環境及び一般環境調査の実施	ダイオキシン類削減対策総合調査事、ダイオキシン類測定施設管理事業	実地計画・準備／試料採取・分析／結果とりまとめ／前年度結果まとめ・公表	継続的実施	継続的実施	ダイオキシン類大気、水質等環境濃度調査実施要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(56)	工場・事業場の届出・排出基準等の監視・指導	ダイオキシン類削減対策総合調査事	届出書等の受理・排出基準等の監視・指導／調査／調査／取りまとめ	継続的実施	継続的実施	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設立入検査要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(57)	環境ホルモン実態調査の実施	環境ホルモン実態調査事業	実地計画・準備／前年度結果公表／調査／結果とりまとめ	継続的実施	継続的実施	環境ホルモン実態調査実施要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(58)	農薬適正使用等の普及啓	安心・安全農作物づくりサポート事業	立入検査の実施／農薬危害防止運動／農薬危害防止運動／●担当者会議／●担当者会議／●担当者会議	継続的実施	継続的実施	消費・安全対策交付金実施要綱	事業の実施状況	1回/3月	農業振興課長
(59)	県営住宅の内装パネルのF☆☆☆☆使用	県営住宅建設事業	事　業　実　施	継続的実施	継続的実施	県営住宅整備要領	事業の実施状況	1回/3月	住宅課長
(60)	毒劇物取扱者に対する監視・指導及び啓発	毒劇物指導取締事業	監　視　・　指　導／啓発強化月間　標語募集／啓　発　強化月間／安全管理研究会	継続的実施	継続的実施	薬事等監視実施要綱、毒物劇物取扱管理指針	事業の実施状況	1回/3月	薬務課長
(61)	毒劇物等に係る情報管理機能の強化	毒物劇物登録等管理システム維持管理事業	システムの運用・保守／厚労省担当者会議／システム修正	継続的実施	継続的実施	毒物劇物等管理システム整備事業計画	事業の実施状況	1回/3月	薬務課長
(62)	毒物劇物情報管理システムによる情報提供	毒物劇物情報管理システム維持管理事業	システムの運用・保守／協力事業所調査／データベース修正	継続的実施	継続的実施	毒物劇物情報管理システム整備事業計画	事業の実施状況	1回/3月	薬務課長

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程（4月～3月）	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(63)	毒物劇物GISシステムによる情報収集指導	毒物劇物GISシステム運用事業	システムの運用	継続的実施	継続的実施	毒物劇物GISシステム運用事業	事業の実施状況	1回/3月	薬務課長
(64)	河口干潟の再生に向けた取組の推進	自然環境保全地域等対策事業(豊かな流域づくり･干潟ふれあい推進事業)	希少種調査、干潟ふれあい体験（委員会開催を含む。） 自然再生協議会（委員会開催含む）	継続的実施	継続的実施	山口の豊かな流域づくり構想（椹野川モデル）	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長

2 自然と人とが共生する豊かでうるおいのある環境の確保 【共生】

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程（4月～3月）	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(65)	港湾の清掃活動の実施	港湾環境整備費	交付申請（4月～5月） 事業実施（6月～3月）	事業の継続	事業の継続	港湾環境整備事業補助金交付要綱	事業の実施状況	1回/3月	港湾課長
(66)	山口県自然環境保全審議会の開催・審議	自然保護企画調整事業	調査・管理（4月～8月） 審議会開催（9月） 調査・管理（10月） 審議会開催（11月） 調査・管理（12月～1月） 審議会開催（2月） 調査・管理（3月）	審議会の開催審議	審議会の開催審議	山口県自然環境保全審議会条例	審議会の準備・開催状況	1回/3月	自然保護課長
(67)	自然公園の保護管理	自然公園保護管理事業	●自然公園管理員委嘱 パトロールの実施 ●自然公園管理員の活動報告（前年度分）	継続的保護管理	継続的保護管理	自然公園における事務取扱要領	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(68)	緑地環境保全地域の管理	自然環境保全地域等対策事業	●自然保護指導員委嘱 パトロールの実施 ●自然保護指導員の活動報告（前年度分）	継続的保護管理	継続的保護管理	山口県自然環境保全条例	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(69)	鳥獣保護区の指定	鳥獣保護区等設置事業	●鳥獣保護区等指定効果測定調査業務委託契約締結 ●調査 ●調査（5月・6月） ●調査 ●調査（9月・10月） ●調査 ●調査（12月・1月） 実績報告受付● 計画書の策定 ●審議会 環境省と協議 ●県報告示	設定・指定	設定・指定	第11次鳥獣保護事業計画	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(70)	鳥獣保護区の管理	鳥獣保護区等設置事業	●鳥獣保護員の任命 ●年間計画書の提出 鳥獣の保護管理 ●報告（毎月 4月～3月）	継続的保護管理	継続的保護管理	第11次鳥獣保護事業計画	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(71)	傷病鳥獣の保護	鳥獣保護推進事業	●傷病鳥獣保護業務委託契約の締結 傷病鳥獣の保護 ●実績報告提出、取りまとめ（前年度分）	継続的傷病鳥獣の保護	継続的傷病鳥獣の保護	継続的保護管理	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(72)	休猟区の指定	狩猟対策事業	関係者との調整 計画書策定 ●県報告示	指定	指定	第11次鳥獣保護事業計画	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(73)	放鳥の実施	放鳥事業	●放鳥事業業務委託契約 放鳥事業の実施 ●完了報告	継続的放鳥の実施	継続的放鳥の実施	第11次鳥獣保護事業計画	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(74)	野生鳥獣の生態把握による保護管理	鳥獣保護推進事業	調査・分析	継続的調査の実施	継続的調査の実施	第11次鳥獣保護事業計画	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(75)	ツキノワグマの生態把握による保護管理	ツキノワグマ保護管理対策事業（保護管理事業）	●生息調査業務委託契約締結 調査・分析	継続的調査の実施	継続的調査の実施	特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(76)	放獣作業等の安全確保	ツキノワグマ保護管理対策事業（安全確保事業）	●ｸﾏﾚﾝｼﾞｬｰ業務委託契約締結 実績報告● 安全確保 ●クマ放獣実施麻酔業務委託契約締結 実績報告●	継続的調査の実施	継続的調査の実施	特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(77)	支援員の登録・研修	希少野生動植物保護対策推進事業（人材育成）	●支援員育成業務委託契約の締結 実績報告● 支援員の登録、研修の実施	継続的実施	継続的実施	山口県希少野生動植物種保護基本方針	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程（4月～3月）	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(78)	指定種の指定 （結果として指定しないこともある）	希少野生動植物保護対策推進事業 （保護対策）	指定候補種提言● （公告縦覧・パブリックコメント） （審議会）（諮問）（指定）	継続的調査の実施	継続的調査の実施	山口県希少野生動植物種保護条例	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(79)	探鳥会の開催	鳥獣保護推進事業	準備　開催	継続的開催	継続的開催	第11次鳥獣保護事業計画	探鳥会の開催状況	1回/3月	自然保護課長
(80)	愛鳥モデル校の指定	鳥獣保護推進事業	指定	―	―	第11次鳥獣保護事業計画	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(81)	土砂災害防止施設の建設	砂防事業	砂防えん堤の新設 ●工事完成予定	継続的実施	継続的実施	砂防事業全体計画書	事業の実施状況	1回/3月	砂防課長
(82)	多自然川づくりの実施	広域河川改修事業　等	事　業　実　施 （各河川の実行計画による）	事業の実施	事業の実施	治水事業中長期計画	事業の実施状況	1回/3月	河川課長
(83)	種苗の放流	資源管理推進事業	種苗放流　ヒラメ トラフグ 協議会	継続的実施	継続的実施	山口県水産資源管理総合対策事業費補助金交付要綱、同実施要領	事業の実施状況	1回/3月	水産振興課長
(84)	魚礁の設置	水産基盤整備事業	工事実施（魚礁製作、沈設） 交付申請	継続的実施	継続的実施	水産物供給基盤整備事業等実施要領	事業の実施状況	1回/3月	漁港漁場整備課長
(85)	藻場・干潟の造成	水産基盤整備事業	交付申請 工事実施（投石）	継続的実施	継続的実施	水産物供給基盤整備事業等実施要領	事業の実施状況	1回/3月	漁港漁場整備課長
(86)	カワウ食害防除対策の実施、アユ冷水病調査の実施	内水面漁業活性化対策事業 （食害動物対策事業、 アユ冷水病対策事業）	防除対策の実施 防除対策の実施	継続的実施	継続的実施	山口県水産資源管理総合対策事業費補助金交付要綱、同実施要領、アユ冷水病防除に係る指導指針	事業の実施状況	1回/3月	水産振興課長
(87)	海浜の保全、海藻等の育成	海岸保全施設整備事業	内示　交付申請 事業実施	継続的実施	継続的実施	農山漁村地域整備交付金実施要領	事業の実施状況	1回/3月	漁港漁場整備課長
(88)	秋吉台の山焼きの実施	秋吉台国定公園管理費補助事業	火切道の整備　山焼き実施	継続的事業実施	継続的事業実施	秋吉台国定公園管理費補助事業補助金交付要綱	山焼きの準備・開催状況	1回/3月	自然保護課長
(89)	森林の整備	造林事業 公益森林整備事業 豊かな森林づくり推進事業	事業計画・調整　事業の実施 事業調整　事業の実施 既事業地等の現地調査　測量・設計、事業の実施	事業の実施	事業の実施	山口県造林事業等実施要領 健全で多様な森林づくり事業実施要項	事業の実施状況	1回/3月	森林整備課長
(90)	保安林の指定・整備	保安林整備管理事業 保安林整備事業 魚つき保安林等海岸林整備事業	保安林の指定 地元調整・測量業務委託 設計・発注 工事実施	事業の実施	事業の実施	森林法第5条等、 山口県営治山事業実施要領 健全で多様な森林づくり事業実施要項	事業の実施状況	1回/3月	森林整備課長
(91)	松くい虫の防除	松くい虫防除事業	事業計画・調整　事業の実施	未　定	未　定	山口県樹幹注入剤による松林保全対策事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	森林整備課長
(92)	繁茂竹林の伐採等による森林の整備	竹繁茂防止緊急対策事業 竹の伐採 再生竹の除去	事業調整　測量・設計等　事業の実施 設計等　事業の実施	事業の実施	事業の実施	健全で多様な森林づくり事業実施要項	事業の実施状況	1回/3月	森林整備課長
(93)	森林の流域管理システムの推進	森林整備加速化・林業再生基金事業	事業推進内容等の検討・調整　事　業　推　進	―	―	流域林業活性化センター活動事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	森林企画課長

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程（4月～3月）	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(94)	県民参加の森づくり活動の推進	やまぐち森林づくり普及促進事業	情報収集等（4月～6月）→ 森づくり活動等の実施（7月～3月）	継続的実施	継続的実施	流域林業活性化センター活動事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	森林企画課長
(95)	里山の再生と里山文化の創造	県民参加による森林づくり活動促進事業	開催準備（4月～7月）→ 実施（8月～3月）	８月～３月	８月～３月	「里山活動」実施要領	事業の実施状況	1回/3月	森林企画課長
(96)	県民との協働による森林づくりの推進	県民との協働による百年の森づくり推進事業	普及啓発（4月～3月）	事業の実施	事業の実施	「やまぐち森林づくりの日」の実施について	事業の実施状況	1回/3月	森林企画課長
(97)	県民との協働による森林づくりの推進	森林づくり活動支援事業	募集・審査（4月～6月）→ 事業の実施（7月～3月）	７月～３月	ー H26までの事業	森林づくり活動支援事業補助金交付要綱等	事業の実施状況	1回/3月	森林企画課長
(98)	都市公園の整備	都市公園整備事業	発注準備（4月～6月）→ 事業の推進（7月～2月）→ 検査（3月）	事業の推進	事業の推進	社会資本整備重点計画	事業の実施状況	1回/3月	都市計画課長
(99)	都市公園の樹木の管理	都市公園管理運営事業	●管理業務の発注（4月） 管理業務の推進（4月～3月）	事業の推進	事業の推進	社会資本整備重点計画	事業の実施状況	1回/3月	都市計画課長
(100)	道路の電線類の地中化	道路事業	事業の推進（4月～3月） （無電柱化に係るガイドラインによる）	事業の推進	事業の推進	電線共同溝の整備等に関する特別措置法及び通達	事業の実施状況	1回/3月	道路整備課長
(101)	アメニティ歩道の整備	街路事業	発注準備（4月～6月）→ 事業の推進（7月～2月）→ 検査（3月）	事業の推進	事業の推進	都市計画事業認可	事業の実施状況	1回/3月	都市計画課長
(102)	街路の電線類の地中化	街路事業	発注準備（4月～6月）→ 事業の推進（7月～2月）→ 検査（3月）	事業の推進	事業の推進	都市計画事業認可	事業の実施状況	1回/3月	都市計画課長
(103)	文化財の調査・保護・管理の推進	文化財調査指導費、 文化財保護管理事業	調査・管理（4月～9月）→ ●審議会開催（10月）→ 調査・管理（11月～1月）→ ●審議会開催（2月）→ 管理（3月）	継続的実施	継続的実施	文化財保護法、山口県文化財保護条例等	事業の実施状況	1回/3月	社会教育・文化財課長
(104)	国・県指定文化財の保存	国指定文化財保存活用事業 県指定文化財保存活用事業 国指定文化財大規模保存整備事業 （大照院本堂・経蔵）	修理等（4月～3月） 国指定34件、県指定7件、大照院本堂・経蔵の修理等の事業について それぞれの施工計画に基づいて施工されるよう、事業者に指導・助言を行う。	修理等継続	修理等継続	文化財保護法、山口県文化財保護条例等	事業の実施状況	1回/3月	社会教育・文化財課長
(105)	文化財愛護教室の開催	文化財愛護普及事業	●開催（6月） ●開催（11月）	年2回の開催	年2回の開催	文化財保護法、山口県文化財保護条例等	教室の準備・開催状況	1回/3月	社会教育・文化財課長
(106)	街路樹の整備	街路事業	発注準備（4月～6月）→ 事業の推進（7月～2月）→ 検査（3月）	事業の推進	事業の推進	都市計画事業認可	事業の実施状況	1回/3月	都市計画課長
(107)	自然環境学習の実施	やまぐち自然環境学習推進事業	●自然解説指導員委嘱（4月） 自然環境学習の開催（4月～3月） ●報告 ●報告 ●報告 ●報告 ●報告 ●報告 ●報告 ●報告 ●報告 ●報告 ●報告 ●報告（毎月）	継続的開催	継続的開催	山口県自然解説指導員設置要綱	学習会の準備・開催状況	1回/3月	自然保護課長
(108)	緑の少年隊の育成・支援	自然保護思想普及啓発事業	●前年度活動実績及び今年度の活動体制・計画の提出 支援・育成（4月～3月）	継続的支援・育成	継続的支援・育成	緑の少年隊育成要領	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(109)	緑の少年隊交歓大会の開催	自然保護思想普及啓発事業	準備（6月～7月）→ 開催（8月）	継続的開催	継続的開催	緑の少年隊交歓大会実施要領	大会の準備・開催状況	1回/3月	自然保護課長
(110)	講座、観察会の開催	博物館学校地域連携教育支援事業 （博物館普及教育事業）	講座・観察会の開催（4月～3月）	年25回程度の開催	年25回程度の開催	各種講座、観察会の公募要領等	事業の実施状況	1回/3月	社会教育・文化財課長

目標番号	環　境　目　標	実　行　手　段	平成25年度　実施日程 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運　用　手　順	監視測定項目	実施頻度	責　任　者（課・室長）
(111)	体験活動の実施	青少年自然体験活動推進事業				長期自然体験活動の実施	青少年教育施設における自然体験活動の実施								継続的実施	継続的実施	自然体験活動推進事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	社会教育・文化財課長
(112)	農山漁村と都市との交流の拡大	やまぐちスロー・ツーリズム推進事業			●子ども農山漁村交流プロジェクト等を活用した受入体制づくり支援 ●交流活動を担う人材育成・活用 ●推進体制の整備・育成 ●一元的・総合的な情報の受発信										＿	＿	やまぐち中山間地域づくりビジョン	事業の実施状況	1回／3月	中山間地域づくり推進課長
(113)	国定公園施設の整備	国定公園施設整備事業			委　託　設　計						工　事　施　工				園地等の整備	園地等の整備	自然公園等整備技術指針	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(114)	中国自然歩道の維持管理	中国自然歩道管理事業	●維持管理業務委託契約締結				中国自然歩道の維持管理						実績報告●		継続維持管理	継続維持管理	自然公園利用施設等の維持管理について	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(115)	きらら浜自然観察公園の活用	きらら浜自然観察公園管理運営事業	●年度別協定締結（指定管理）		管理・運営・PRによる利活用の推進、野鳥観察会の開催										利活用の推進	利活用の推進	山口県立自然観察公園条例	事業の実施状況	1回/3月	自然保護課長
(116)	県民との協働による森林づくりの推進【再掲】	県民との協働による百年の森づくり推進事業						普及啓発							事業の実施	事業の実施	「やまぐち森林づくりの日」の実施について	事業の実施状況	1回/3月	森林企画課長
(117)	豊魚祭の開催（稚魚の放流）	水産振興事業								稚 魚 の放流					稚魚の放流	稚魚の放流	山口県豊魚祭実施計画	つどいの準備・開催状況	1回/3月	水産振興課長

3　すべての主体の連携・協働による環境保全活動の促進　【参加】

目標番号	環　境　目　標	実　行　手　段	平成25年度　実施日程 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運　用　手　順	監視測定項目	実施頻度	責　任　者（課・室長）
(118)	自然環境学習の実施	やまぐち自然環境学習推進事業	●自然解説指導員委嘱 ●報告	●報告	●報告	●報告	自然環境学習の開催 ●報告	●報告	●報告	●報告	●報告	●報告	●報告	●報告	継続的実施	継続的実施	山口県自然解説指導員設置要綱	学習会の準備・開催状況	1回/3月	自然保護課長
(119)	学校版環境マネジメントシステム導入の促進	やまぐちエコリーダースクール認証制度		募集						活動支援		認証●			継続的実施	継続的実施	環境教育推進計画、やまぐちエコリーダースクール実施要項	事業の実施状況	1回/3月	義務教育課長
(120)	推進拠点の拡大	味な都・やまぐち推進事業				味な都・やまぐち推進事業スケジュールによる									継続的実施	継続的実施	味な都・やまぐち推進事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	企画流通課長
(121)	環境やまぐち推進会議の運営	地球温暖化対策推進事業	脱温暖化社会・循環型社会・自然との共生をめざし、実践活動及び普及啓発活動を推進							● 会議					継続的実施	継続的実施	環境やまぐち推進会議設置要綱	報告会議の準備・開催状況	1回/3月	環境政策課長
(122)	環境保全等に関するイベントの開催	やまぐちいきいきエコフェア開催事業	●実行委員会		出展募集	準　備	●実行委員会		● 開催			●実行委員会			事業の実施	事業の実施	やまぐちいきいきエコフェア実施要領	ｲﾍﾞﾝﾄの準備・開催状況	1回/3月	環境政策課長
(123)	環境の日及び環境月間行事の実施	環境月間行事		依頼	月間	まとめ									継続的実施	継続的実施	環境の日及び環境月間行事実施要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(124)	山口県庁に係るISO環境管理・監査の取組推進	ISO環境やまぐち高度化事業	EMS見直し ●監視測定			●マニュアル改訂 研修 ●監視測定			●監視測定	●内部監査	●見直し	●更新審査 EMS見直し ●監視測定			継続的運用登録維持	継続的運用登録維持	山口県環境管理マニュアル	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(125)	環境ISO山口倶楽部研修会の開催	ISO環境やまぐち高度化事業		●総会、セミナー ●幹事会		●セミナー 情報提供（月1回以上）		●セミナー					●セミナー		継続的実施	継続的実施	「環境ISO山口倶楽部」事業計画	倶楽部の準備・開催状況	1回/3月	環境政策課長

4 地球環境の保全と国際協力の推進【地球環境保全】

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(126)	エコオフィス実践プランの進行管理	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ	●見直し	遵守の徹底	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ			遵守の徹底	遵守の徹底	山口県庁エコ・オフィス実践ﾌﾟﾗﾝ	計画の進捗状況	1回/3月	環境政策課長
(127)	用紙類の使用量削減	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ		遵守の徹底	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ			遵守の徹底	遵守の徹底	需用費等経費節減緊急対策実施要領	用紙類の使用量	1回/3月	各課長・室長
(128)	封筒、起案用紙、罫紙、印刷物等の再生紙の使用	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ		遵守の徹底	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ			遵守の徹底	遵守の徹底	グリーン購入推進方針	再生紙の使用状況	1回/3月	各課長・室長
(129)	ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰの古紙配合率を100%とする	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ		遵守の徹底	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ			遵守の徹底	遵守の徹底	山口県庁エコ・オフィス実践ﾌﾟﾗﾝ	古紙の配合率	1回/3月	管財課長
(130)	電気使用量の削減	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	使用量のﾁｪｯｸ(1回／月) ○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ		遵守の徹底	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ			遵守の徹底	遵守の徹底	山口県庁エコ・オフィス実践ﾌﾟﾗﾝ	電気使用量	1回/3月	各課長・室長
(131)	燃料使用量の削減	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	使用量のﾁｪｯｸ(1回／月) ○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ		遵守の徹底	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ			遵守の徹底	遵守の徹底	山口県庁エコ・オフィス実践ﾌﾟﾗﾝ	燃料使用量	1回/3月	各課長・室長
(132)	水使用量の削減	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	使用量のﾁｪｯｸ(1回/3月) ○ﾁｪｯｸ			○ﾁｪｯｸ		遵守の徹底	○ﾁｪｯｸ				○ﾁｪｯｸ		遵守の徹底	遵守の徹底	山口県庁エコ・オフィス実践ﾌﾟﾗﾝ	水使用量	1回/3月	各課長・室長
(133)	ノーマイカー通勤の促進	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	実施状況ﾁｪｯｸ(2回／月) ○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ		遵守の徹底	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ			遵守の徹底	遵守の徹底	山口県庁エコ・オフィス実践ﾌﾟﾗﾝ	ﾉｰﾏｲｶｰ通勤実施状況	1回/3月	各課長・室長
(134)	グリーン購入の推進	物品管理運営事業	実績とりまとめ				環境物品商品の導入の推進					推進方針、購入ガイドの見直し			継続的実施	継続的実施	グリーン購入推進方針	事業の実施状況	1回/3月	各課長・室長、
(135)	ごみの排出量の削減	山口県庁エコ・オフィス実践プラン【再掲】	○四半期毎のﾁｪｯｸ		ごみ排出量のチェック（可燃ごみ毎日、不燃ごみ指定日）	○四半期毎のﾁｪｯｸ		遵守の徹底	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ			遵守の徹底	遵守の徹底	山口県庁エコ・オフィス実践ﾌﾟﾗﾝ	ごみの排出量	毎日	各課長・室長
(136)	古紙回収率の向上	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ		遵守の徹底	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ			遵守の徹底	遵守の徹底	山口県庁エコ・オフィス実践ﾌﾟﾗﾝ	古紙回収率	1回/3月	各課長・室長
(137)	県庁のリサイクル率の向上 【再掲】	山口県庁エコ・オフィス実践プラン	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ		遵守の徹底	○四半期毎のﾁｪｯｸ			○四半期毎のﾁｪｯｸ			遵守の徹底	遵守の徹底	山口県庁エコ・オフィス実践ﾌﾟﾗﾝ	ﾘｻｲｸﾙの状況	1回/3月	各課長・室長
(138)	物品の長期使用の推進	物品管理運営事業				不用備品の備品バンク登録及び交付									継続的実施	継続的実施	備品バンクの活用について	事業の実施状況	1回/3月	物品管理課長

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程（4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月）	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(139)	公共建築物の断熱化等の施工	建築事業	対象建築物の設計・施工	継続的実施	継続的実施	各工事ごとの設計図書等	対象工事施行率	1回/3月	建築指導課長
(140)	県営住宅の断熱化等の施工	県営住宅建設事業	事業実施	継続的実施	継続的実施	県営住宅整備要領	事業の実施状況	1回/3月	住宅課長
(141)	申請・届出手続及び文書事務・内部庶務事務の電子化	電子県庁推進事業	システムの安定的運用	システム運用	システム運用	山口県電子県庁推進アクション・プラン	事業の実施状況	1回/3月	情報企画課長
(142)	地球温暖化対策に係る実践的な県民運動の展開	地球温暖化対策推進事業（県内一斉キャンペーン）	緑のカーテン ライトダウン ノーマイカー運動 ●県内一斉ノーマイカーデー ライトダウン ノーマイカー運動	継続的実施	継続的実施	CO2削減県民運動促進事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(143)	環境やまぐち推進会議の運営 【再掲】	地球温暖化対策推進事業（会議の運営）	脱温暖化社会・循環型社会・自然との共生をめざし、実践活動及び普及啓発活動を推進 ●会議	継続的実施	継続的実施	環境やまぐち推進会議設置要綱	報告会議の準備・開催状況	1回/3月	環境政策課長
(144)	地球温暖化対策地域推進計画の推進	地球温暖化対策推進事業（普及啓発等）	夏のエコスタイル・エコドライブキャンペーン 冬のエコスタイル・エコドライブキャンペーン	継続的実施	継続的実施	山口県地球温暖化対策地域推進計画	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(145)	カーボン・オフセットの推進	CO2削減新社会システム構築事業（カーボン・オフセットの試行）	取組指針の検討・策定	継続的実施	継続的実施	山口県地球温暖化対策地域推進計画	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(146)	太陽光発電インフォメーションシステムの運用	地球温暖化対策加速化推進事業（太陽光インフォメーション活用）	環境関連情報等の提供 取りまとめ●　取りまとめ●　取りまとめ●　取りまとめ●	継続的実施	継続的実施	山口県環境基本計画（やまぐち環境創造プラン）	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(147)	太陽光発電モデルプラント導入による実証試験実施	太陽光発電研究事業	実証試験の実施（月1回のデータ収集等） 取りまとめ 設備点検（毎月）	継続的実施	継続的実施	山口県企業局新エネルギー導入戦略	事業の実施状況	1回/3月	電気工水課長
(148)	太陽光エネルギーの導入	県営住宅建設事業	事業実施	継続的実施	継続的実施	山口県住宅マスタープラン「山口県住生活基本計画」	事業の実施状況	1回/3月	住宅課長
(149)	自然エネルギーを利用した発電事業の啓発	自然エネルギー発電普及啓発事業	●やまぐちいきいきフェア出展 普及啓発	ー	ー	山口県企業局新エネルギー導入戦略	事業の実施状況	1回/3月	電気工水課長
(150)	水力発電による電力の供給	電気事業	水力発電による電力の供給 ●発電計画会議　●発電計画会議　●発電計画会議　●発電計画会議 設備点検（毎週）	継続的実施	継続的実施	電気事業法	事業の実施状況	1回/3月	電気工水課長
(151)	森林の整備 【再掲】	造林事業 公益森林整備事業 豊かな森林づくり推進事業	事業計画・調整　事業の実施 事業調整　事業の実施 既事業地等の現地調査　測量・設計、事業の実施	事業の実施	事業の実施	山口県造林事業等実施要領 健全で多様な森林づくり事業実施要項	事業の実施状況	1回/3月	森林整備課長
(152)	保安林の指定・整備 【再掲】	保安林整備管理事業 保安林整備事業 魚つき保安林等海岸林整備事業	保安林の指定 地元調整・測量業務委託 設計・発注 工事実施	事業の実施	事業の実施	森林法第5条等、山口県営治山事業実施要領 健全で多様な森林づくり事業実施要項	事業の実施状況	1回/3月	森林整備課長

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程（4月～3月）	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(153)	繁茂竹林の伐採等による森林の整備　【再掲】	竹繁茂防止緊急対策事業 竹の伐採 再生竹の除去	竹の伐採：事業調整（4月～5月）→ 測量・設計等（6月～8月）→ 事業の実施（9月～3月） 再生竹の除去：設計等（4月～5月）→ 事業の実施（6月～11月）	事業の実施	事業の実施	健全で多様な森林づくり事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	森林整備課長
(154)	松くい虫の防除【再掲】	松くい虫防除事業	事業計画・調整（7月～10月）→ 事業の実施（10月～3月）	未　定	未　定	山口県樹幹注入剤による松林保全対策事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	森林整備課長
(155)	森林の流域管理システムの推進　【再掲】	森林整備加速化・林業再生基金事業	事業推進内容等の検討・調整（4月～6月）→ 事　業　推　進（7月～3月）	－	－	流域林業活性化センター活動事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	森林企画課長
(156)	県民との協働による森林づくりの推進【再掲】	県民との協働による百年の森づくり推進事業	普及啓発（4月～3月）	事業の実施	事業の実施	「やまぐち森林づくりの日」の実施について	事業の実施状況	1回/3月	森林企画課長
(157)	フロン環境濃度の調査実施	オゾン層保護対策事業	調　査（5月）、調　査（8月）、調　査（11月）、調　査（2月）	継続的実施	継続的実施	フロン環境濃度調査実施要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(158)	酸性雨の調査実施	大気汚染監視指導事業（酸性雨調査事業）	調　査（4月～3月）、取りまとめ●	継続的実施	継続的実施	酸性雨調査実施要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(159)	酸性雨の生態影響調査実施	水源の森保全酸性雨影響調査事業	陸水調査（5月）、陸水調査・植生調査（8月）、陸水調査（10月）、陸水調査（1月）	継続的実施	継続的実施	酸性雨モニタリング調査（陸水・土壌植生）実施要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(160)	研修生受入及び技術者の派遣	山東省地球環境保全技術交流・協力	研修生受入（10月）、技術者派遣（11月）	－	－	山東省地球環境保全	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(161)	共同研究の実施	日韓海峡沿岸環境技術交流事業	●実務者会議（5月）、●交流会議（7月）、●実務者会議（10月）	継続的実施	継続的実施	事業計画（年度別）	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長

5　共通的・基盤的施策の推進　【共通・基盤】

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程（4月～3月）	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(162)	山口県環境審議会の開催・審議	環境審議会等運営事業	（随時開催）（5月～3月）●審議会（7月）、●審議会（11月）、●審議会（3月）	継続的実施	継続的実施	山口県環境審議会条例等	審議会の準備・開催状況	1回/3月	環境政策課長
(163)	環境美化の普及啓発【再掲】	やまぐちの美しい里山・海づくり推進事業	広報の充実強化（情報ネットワークの運用）・県民運動の推進（4月～3月） 実践活動の推進（5月～6月）	事業の実施	事業の実施	やまぐちの美しい里山・海づくり条例	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(164)	環境事前チェックの実施	環境事前チェック制度	事前チェックの実施（計画作成～）（4月～3月） ●実施状況取りまとめ（4月）、●実施状況取りまとめ（10月）	事前チェックの実施	事前チェックの実施	各部局毎の環境チェック制度実施要領	ﾁｪｯｸの実施状況	1回/3月	各課長・室長
(165)	公共事業等における環境配慮の徹底	山口県環境基本計画（やまぐち環境創造プラン）	環境配慮の徹底（～事業実施）（4月～3月） ●実施状況取りまとめ（4月）、●実施状況取りまとめ（10月）	環境配慮の徹底	環境配慮の徹底	山口県環境基本計画（やまぐち環境創造プラン）	環境配慮の実施状況	1回/3月	各課長・室長
(166)	環境影響評価の指導・審査等及び山口県環境影響評価技術審査会の開	環境影響評価指導・審査事業	環境影響評価の指導・審査等及び山口県環境影響評価技術審査会の開催(随時)（4月～3月）	継続的実施	継続的実施	環境影響評価技術指針	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長

目標番号	環境目標	実行手段	平成25年度 実施日程（4月～3月）	平成26年度 実施日程	平成27年度 実施日程	運用手順	監視測定項目	実施頻度	責任者（課・室長）
(167)	建設廃棄物・建設発生土のリサイクル率の向上	建設副産物適正処理推進要綱、建設廃棄物処理指針	建設副産物のリサイクルの実施に対する指導の徹底 ●建設リサイクル法に関する担当者会議	指導の徹底	指導の徹底	建設副産物適正推進処理要綱、建設廃棄物処理指針	指針の進捗状況	1回/3月	各課長・室長
(168)	環境に配慮したイベントの開催	環境配慮型イベントの審査等	イベント計画書の受付・審査・指導・報告書の受理（随時） 全体とりまとめ	継続的実施	継続的実施	環境配慮型イベント開催指針（エコイベント開催指針）	事業の実施状況	1回/3月	各課長・室長
(169)	有機物施用・減農薬・減化学肥料による農業の推進	需要対応型産地育成事業	実証ほ設置準備 ●情報交換会 ●推進協議会 実証ほの設置 情報収集（生産振興） 成果報告・検討 有機農業推進計画の見直し	継続的実施	継続的実施	山口県循環型農業推進基本方針	事業の実施状況	1回/3月	農業振興課長
(170)	肉用牛堆肥の農地還元による地域内循環システムの構築	資源循環型肉用牛経営育成事業	県事業説明会 事業推進 事業計画作成 水田を活用した地域内資源循環型システムの構築に向けた取組（肉用牛増頭に合わせた施設整備を実施）	－	－	資源循環型肉用牛経営育成事業実施要領	事業の実施状況	1回/3月	畜産振興課長
(171)	検討会、セミナー等の開催	液化水素エネルギー利活用プロジェクト推進事業	●セミナー(1) ●セミナー(2)	継続的実施	継続的実施	液化水素関連製品試作開発促進補助金交付要綱等	事業の実施状況	1回/3月	新産業振興課長
(172)	LED応用製品の事業化促進	やまぐちLED応用製品事業化促進事業	雇用基金を活用した販路開拓支援、展示会出展支援	—	—	やまぐちLED応用製品事業化促進業務委託仕様書等	事業の実施状況	1回/3月	新産業振興課長
(173)	環境・エネルギー分野で事業化促進	次世代産業クラスター形成事業	イノベーション推進チーム、研究委託による研究開発支援	継続的実施	継続的実施	次世代産業クラスター形成事業業務委託仕様書等	事業の実施状況	1回/3月	新産業振興課長
(174)	環境保全等融資の周知	地球にやさしい環境づくり融資事業（太陽光発電）	普及啓発活動の積極的実施 融資の実施（随時）	継続的実施	継続的実施	山口県地球にやさしい環境づくり融資要綱ほか、関連融資要綱	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(175)	再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギー関連設備導入事業	事業実施	－	－	山口県再生可能エネルギー推進指針	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(176)	再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギー普及啓発事業	●相談窓口設置 再エネアドバイザーの派遣 ●講演会	－	－	山口県再生可能エネルギー推進指針	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(177)	エネルギー有効利用システムの実証事業の支援	地域主導型再生可能エネルギー等支援事業	公募 実証事業の支援	事業の実施	事業の実施	山口県再生可能エネルギー推進指針	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(178)	EV及び充電インフラ等の導入促進	電気自動車導入環境整備事業	●計画策定 補助制度利用の促進 利活用方策の策定	継続的実施	継続的実施	山口県再生可能エネルギー推進指針	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(179)	大規模小売店舗による良好な生活環境の保持のための配慮の確保	小売商業活動促進事業（大規模小売店舗立地法事務）	大店立地協議会の開催（随時）	随時協議会を開催	随時協議会を開催	山口県大規模小売店舗立地協議会設置要綱	協議会の開催状況	1回/3月	商政課長
(180)	環境白書の作成・公表	環境白書作成事業	●原稿依頼 とりまとめ（校正・印刷） ●議会報告、公表 ●参考資料原稿依頼 ●参考資料作成・公表	継続的実施	継続的実施	環境白書作成要領	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(181)	環境情報システムによる環境情報等の提供	やまぐちさわやかエコネット利用促進事業	「やまぐちの地球温暖化対策」のシステム構築（追加） HP「やまぐちの環境」のコンテンツ追加・更新、環境GISデータの追加・更新	継続的実施	継続的実施	さわやかエコネット利用促進事業業務委託仕様書	事業の実施状況	1回/3月	環境政策課長
(182)	毒物劇物情報管理システムによる情報提供【再掲】	毒物劇物情報管理システム維持管理事業	システムの運用・保守 協力事業所調査 データベース修正	継続的実施	継続的実施	毒物劇物情報管理システム整備事業計画	事業の実施状況	1回/3月	薬務課長
(183)	毒物劇物GISシステムによる情報収集指導【再掲】	毒物劇物GISシステム運用事業	システムの運用	継続的実施	継続的実施	毒物劇物GISシステム運用事業	事業の実施状況	1回/3月	薬務課長

文書分類番号	ＹＥＭＳ　４１１
改定版数	９　版
制　定　日	平成12年３月１日
最終改定日	平成25年４月１日

山口県環境マネジメント組織に関する要綱

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、継続的な環境の保全及び改善に取り組む環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）を確立し、維持するための環境管理組織及び実行組織に関し必要な事項を定める。

（環境管理組織）

第２条　環境管理組織は、次に掲げる者及び組織で構成する。

(1) 環境管理総括者
(2) 環境管理副総括者
(3) 環境管理責任者
(4) 環境管理委員会
(5) 環境マネジメントシステム推進委員会
(6) 主任環境監査員及び環境監査員
(7) 内部環境監査チーム

（実行組織）

第３条　実行組織は、別表第１に掲げる本庁の知事部局、企業局及び各種行政委員会並びに教育庁（以下「部局等」という。）とする。

２　前条の各部局等に次に掲げる者を置く。

(1) 環境活動責任者
(2) 総括環境推進員
(3) 環境推進員

第２章　環境管理組織

（環境管理総括者）

第４条　環境管理総括者は、環境マネジメントを総合的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事務を処理する。

(1) 環境方針を決定及び改訂すること。
(2) システムの見直しを行うこと。
(3) 環境目的・目標並びに実施計画を決定及び見直し、変更すること。
(4) システムの確立及び維持のために、必要な職員及び専門的な技能・技術並びに財源を確保すること。

2　環境管理総括者は、知事をもって充てる。

（環境管理副総括者）

第５条　環境管理副総括者は、環境管理総括者を補佐し、総括者に事故あるとき又は、総括者が欠けたときは、その職務を代理する。

2　副総括者は、副知事をもって充てる。

（環境管理責任者）

第６条　環境管理責任者は、次に掲げる事務を処理する。

(1) システムを確立し、維持すること。
(2) 環境側面及び環境影響評価、法的及びその他の要求事項の調査等を環境活動責任者に指示すること。
(3) 環境影響評価並びに法的及びその他の要求事項を登録すること。
(4) 環境目的及び目標の検討を環境活動責任者に指示すること。
(5) 環境方針案及び環境目的・目標案を作成し、環境管理委員会に提案すること。
(6) 実施計画の検討を環境活動責任者に指示すること。
(7) 実施計画案を作成し、環境管理委員会に提案すること。
(8) 職員の環境教育・訓練の計画を策定し実行すること。
(9) 環境関連情報やシステムに関する情報について、環境活動責任者から報告を受け、環境管理委員会に報告すること。
(10)環境関連事故及び緊急事態の概要について、環境活動責任者から報告を受け、環境管理総括者に報告すること。
(11)環境目的及び目標並びに法的及びその他の要求事項の適合状況について、環境活動責任者から報告を受けること。
(12)環境目的及び目標並びに法的及びその他の要求事項の未達成又は不適合の是正処置について、環境管理総括者に報告すること。
(13)その他システムの確立及び維持に関し必要な業務を行うとともに、これらの情報、状況、処置等を必要の都度環境管理総括者及び環境管理委員会に報告すること。

2　環境管理責任者は、環境生活部長をもって充てる。

（環境管理委員会）

第７条　環境管理委員会は、環境管理総括者の指示によりシステムに関する事項を審議する。

2　環境管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、山口県環境管理委員会設置要綱に定める。

（環境マネジメントシステム推進委員会）
第８条　環境マネジメントシステム推進委員会は、環境管理責任者の指示によりシステムに関する事項を検討し、その推進を図る。
２　環境マネジメントシステム推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、山口県環境マネジメントシステム推進委員会設置要綱に定める。

（主任環境監査員）
第９条　主任環境監査員は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 環境管理総括者と協議し、年間の監査プログラムを策定し実行すること。
(2) 環境監査の基準と範囲を決定し、被監査部局等の長に通知すること。
(3) 被監査部局等の事務・事業及び施設・設備並びに従前の監査の詳細など、監査に必要な情報を収集すること。
(4) 監査においてＩＳＯ１４００１の規格に定められた監査の要求事項が満たされているかを検証すること。
(5) 環境監査員を指名し、内部監査チームを編成し、監査を実行すること。
(6) 不適合所見について遅滞なく被監査部局等の長に報告すること。
(7) 環境監査結果報告書を作成し、環境管理総括者、環境管理責任者及び被監査部局等の長並びに環境管理委員会に送付すること。
(8) 必要に応じて環境管理責任者にシステムの改善のための助言及び勧告を行うこと。
(9)　その他内部環境監査に必要な業務を行うこと。
２　主任環境監査員は、環境監査に関する専門的な知識を有する者から、環境管理総括者が任命する。

（環境監査員）
第１０条　環境監査員は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 主任環境監査員とともに内部環境監査チームを構成し、その指示を受けて内部監査を実行すること。
(2) 監査に必要な情報の収集、監査の要求事項に対する検証を実行すること。
２　環境監査員は、環境監査員養成研修を修了した者の中から、環境管理総括者が任命する。

（内部環境監査チーム）
第１１条　内部環境監査チームは、主任環境監査員及び環境監査員で構成し、主任環境監査員の指示により、監査プログラムに基づき監査を実行する。
２　環境監査チームの編成は、年度当初に環境監査員が協議して定める。

第３章　実行組織

（環境活動責任者）

第１２条　環境活動責任者は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 当該部局等の総括環境推進員及び環境推進員（以下「環境推進員等」という。）に指示して、環境側面及び環境影響評価並びに法的及びその他の要求事項等について調査を行い、環境管理責任者に調査表等を提出すること。

(2) 環境目的及び目標案並びに実施計画案を検討し､環境管理責任者に提出すること。

(3) 当該部局等の環境推進員等に環境活動の実行を指示すること。

(4) 当該部局等の環境推進員等に指示して、実施計画の実行に必要な手順書等を作成させるとともに、適正な事務事業の執行を指示し、環境目的及び目標からの逸脱を防止すること。

(5) 当該部局等の職員の環境教育・訓練を実行すること。

(6) システムの定期的な監視及び測定を行い、環境目的及び目標との適合及び法規制の遵守状況について環境管理責任者に報告すること。

(7) 環境目的及び目標並びに法規制の未達成又は不適合の是正処置置について環境管理責任者に報告すること。

(8) 緊急事態を予防又は緩和するとともに、発生時に対応措置を講じること。

(9) その他当該部局等の環境活動に関し必要な業務を行うこと。

２　環境活動責任者は、別表第２に掲げる者をもって充てる。

（総括環境推進員）

第１３条　総括環境推進員は、環境活動責任者の指示を受けて、当該部局における環境活動推進のための調整を行うとともに、前条第１項の事務の一部及び環境推進員の事務を行う。

２　総括環境推進員は、各部局等の主管課事務を担当する課長をもって充てる。

（環境推進員）

第１４条　環境推進員は、環境活動責任者の指示を受け、次に掲げる事務を行う。

(1) 環境管理責任者及び環境活動責任者が発する指示及び情報を受けて、所属の職員に周知すること。

(2) 環境関連法令の制定改廃を把握し、環境管理責任者に報告すること。

(3) 各課室において、環境目的及び目標との適合並びに法規制の遵守状況について点検し、環境活動責任者に報告すること。

(4) その他環境活動責任者の指示を受けて、第１２条の事務の実行を補助する。

２　環境推進員は、副課長等（副課長の置かれていない場合は、同等以上の職にある者）をもって充てる。

第４章　雑則

（庶務）

第１５条　環境管理組織の庶務は、環境管理事務局において処理する。

２　環境管理事務局は、環境生活部環境政策課に置く。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、環境管理組織に関し必要な事項は、環境管理総括者が別に定める。

附則

この要綱は、平成１２年３月１日から施行する。
この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

総　　務　　部
総　合　企　画　部
産　業　戦　略　部
環　境　生　活　部
健　康　福　祉　部
商　工　労　働　部
農　林　水　産　部
土　木　建　築　部
会　計　管　理　局
企　　業　　局
監　査　委　員　事　務　局
労　働　委　員　会　事　務　局
人　事　委　員　会　事　務　局
教　　育　　庁

別表第２（第１２条関係）

総　　務　　部　　長
総　合　企　画　部　長
産　業　戦　略　部　長
環　境　生　活　部　長
健　康　福　祉　部　長
商　工　労　働　部　長
農　林　水　産　部　長
土　木　建　築　部　長
会　計　管　理　局　長
企　　業　　局　　長
監　査　委　員　事　務　局　長
労　働　委　員　会　事　務　局　長
人　事　委　員　会　事　務　局　長
教　　育　　次　　長

文書分類番号	ＹＥＭＳ　４１２
改 定 版 数	8　　　版
制　　定　　日	平成12年３月１日
最 終 改 定 日	平成25年４月１日

山口県環境管理委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、山口県環境マネジメント組織に関する要綱第７条第２項の規定に基づき、山口県環境管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境目的・目標の設定に関すること。
(2) 実施計画に関すること。
(3) 環境マネジメントシステムの見直しに関すること。
(4) 環境目的・目標並びに法的及びその他の要求事項の適合状況に関すること。
(5) その他環境管理総括者が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、副知事をもって充てる。

３　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長）

第４条　委員長は、委員会を総括する。

２　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　前項の委員会の議長は、委員長をもって充てる。

（意見の聴取）

第６条　委員長は、専門的事項の審議、その他必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、環境管理事務局において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１２年３月１日から施行する。
この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

別表

別表
総務部長
総合企画部長
産業戦略部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
土木建築部長
会計管理局長
企業局長
監査委員事務局長
労働員会事務局長
人事委員会事務局長
教育次長
環境生活部次長

文書分類番号	ＹＥＭＳ　４１３
改 定 版 数	１０　　版
制　　定　　日	平成12年３月１日
最 終 改 定 日	平成25年４月１日

山口県環境マネジメントシステム推進委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、山口県環境マネジメント組織に関する要綱第８条第２項の規定に基づき、山口県環境マネジメントシステム推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　推進委員会は、次に掲げる事項を検討し、その推進を図る。

(1) 環境マネジメントシステムの確立に関すること。

(2) 環境マネジメントシステムの維持に関すること。

(3) その他環境マネジメントシステムに関し必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、環境生活部次長（環境担当）をもって充てる。

３　委員は、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長）

第４条　委員長は、推進委員会を総括する。

２　委員長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　推進委員会の会議は、委員長が招集する。

２　前項の委員会の議長は、委員長をもって充てる。

（幹事会）

第６条　推進委員会に幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

３　幹事長は、環境生活部環境政策課長をもって充てる。

４　幹事は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

５　幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事がその職務を代理する。

６　幹事会は、委員長の命を受けて推進委員会の事務を処理する。

７　前条の規定は、幹事会の会議に準用する。

（環境マネジメントシステム検討班）

第７条　推進委員会に、第２条に掲げる事項を専門的に調査検討させるため、環境マネジメントシステム検討班（以下「検討班」という。）を置く。

２　検討班は、班長及び班員をもって組織する。

３　班長は、環境生活部環境政策課調整監をもって充てる。

４　班員は、別表第１に掲げる課室等の所属長及び班長が指名する者をもって充てる。

５　第５条の規定は、検討班の会議に準用する。

（庶務）

第８条　推進委員会の庶務は、環境管理事務局において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成１２年３月１日から施行する。
環境マネジメントシステム導入ワーキンググループ設置要領は、廃止する。
この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

別表第１

総務部	人事課長 管財課長
総合企画部	政策企画課長
産業戦略部	環境活動責任者が指名する者
環境生活部	県民生活課長 環境政策課長 廃棄物･リサイクル対策課長
健康福祉部	厚政課長
商工労働部	商政課長
農林水産部	農林水産政策課長
土木建築部	監理課長 技術管理課長
会計管理局	会計課長 物品管理課長
企業局	総務課長
監査委員事務局	事務局次長
労働委員会事務局	事務局次長
人事委員会事務局	事務局次長
教育庁	教育政策課長

別表第２

人事課	副課長等
管財課	〃
政策企画課	〃
県民生活課	〃
環境政策課	〃
廃棄物・リサイクル対策課	〃
厚政課	〃
商政課	〃
農林水産政策課	〃
監理課	〃
技術管理課	〃
会計課	〃
物品管理課	〃
企業局総務課	〃
監査委員事務局計画調整班	〃
労働委員会事務局	〃
人事委員会事務局企画審査班	〃
教育庁教育政策課	〃

文書分類番号	ＹＥＭＳ　４２１
改定版数	６　版
制　定　日	平成12年３月１日
最終改定日	平成25年４月１日

環境管理研修要領

（趣旨）
第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムに関する職員等の理解、知識及び技能の向上を図り、また、経験に基づく力量を持つことを確実にするための環境管理に関する教育訓練（以下「環境管理研修」という。）について、必要な事項を定める。

（環境管理研修計画）
第２条　環境管理研修を実施するため、環境管理責任者は、環境管理研修の年間計画表を作成し、実行する。
２　年間計画表には、以下の事項を記入する。
(1) 種別
(2) 対象者
(3) 内容
(4) 頻度
(5) 実施責任者

（環境管理研修の区分）
第３条　環境管理研修は、一般研修と専門研修に区分する。

（一般研修）
第４条　一般研修は 、次の事項についての理解を促進する。
(1) 環境方針及び規程類並びに環境マネジメントシステムの要求事項に適合していることの重要性について
(2) 事務事業の実施に伴う著しい環境影響について
(3) 環境の視点からの事務事業の改善による環境上の利点について
(4) 以下の事項を達成するための自らの役割と責任について
　① 環境方針及び規程類との適合
　② 環境マネジメントシステムの要求事項との適合
　③ 緊急事態への準備及び対応の要求事項との適合
(5) 環境マネジメントシステムの運用手順から逸脱した場合に予想される結果

（専門研修）
第５条　専門研修は、本庁舎の環境マネジメントシステムの推進に責任のある環境活動責任者、総括環境推進員及び環境推進員、環境に著しい影響を及ぼす可能性のある特定業務に従事している者及び内部環境監査チームの候補者に対し、次の区分により実施する。
(1) 環境推進員等研修
　本庁舎の環境マネジメントシステム推進に責任のある環境活動責任者、総括環境推進員及び環境推進員に対し、環境方針及びその達成手段や環境管理組織の役割と責任の認識及び自覚を高め、環境マネジメントシステムの実施及び指導性を高める研修を行う。
(2) 特定業務従事者研修
　環境に著しい影響を及ぼす可能性のある特定業務に従事している者（関係法令等が要求する資格及び能力を有する者を含む。）等に対し、その業務を通じた環境への配慮の徹底や環境影響に関わる法的要求の遵守と経験を積むため、次の専門的な教育及び訓練を実施する。

① 手順書どおりに作業する訓練
② 作業毎の環境影響の理解
③ 手順書から外れたときに生じうる事態の予測
④ 緊急事態等への対応

なお、環境目的及び目標に関連する業務を担当する者に対する教育及び訓練については、関係課・室におけるＯＪＴ方式の教育・訓練も専門研修として位置づけて実施する。

力量の評価については、質疑応答等の方法により、自らの業務が環境に著しい影響を及ぼす可能性のあることを理解したうえで、作業を遂行できる状態にあることを確認する。

なお、作業実施にあたり法令等により資格が求められている場合は、資格証明書等により資格取得状況を確認する。

(3) 内部環境監査員研修

内部環境監査チームの候補者に対して実施する研修で、ＩＳＯ１４０００シリーズの要求事項等の理解を深め、環境監査員の知識を習得させるための専門的な教育及び訓練を実施する。

（環境マネジメントの手引き）

第６条　環境マネジメントシステムについて、職員一人ひとりの自覚を促すため、環境マネジメントの手引きを作成し、職員及び受託業者等に配付する。

２　環境マネジメントの手引きには、次の事項について記載する。

(1) 環境方針
(2) 環境目的及び目標の概要
(3) 職場における環境配慮活動

（環境管理研修の実施）

第７条　環境管理研修は、年間計画表に掲げる実施責任者が実施する。

（受託業者等の力量の確認）

第８条　環境推進員は、受託業者等に環境管理研修と同等の研修を自社で行うよう求めることとし、必要に応じ、従業員に環境管理研修を受講させることとする。

２　環境推進員は、受託業者等の従業員が必要な力量をもつことを確認する。

（環境管理研修の記録）

第９条　研修の実施内容は、実施責任者が「環境管理研修記録」(様式１)に記録し、研修終了後に当該記録の写しを環境管理事務局に報告する。

２　受託業者等の研修状況については、「受託業者等の確認記録」(様式２)に記録し、確認後に当該記録の写しを環境管理事務局に報告する。

３　研修の実施記録は、環境管理事務局がとりまとめ、保管する。

４　環境管理事務局は、内部環境監査員研修を修了した者を「環境監査員資格者登録簿」(様式２)に登録するとともに、これを管理する。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、環境管理研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。
この要領は、平成１７年４月１日から施行する。
この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
この要領は、平成１９年４月１日から施行する。
この要領は、平成２１年４月１日から施行する。
この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

様式１（第９条第１項関係）　　　　　　　　　　　　　課・室名＿＿＿＿＿＿＿＿

環境管理研修記録（教育・訓練）

研修の区分	一般研修・専門研修
研修の種別	
開催日時	平成　年　月　日(　)　時　分 ～ 平成　年　月　日(　)　時　分
開催場所	
受講者	受講対象→ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 受講者数→ ＿＿＿＿名 ［受講者名簿は別紙のとおり］
研修機関及び講師等	研修機関→ ・内部研修 ・外部研修（依頼先　　　　　） 講師等→ ・内部講師（講師名　　　　　） ・外部講師（講師名　　　　　）
研修の内容	使用テキスト等 ［　　　　　　　］
実施責任者	
力量の評価 (特定業務従事者研修の場合)	□ 法令に基づく資格証明書（別添） □ 質疑応答等による確認
備考	

様式２（第９条第２項関係）　　　　　　　　　　課・室名＿＿＿＿＿＿＿＿

受託業者等の確認記録

受託業者等名	
受託等内容	
本庁舎に常勤する従業員名	
力量の評価	環境推進員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿ ※ 委託業者等が自社で行った研修内容により確認する。なお、研修内容が十分でないと認められる場合等においては、以下の研修を実施する。
以下、一般研修又は専門研修を受講した場合	
研修の区分	一般研修 ・ 専門研修
研修の種別	
開催日時	平成　年　月　日(　)　時　分 ～ 平成　年　月　日(　)　時　分
開催場所	
受講者	受講者数⇒ ＿＿＿＿名［受講者名簿は別紙のとおり］
研修機関及び講師等	研修機関⇒ ・内部研修 ・外部研修（依頼先　　　　） 講師等⇒ ・内部講師（講師名　　　　） ・外部講師（講師名　　　　）
研修の内容	使用テキスト等 （　　　　　　）
実施責任者	
備考	

様式３（第８条第３項関係）

文書分類番号	ＹＥＭＳ　５４２
改定版数	版
登　録　日	平成　年　月　日
改　定　日	平成　年　月　日

環境監査員資格者登録簿

1　主任環境監査員（1名）　（内部環境監査員研修受講日：平成　年　月　日～　日）

所　属	職　名	氏　名	認定番号
環境生活部	次　長		

2　環境監査員（　名）　（内部環境監査員研修受講日：平成　年　月　日～　日）

NO	所　属	職　名	氏　名	認定番号

文書分類番号	ＹＥＭＳ　４３１
改 定 版 数	３　版
制　定　日	平成12年11月 2日
最終改定日	平成20年 4月 1日

環境管理情報取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムに関する情報（以下「環境管理情報」という。）の収集、伝達、記録及び公表（コミュニケーション）に関し、必要な事項を定める。

（庁内におけるコミュニケーション）

第２条　環境マネジメントシステムの確立、維持及び見直し等に関して、環境管理総括者が発する指示及び情報は、環境管理責任者が、環境活動責任者を通じて、総括環境推進員及び環境推進員に対して文書により伝達する。

２　環境マネジメントシステムの確立、維持及び見直し等に関して、環境管理責任者が発する指示及び情報は、環境管理事務局から、環境推進員に対して文書により伝達する。

３　前２項による環境管理情報の伝達があったときは、環境推進員は、所属する課・室の職員に周知する。

４　各部局等相互の環境管理情報の伝達の場として、議題の重要性に応じ、環境管理委員会、環境マネジメントシステム推進委員会又は同幹事会等を活用して、相互の連携を図り、実効ある環境マネジメントを推進する。

５　環境マネジメントシステムの運営状況に関する情報は、環境管理責任者が、随時、環境活動責任者を通じて各部局等から集約し、環境管理総括者に報告する。

６　各部局等の職員からの環境保全に関する情報や提案その他の環境管理情報は、「庁内環境管理情報記録票」(様式1)として、環境管理事務局で集約し、環境管理責任者に報告する。

７　環境管理責任者は、環境管理情報のうち重要なものは、環境管理総括者及び環境管理委員会に報告する。

（庁外とのコミュニケーション）

第３条　環境側面及び環境マネジメントシステムに関して、庁外から寄せられる苦情、要望等（通常業務の苦情等を除き、県庁ISOに関するもの）の環境管理情報の受理及びそれに対する　回答については、以下の手続きにより行う。

(1) 環境管理情報は、その内容を所管する課・室において受理し、受理した内容を内容ごとに区分し、環境推進員が「苦情・要望等受理記録」として記録する。

(2) 当該環境管理情報に対して回答が求められたときは、所管する課・室の環境推進員が、必要に応じ環境活動責任者の承認を得て、口頭又は文書により回答する。

(3) 複数の課・室にまたがる事項及び環境マネジメントシステムに関する事項に係る環

境管理情報については、情報を受理した課・室の環境推進員が、環境管理事務局及び関係する課・室と協議のうえ回答し、文書回答したものについては、協議結果及び回答内容を記録する。

(4) 第２号及び前号の規定により文書回答した場合は、当該文書を環境推進員が「苦情・要望等回答記録」として記録する。

(5) 回答をした課・室の環境推進員は、回答内容等を「苦情等処理記録票」(様式２)に内容ごとに区分して記録するとともに、回答書及び「苦情等処理記録票」の写しを環境管理事務局に提出する。

(6) 環境管理事務局は、定期的に苦情等処理記録票の写しをとりまとめ、「苦情等処理集約表」(様式３)を作成し、環境管理責任者に報告する。

(7) 環境管理責任者は、「苦情等処理集約表」を環境管理総括者に報告する。

（環境管理情報の保管）

第４条　庁内におけるコミニュケーションに関する環境管理情報は､「環境管理記録取扱要領」に基づき、環境管理事務局が「庁内環境管理情報記録票」等として保管する。

２　庁外とのコミュニケーションに関する環境管理情報は､「環境管理記録取扱要領」に基づき、その内容を所管する課・室の環境推進員が「苦情・要望等受理記録」､「苦情・要望等回答書記録」及び「苦情等処理記録票」等として保管する。

３　環境管理事務局は、庁外とのコミュニケーションの結果、作成された回答書及び「苦情等処理記録票」の写し並びに「苦情等処理集約表」を保管する。

（外部へのコミュニケーション）

第５条　県民その他の利害関係者に対する環境管理情報の公開は、「山口県情報公開条例（平成９年山口県条例第18号)」に基づき行うほか、県の広報紙、テレビ・ラジオ等のマスメディアの活用、イベントの開催、インターネット等により、環境に関する広報、普及啓発を行う。

２　環境管理事務局は、環境方針、環境目的及び目標等を記載した「環境マネジメントの手引き」を作成して公表し、県民等に閲覧又は配布できるようにする。

３　知事は､「山口県環境基本条例 (平成７年山口県条例第35号)」第１２条により、毎年、県議会に環境の状況及び環境の保全に関する施策について報告するとともに､これを｢環境白書」として公表する。

４　環境管理事務局は、上記のほか、環境管理責任者の判断により、著しい環境側面について外部とのコミニュケーションのためのプロセスを検討し、決定事項を記録する。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。

この要領は、平成１４年４月１日から施行する。

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

様式３ (第３条第７号関係)

苦 情 等 処 理 集 約 表

平成　　年　　月　　日報告

苦情等申出者 （住　　　所） （氏　　　名）	内容 区分	申　出　要　旨	回　　答　　者 (所管課室･職名)	再発防止策等 処　置　状　況

文書分類番号	ＹＥＭＳ　４４１
改 定 版 数	２　版
制　　定　　日	平成12年11月 2日
改　　定　　日	平成17年 4月 1日

環境管理マニュアル管理要領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムの基本文書である「山口県環境管理マニュアル本庁舎版の本編及び附属書（以下「環境管理マニュアル」という。）の管理等について必要な事項を定める。

（環境管理マニュアルの意義）

第２条　環境管理マニュアルには、ＩＳＯ１４００１（ＪＩＳＱ１４００１）の規格の要求事項を踏まえ、環境マネジメントシステムの中心となる要素及びそれらの相互作用を記述するため、以下の事項を文書化して示す。

(1) 環境方針

(2) 環境影響評価結果の概要

(3) 著しい環境影響を及ぼす業務の概要

(4) 法的及びその他の要求事項の概要

(5) 環境目的及び目標の概要

(6) 実施計画の概要

(7) 環境マネジメント推進組織図及びその組織の役割、責任及び権限の概要

２　環境管理マニュアルにおいて、以下の内容を明記し、関係する文書への道筋を示す。

(1) 関連文書の体系図

(2) 関連文書名（本編の各節の末尾に明示）

（環境管理マニュアルの制定及び改廃）

第３条　環境管理事務局は、前条の規定を踏まえ、環境管理マニュアルの素案を作成し、環境管理責任者に提出する。

２　環境管理責任者は、環境管理マニュアルを立案し、環境管理総括者の承認を得て、これを制定する。

３　環境管理マニュアルについて、環境マネジメントシステムの見直し等により、記載文書の変更又は廃止の必要が生じたときは、速やかに改廃する。改廃の手続きについては前項を準用する。

（環境管理マニュアルの周知）

第４条　環境管理事務局は、環境マネジメントシステムを庁内に浸透させるため、「環境管理文書取扱要領」に定める環境管理文書の送付により、環境管理マニュアルの周知を行う。

（環境管理マニュアルの管理）

第５条　環境管理事務局は、「環境管理文書取扱要領」に基づき、環境管理マニュアルを管理する。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

文書分類番号	ＹＥＭＳ　４５１
改 定 版 数	６　　版
制　　定　　日	平成12年11月 2日
最 終 改 定 日	平成20年 4月 1日

環 境 管 理 文 書 取 扱 要 領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムを機能させるために、管理手続き等を定めた文書（以下「環境管理文書」という。）について、必要な事項を定める。

（環境管理文書の種類）

第２条　環境管理文書の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 環境管理マニュアル
　環境マネジメントシステムを包括的、網羅的に記述した、システムの基本文書

(2) 関連規程類
　環境マネジメントシステムの運用に必要な事項や遵守すべき事項を記述した文書

(3) 環境管理手順書
　施設・設備等の運用管理手順を定めた文書及び関連規程類に基づき、事務処理の順序をまとめた文書

(4) その他の支援文書
　環境マネジメントシステムの運用に必要な条例、規程、計画などの支援文書（外部文書を含む）

(5) 環境管理記録
　環境管理マニュアル、関連規程類の規定により作成された文書

（環境管理文書の制定等）

第３条　環境管理文書のうち、次に掲げる文書の制定及び改廃については、環境管理総括者が行うこと。

(1) 環境方針

(2) 環境管理マニュアル［本編］

(3) 山口県環境マネジメント組織に関する要綱

(4) 山口県環境管理委員会設置要綱

２　環境管理文書のうち、前項に掲げる文書を除く環境管理マニュアル［附属書］の制定及び改廃については、環境管理責任者が行うこと。

３　環境管理文書のうち、環境管理手順書の制定及び改廃については、関係する事務処理を所管する課・室の長が行い、環境管理責任者に通知すること。

（環境管理文書の管理等）

第４条　環境管理事務局は、次の手順により環境管理文書の管理、保管及び配付を行うこと。

(1) 基本文書等及び記録の保管場所は明確にすること。

(2) 基本文書等の制定、改廃及び保管に関する手順及びその責任者（決裁権者）については、「山口県文書取扱規程」、「山口県事務決裁規程」及び「文書事務の手引き」等の例によるほか、「環境管理マニュアル管理要領」に基づき行うこと。

(3) 基本文書等は、明瞭に記述し、制定及び改定年月日を記入したうえ、変更箇所は下線を引くことで容易に識別できるよう、順序よく管理するとともに、所定の保存期間保持すること。

(4) 環境管理に関する文書の分類番号を定め、「環境管理マニュアル［本編]､[附属書]」及び「環境管理手順書」を編集し、加除式にして管理すること。

なお、分類番号は山口県環境管理システム（Yamaguchi Environment Management System）の頭文字 YEMS に続けて３桁の番号を付けることとし、本マニュアルに関連する節、細節の番号を３桁目と２桁目に付け、１桁目は通し番号として、規格の要求事項との対応状況がすぐにわかるようにすること。

［例］4.3.1 環境側面 → YEMS 311 環境側面調査要領
節 細節 → YEMS 312 環境影響評価要領

(5) 基本文書等のうち、環境管理マニュアルは、環境管理総括者、環境管理副総括者、主任環境監査員、環境監査員及び環境活動責任者並びに全ての課･室に配付すること。
(6) 各課･室に配付された環境管理マニュアルは、各課･室に備えおいて管理すること。
(7) 環境推進員は、所属する課・室内で環境管理文書を周知し、保管すること。
(8) 環境管理文書のうち、関連規程類、環境管理手順書等については、前項各号に定めるもののほか、環境に著しい影響を及ぼす可能性のある特定業務に従事している者（法律が要求する資格をもつ者を含む）に配付すること。
(9) 記録は、明瞭に記述するとともに、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化及び紛失を防止できる方法により、別表１に掲げる保管部局等において、５年間保存すること。

（環境管理文書の改定等）
第５条　基本文書等は、環境マネジメントシステムの定期的な見直し（３年に１回）において、別表２に示す当該文書の制定、改廃の責任者（決裁権者）が見直しを行い、必要に応じて、制定、改廃すること。
２　環境管理マニュアルが改定された場合、環境管理事務局は、前条第５号に準じて、改定後の環境管理マニュアルを配付すること。

（廃止文書の管理及び廃棄）
第６条　環境管理事務局は、環境管理文書の改定に伴う旧版の処分を完全とするため、前条第２項により改定された文書の配付にあたって、旧版の環境管理事務局への返送を指示すること。
２　法律上又は原本保管や情報保存の目的で、別表２の所管部局等において保管されるあらゆる廃止文書は、別冊にしたうえで適切に識別、管理し、誤って使用されないようにすること。
３　各課・室の環境推進員は、基本文書等の、制定、改廃の都度、速やかに加除し、これを常に最新の状態を保つように努めること。この場合において、前項の場合を除き、加除整理により除かれたものについては確実に環境管理事務局に返却すること。
４　環境管理事務局は、各課・室から返却を受けた旧版の基本文書等については、確実に廃棄すること。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。
この要領は、平成１５年４月１日から施行する。
この要領は、平成１７年４月１日から施行する。
この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
この要領は、平成１９年４月１日から施行する。
この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

別表１　環境管理記録一覧表

項　　　　目	記　録　の　種　類	保管部局
4.3　計画 4.3.1　環境側面 4.3.2　法的及びその他の要求事項 4.3.3　環境目的、目標及び実施計画	 環境側面調査結果 環境影響評価書 著しい環境側面登録簿 法的及びその他の要求事項調査表 環境関連法令等登録簿 目的及び目標設定検討表 環境目的及び目標登録簿 実施計画登録票 実施計画調査表 環境目的・目標・実施計画の運用手順・監視測定項目設定検討表	 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局
4.4　実施及び運用 4.4.1　資源、役割、責任及び権限 4.4.2　力量、教育訓練及び自覚 4.4.3　コミュニケーション 4.4.4　文書類 4.4.5　文書管理 4.4.6　運用管理 4.4.7　緊急事態への準備及び対応	 （なし） 環境管理研修記録 環境管理情報の記録 ・庁内環境管理情報記録票 ・苦情等処理集約表 ・苦情等処理記録票 ・苦情・要望等受理記録 ・苦情・要望等回答書記録 ・一般環境管理情報 （なし） （なし） 関連する法規制に係る設備の届出状況 関係する委託業者等に係る情報 (マニフェスト伝票、管理委託契約書等) 緊急事態等対応一覧表 緊急事態等訓練報告書 緊急事態等対応報告書	 環境管理事務局、各課・室 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局 各課・室 各課・室 各課・室 各課・室 関係課・室 関係課・室 環境管理事務局 関係課・室 関係課・室
4.5　点検 4.5.1　監視及び測定 4.5.2　遵守評価 4.5.3　不適合並びに是正及び予防処置 4.5.5　内部監査	 監視及び測定一覧 監視及び測定機器の校正記録 法令に基づく監視及び測定評価結果 目的及び目標の達成状況報告書 是正処置の記録 環境監査プログラム 環境監査員資格者登録簿 環境監査実施通知書 環境監査不適合是正計画書 環境監査報告書 環境監査結果総括表	 各課・室 関係課・室 関係課・室 各課・室 関係課・室 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局 環境管理事務局
4.6　マネジメントレビュー	環境管理総括者によるレビューの記録	環境管理事務局

別表２　基本文書等の制定・改廃の責任者等

内　　　　　　　　　　容	制定・改廃の決裁権者	原本の保管場所	保存期間
・環境方針	環境管理総括者	環境管理事務局	永年
・環境管理マニュアル［本編］	環境管理総括者	環境管理事務局	永年
・山口県環境マネジメント組織に関する要綱	環境管理総括者	環境管理事務局	永年
・山口県環境管理委員会設置要綱	環境管理総括者	環境管理事務局	永年
・環境管理マニュアル［附属書］ (「山口県環境マネジメント組織に関する要綱」「山口県環境管理委員会設置要綱」を除く)	環境管理責任者	環境管理事務局	５年
・環境管理に関する手順書	所管課・室長	各部局等担当課室	５年

文書分類番号	ＹＥＭＳ　４６１
改 定 版 数	３　　版
制　　定　　日	平成12年11月 2日
最 終 改 定 日	平成18 年4月 1日

環　境　管　理　運　用　要　領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムの運用管理に関し、必要な事項を定める。

（運用管理する環境保全項目）

第２条　環境管理事務局は、著しい環境側面について、法規制の遵守、環境目的及び目標からの逸脱の防止その他環境管理を適正に行うため、環境方針、環境目的及び目標に照らして、運用管理すべき環境保全項目を特定する。

（環境活動の実行）

第３条　前条により特定された環境保全項目に関係する課・室長は、当該環境保全項目に関する運用手順を文書化して作成する。

２　環境活動責任者は、所管する環境保全項目について、運用基準の遵守、運用手順及び環境保全活動の徹底について、総括環境推進員及び環境推進員に指示し、確実に実行されるよう配慮する。

（物品購入等の管理）

第４条　環境推進員は、所管の消耗品の購入、物品の借上、印刷の発注やサービスの購入にあたり、「山口県グリーン購入の推進方針」に基づき、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスが積極的に購入されるよう配慮する。

（公共事業等の管理）

第５条　環境推進員は、公共事業等の実施にあたり、建設廃棄物のリサイクルや省エネルギー施工、リサイクル材の活用など環境への配慮がなされるよう指導する。

（委託業者等の管理）

第６条　環境に著しい影響を及ぼす可能性のある業務受託業者、工事等請負業者及び物品納入業者等（本庁舎に常勤する者を除く。）に対して、業務を所管する課・室の環境推進員は、環境方針、必要な手順及び関連する要求事項の周知を行い、環境目的及び目標の達成に協力するよう要請する。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

文書分類番号	ＹＥＭＳ　４７１
改 定 版 数	初　　版
制　　定　　日	平成12年11月 2日
改　　定　　日	平成　年　月　日

緊急事態等対応管理要領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムの実施及び維持にあたり、環境関連事故及び緊急事態（以下「緊急事態等」という。）の発生に対応するための手順等について定める。

（緊急事態等の適用範囲）

第２条　緊急事態等は、環境影響評価により、非定常時又は緊急時に著しい環境影響があると評価され、「著しい環境側面登録票」に登録された環境側面について適用する。

（緊急事態等発生の可能性の明確化）

第３条　緊急事態等が発生する潜在的可能性の評価については、「環境影響評価要領」による。

２　環境管理事務局は、該当する部局等と協議したうえで緊急事態等が発生するおそれのある施設、環境影響の内容等を明確にした「緊急事態等対応一覧表」（様式１）を作成し、環境管理責任者の承認を得たうえで関係する環境活動責任者、総括環境推進員及び環境推進員に通知する。

３　環境管理事務局は、緊急事態等が発生するおそれのある施設が追加された場合等について、「緊急事態等対応一覧表」を見直し、改定するとともに、環境管理責任者の承認を得たうえで関係する環境活動責任者、総括環境推進員及び環境推進員に通知する。

（環境影響の予防・緩和の措置）

第４条　「緊急事態等対応一覧表」に示された所属課室の環境推進員は、緊急事態等発生の予防及び初期段階での対応が行えるよう、防災設備等の施設や原材料の整備・保管等を行うとともに、「緊急事態等予防緩和手順」及び次に掲げる事項を盛り込んだ「緊急事態等対応手順」を作成する。

(1) 著しい環境影響があると評価された環境側面

(2) 想定される緊急事態等の種類及び対応の判断基準

(3) 緊急事態等に対応するための組織体制及び責任者

(4) 緊急事態等に対応するための主要要員のリスト

(5) 応急処置を含む緊急事態等の種類ごとの作業の詳細

(6) 内部及び外部との連絡体制

(7) 危険物や有害物質等を保管している場合には、当該物質に関する情報

(8) 事後処理策

(9) 環境影響を予防又は緩和するための施設や原材料の整備、保管等の状況及びその点検方法

2　環境推進員は、前項により作成した「緊急事態等対応手順」を環境活動責任者に報告する。

（定期的な試行）

第５条　環境推進員は、「緊急事態等対応手順」並びに「緊急事態等予防緩和手順」について、定期的に試行し、その有効性を確認するとともに、維持しなければならない。

2　環境推進員は、前項の規定による試行の結果について、「緊急事態等訓練報告書」（様式２）に記録し、環境活動責任者に報告する。

3　前項に規定するもののほか、緊急事態等に対応するための教育及び訓練は、「環境管理研修要領」に定めるところによる。

（緊急事態等に対応する処置）

第６条　環境推進員は、緊急事態等の発生又は発生のおそれがあると認められる場合、直ちに状況を確認した上で、「緊急事態等対応手順」に従い速やかに対応処置を講ずるとともに、環境活動責任者に連絡する。

2　環境推進員は、緊急事態等への対応をすべて終了してときは、その概要を「緊急事態等対応報告書」（様式３）に記録するとともに、環境活動責任者及び環境管理責任者に報告する。

3　環境管理責任者は、前項の報告を受けたときは、その概要を「緊急事態等対応要約集」（等式４）により環境管理総括者に報告する。

（手順の見直し）

第７条　環境推進員は、緊急事態等が発生したとき及び試行の結果等において必要が生じたときは、「緊急事態等対応手順」を見直し、改定する。

2　環境推進員は、改定した「緊急事態等対応手順」を環境活動責任者及び環境活動責任者に通知する。

（記録の保存）

第８条　記録は、「環境管理記録取扱要領」により保存する。

2　「緊急事態等対応一覧」、「緊急事態等対応報告書」及び「緊急事態等対応要約集」は環境管理事務局で、「緊急事態等訓練報告書」は各課・室で保管する。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、緊急事態等に対応するにあたり必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。

様式１

緊 急 事 態 等 対 応 一 覧 表

所　属　名	所管課室名	環　境　側　面	施　設　名	緊急事態の種類

様式２

緊 急 事 態 等 訓 練 報 告 書

緊急事態等対応管理要領第５条第１項により実施した緊急事態等対応手順の試行の結果を次のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日報告

<table>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">課・室　名</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">確
認
欄</td><td>環境活動責任者</td><td>印</td></tr>
<tr><td>総括環境推進員</td><td>印</td></tr>
<tr><td>環 境 推 進 員</td><td>印</td></tr>
<tr><td colspan="2">実 施 日 時</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日(　)　　時　　分 ～　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">実 施 場 所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定する
緊急事態等</td><td>種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">訓 練 出 席 者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">訓 練 の 内 容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">問　題　点</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">緊急事態等対応
手順の改定の
必要性の有無</td><td colspan="4">（手順書名　　）　（改定の必要性　有 ・ 無）</td></tr>
<tr><td colspan="2">改 定 の 内 容</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式３

緊 急 事 態 等 対 応 報 告 書

緊急事態等対応管理要領第６条第２項により実施した緊急事態等への対応の概要を次のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日報告

<table>
<tr><td rowspan="4">課・室　名</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">確
認
欄</td><td>環境管理責任者</td><td>印</td></tr>
<tr><td>環境活動責任者</td><td>印</td></tr>
<tr><td>総括環境推進員</td><td>印</td></tr>
<tr><td>環 境 推 進 員</td><td>印</td></tr>
<tr><td>発 生 日 時</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日(　)　　時　　分 ～　　時　　分</td></tr>
<tr><td>発 生 場 所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>緊急事態等の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>緊急事態等の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>対応処置の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>対 応 完 了 日</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日(　)</td></tr>
<tr><td>再 発 防 止 策</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>緊 急 事 態 等
対 応 手 順 書 名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>改 定 の 内 容</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式４

緊 急 事 態 等 対 応 要 約 集

緊急事態等対応管理要領第６条第３項により実施した緊急事態等への対応の要約を次のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日報告

課・室　名	
発 生 日 時	平成　　年　　月　　日(　)　　　時　　分 ～　　時　　分
発 生 場 所	
緊急事態等の種類	（１）地震 （２）火災 （３）人為的ミス
緊急事態等の概要	
対応処置の概要	
対 応 完 了 日	平成　　年　　月　　日(　)
再発防止策の概要	

確認欄	環境管理責任者	印

環 境 監 視 及 び 測 定 要 領

文書分類番号	ＹＥＭＳ　５１１
改 定 版 数	第　9　版
制　　定　　日	平成12年11月 2日
最 終 改 定 日	平成25年 4月 1日

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムの実施及び維持にあたり、法令その他の要求事項の遵守、環境目的及び目標との適合性等を定常的に監視及び測定するための手順について定める。

（監視及び測定並びに評価の定義）

第２条　この要領において、「監視及び測定」とは、構築した環境マネジメントシステムの管理基準に係る項目の状況を調査することをいい、「評価」とは、その結果に基づいて適合性の判定を行うことをいう。

（監視及び測定の対象）

第３条　監視及び測定は、環境に著しい影響を及ぼす環境保全項目に関する主要な特性について、定期的に行うものとし、次に掲げる項目を含める。

(1) 法令及びその他の要求事項

(2) 環境目的及び目標の達成度を示す項目

(3) 管理対象とすべき活動の状況を示す項目

２　環境管理事務局は、前項による監視及び測定項目を所管する部局等と協議のうえ､｢環境関連法令等登録簿」を作成する。

（法令及びその他の要求事項についての監視及び測定）

第４条　法令及びその他の要求事項に係る環境側面を所管する課・室の環境推進員は、次に掲げる項目を盛り込んだ年間計画を策定する。これに従い法令規制の遵守状況について監視及び測定し、評価を行う。

(1) 法令に基づく監視測定項目、監視測定方法及び実施頻度

(2) 測定に用いる機器とその校正方法

(3) 測定記録の管理課・室と責任者

２　法令及びその他の要求事項への適合性については、「環境関連法令等登録簿」に示す頻度で所管課・室の担当者がその適合状況等について監視及び測定し、評価を行う。

３　所管課・室の担当者は、前項により監視及び測定し評価した結果をその都度集約して環境推進員に報告したのち、「法令に基づく監視及び測定評価結果」として、所管課・室における所定の様式により記録する。なお、評価については、評価日、評価者及び適合又は不適合を明確にし、不適合が発見された場合は、直ちに総括環境推進員及び環境活動責任者に報告する。

４　所管課・室の担当者は、監視及び測定に使用する機器が定期的に校正されるよう校正状態の管理を行い、校正結果を「監視及び測定機器の校正記録」として記録する。

　なお、監視及び測定を外部の機関に委託している場合には、所管課・室の担当者は、委託先において適正な監視測定機器の校正がなされていることを確認する。

（環境目的及び目標の達成度を示す項目についての監視及び測定）

第５条　課・室ごとの環境目的及び目標への適合性については、実行計画に基づき、「実施計画登録簿」に示す監視測定項目及び実施頻度で、所管課・室の担当者がその目標値

や環境保全項目の進捗状況について監視及び測定し、評価を行う。
2　環境推進員は、監視及び測定、評価した結果を担当者から集約し、次の分類により記録する。
(1)　エコ・オフィス関係の記録
山口県庁エコ・オフィス実践プランの所定の様式により記録、分析する。なお、評価については、環境管理事務局が一括して行う。
(2)　その他の環境目的及び目標関係の記録
「目的及び目標の達成状況報告書」(様式１)として記録、評価する。
なお、評価した結果に不適合が発見されたり、不適合になるおそれがあると判断される場合は、「不適合管理要領」により対応する。
3　環境推進員は、集約した結果を３か月に１回、総括環境推進員及び環境活動責任者に報告する。
4　環境活動責任者は、環境推進員の報告について確認を行い、３か月に１回、それらの結果を環境管理責任者に報告する。
5　環境管理責任者は、全部局等からの報告をもとに本庁舎全体の環境目的及び目標への適合性について監視及び測定し、評価を行う。
6　環境管理責任者は、監視及び測定、評価した結果を記録する。なお、評価した結果に不適合が発見されたり、不適合になるおそれがあると判断される場合は、「不適合管理要領」により対応する。
7　環境管理責任者は、全部局等からの報告を集約した評価の結果を、毎年、環境管理総括者に報告する。

（管理対象とすべき状況を示す項目についての監視及び測定）
第６条　管理対象とすべき項目を所管する課・室の担当者は、それらの環境保全項目の状況について監視及び測定し、評価を行う。
2　環境推進員は、前項により監視及び測定し、評価した結果を担当者から集約して「管理対象に係る監視及び測定評価結果」（様式２）として記録し、環境活動責任者に報告する。

（記録の保存）
第７条　記録は、「環境管理記録取扱要領」により保存する。
2　第５条第６項に該当する記録は環境管理事務局で、第４条第３項、同条第４項、第５条第２項及び第６条第２項に該当する記録は関係課・室で保存する。

附　則
この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。
この要領は、平成１３年１月１７日から施行する。
この要領は、平成１３年４月１日から施行する。
この要領は、平成１４年４月１日から施行する。
この要領は、平成１５年４月１日から施行する。
この要領は、平成１７年４月１日から施行する。
この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
この要領は、平成２０年４月１日から施行する。
この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

様式１（第５条第２項２号関係）

目的及び目標の達成状況報告書（環境保全施策・公共事業等関係）

平成　年　月　日報告

所属部局等名	
課　・　室 名	
窓口担当者名	

実行責任者　職・氏名	印
コメント	

【評価対象期間　平成　年　月～　月】

環境目的	環　境　目　標	施　策　等　の　推　進　状　況	実施計画の実行手段・日程との整合性	評価結果等

様式２（第６条第２項関係）

管理対象に係る監視及び測定評価結果

平成　年　月　日報告

所属部局等名	
課　・　室 名	
窓口担当者名	

実行責任者　職・氏名	
コメント	

【評価対象期間　平成　年　月～　月】

管　理　対　象　項　目	監　視　測　定　項　目	評　価　結　果　等	備　　　考

文書分類番号	ＹＥＭＳ　５３１
改 定 版 数	第　３　版
制　　定　　日	平成12年11月 2日
最 終 改 定 日	平成23年 4月 1日

不　適　合　管　理　要　領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムの実施及び運用にあたり、不適合が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、環境影響を軽減するために行うべき原因の調査及び不適合の是正又は予防処置に関し、必要な事項を定める。

（適用範囲）

第２条　この要領は、本庁舎内の環境マネジメントシステムの運用において不適合が発生した場合又は発生するおそれがある場合に対して適用する。ただし、内部環境監査により特定された不適合については、「内部環境監査要領」により是正処置を行う。

（不適合の定義）

第３条　この要領において、「不適合」とは、次の各号に示す状態をいい、これらを是正処置の対象とする。

(1)　環境関連法令及びその他の要求事項からの逸脱
　　環境関連法令及びその他の要求事項からの逸脱

(2)　自主基準からの逸脱
　　自主基準を満たしていない場合をいう。

(3)　環境目的及び目標からの逸脱（監視及び測定の結果､目標の未達成を発見した場合)
　　数値目標を掲げている場合は、その数値目標を達成できていない場合をいう。数値目標を掲げていない場合は、その目標が達成されていると見なせない場合をいう。

(4)　環境マネジメントシステムが適切に運用されていない場合
　　実施計画について、当該年度内の実施状況を四半期毎に区分して評価した場合、その四半期内に実施されておらず、次の四半期にも実施の見込みがない場合をいう。その他については、環境マネジメントシステムの運用のために必要な環境管理マニュアルの規定から著しく逸脱している場合をいう。

（不適合によって生じる環境影響の緩和措置）

第４条　環境推進員は、所属する課・室において不適合が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、不適合に起因する環境への影響を軽減するための処置を早急に講じる。

（不適合の原因の特定）

第５条　環境推進員は、所属する課・室に関連した環境法令規制並びに環境目的及び目標への適合性に関する監視及び測定の結果、不適合が発生した場合又は発生するおそれが

ある場合には、その原因を調査し特定する。

２　環境管理責任者は、環境目的及び目標との適合性に関する監視及び測定の結果、不適合が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、環境活動責任者と協力して、その原因を調査し特定する。

（是正処置の実施と再発防止対策）

第６条　環境推進員は、課・室における不適合の原因を特定した場合は、是正処置を講じる。

２　環境管理責任者は、環境目的及び目標における不適合の原因を特定した場合は、当該部局等の環境活動責任者に対して是正処置の検討、実施を指示する。ただし、当該不適合の原因を特定した結果、天候等の不可抗力ややむを得ない理由であることが明確であり、是正処置が適当でない場合は、是正処置の指示は行わない。

３　環境推進員は、是正処置を実施するにあたっては、その環境影響の大きさに応じた再発防止対策を併せて講じる。前項により是正処置を実施しない場合は、「是正処置記録」（様式１）により、特定した不適合発生の原因等を記録し、環境活動責任者に報告する。また、環境活動責任者は、その内容を確認した上で、環境管理責任者に報告する。

（効果の確認）

第７条　環境推進員は、実施した是正処置に対して環境法令規制に係る監視及び測定、環境目的及び目標との適合性に対する評価を行い、その結果と再発防止対策を「是正処置記録」（様式１）により、環境活動責任者に報告する。また、環境活動責任者は、その内容を確認した上で、環境管理責任者に報告し、再発の防止を図る。

２　環境管理責任者は、是正処置が不十分であると判断した場合は、当該環境推進員に対し、その理由を示して再度是正処置の検討、実施を指示する。

（環境目的及び目標の見直し）

第８条　環境管理責任者は、環境目的及び目標との不適合に関する対応策の検討の結果、是正処置による改善が期待できないと判断した場合には、「環境目的及び目標管理要領」に基づき、関係する環境活動責任者と協議して環境目的及び目標の見直しを行う。

（環境管理手順の見直し）

第９条　環境推進員は、是正処置の実施に伴い、運用管理の手順を変更する必要があると判断した場合は、速やかに当該手順の改定の手続きをとる。

（記録の保存）

第１０条　記録は、「環境管理記録取扱要領」により保存する。

２　「是正処置記録」は、関係課・室で保存する。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。
この要領は、平成１３年１月１７日から施行する。
この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

様式１

是　正　処　置　記　録

平成　　年　　月　　日報告

課・室　名		確認欄	環境管理責任者	印
			環境活動責任者	印
			総括環境推進員	印
			環 境 推 進 員	印

【是正処置の内容（報告）】

不適合の種類	□　法的及びその他の要求事項 □　環境目的及び目標 □　環境マネジメントシステム
不適合の発生日	平成　　年　　月　　日(　)
不適合の内容	
不適合発生の原因	
是正処置実施日	平成　　年　　月　　日(　)
是正処置担当者名	
是正処置の内容 (再発防止対策を含む)	
是正処置に対する監視及び測定結果	
運用管理手順改定の必要性の有無	有　・　無
変更した運用管理手順の内容	

【環境管理責任者による評価】

再是正の必要性	有　・　無
再是正を必要とする理由	

文書分類番号	ＹＥＭＳ　５４１
改 定 版 数	３　　版
制　　定　　日	平成12年11月 2日
最 終 改 定 日	平成19年 4月 1日

環 境 管 理 記 録 取 扱 要 領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムの実施状況並びに環境目的及び目標への適合性等を確認するための記録の作成及び保管に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　環境管理記録とは、環境マネジメントシステムの実施状況、環境目的及び目標への適合性等を確認するための記録をいう。

（記録の作成）

第３条　環境管理事務局及び各課・室は、各要領及び手順等に定めた環境管理記録を作成する。

２　環境管理記録の形態は、紙面又は電子形式とする。但し、電子形式の場合は、フロッピーディスク、ＣＤ等にバックアップしておくこと。

３　環境管理記録は、読みやすく、日付があり、文書分類記号で容易に識別が可能で、かつ、どの環境保全項目に係る記録であるかが明らかにわかるように記載する。なお、損傷や劣化を防止するため、鉛筆書きは禁止とする。

４　対象とする環境管理記録は、「環境管理記録一覧表」（別表１）のとおりとする。

（記録の保管及び保存）

第４条　環境管理記録は、容易に検索できるように、見出しをつけてファイリングする。

２　環境管理記録は、損傷や劣化を防止するため、専用の保管場所に保管する。

３　環境管理記録は、法令又は「山口県文書取扱規程」及び「文書分類表」で定められたもの以外については、５年間保存する。

４　保存期間を経過した環境管理記録は、「山口県文書取扱規程」及び「文書事務の手引き」に基づき、できるだけ速やかに廃棄する。

（その他）

第５条　この要領に定めのない事項については、「山口県文書取扱規程」、「文書事務の手引き」の定めるところによる。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

別表１　環境管理記録一覧表

項　　　　　目	記　　録　　の　　種　　類	保管部局
4.3　計画		
4.3.1　環境側面	環境側面調査結果	環境管理事務局
	環境影響評価書	環境管理事務局
	著しい環境側面登録簿	環境管理事務局
4.3.2　法的及びその他の要求事項	法的及びその他の要求事項調査表	環境管理事務局
	環境関連法令等登録簿	環境管理事務局
4.3.3　環境目的、目標及び実施計画	目的及び目標設定検討表	環境管理事務局
	環境目的及び目標登録簿	環境管理事務局
	実施計画登録票	環境管理事務局
	実施計画調査表	環境管理事務局
	環境目的・目標・実施計画の運用手順・監視測定項目設定検討表	環境管理事務局
4.4　実施及び運用		
4.4.1　資源、役割、責任及び権限	（なし）	
4.4.2　力量、教育訓練及び自覚	環境管理研修記録	環境管理事務局、各課・室
4.4.3　コミュニケーション	環境管理情報の記録	環境管理事務局
	・庁内環境管理情報記録票	環境管理事務局
	・苦情等処理集約表	環境管理事務局
	・苦情等処理記録票	各課・室
	・苦情・要望等受理記録	各課・室
	・苦情・要望等回答書記録	各課・室
	・一般環境管理情報	各課・室
4.4.4　文書類	（なし）	
4.4.5　文書管理	（なし）	
4.4.6　運用管理	関連する法規制に係る設備の届出状況	関係課・室
	関係する委託業者等に係る情報（マニフェスト伝票、管理委託契約書等）	関係課・室
4.4.7　緊急事態への準備及び対応	緊急事態等対応一覧表	環境管理事務局
	緊急事態等訓練報告書	関係課・室
	緊急事態等対応報告書	関係課・室
4.5　点検		
4.5.1　監視及び測定	監視及び測定一覧	各課・室
	監視及び測定機器の校正記録	関係課・室
4.5.2　遵守評価	法令に基づく監視及び測定評価結果	関係課・室
	目的及び目標の達成状況報告書	各課・室
4.5.3　不適合並びに是正及び予防処置	是正処置の記録	関係課・室
4.5.5　内部監査	環境監査プログラム	環境管理事務局
	環境監査員資格者登録簿	環境管理事務局
	環境監査実施通知書	環境管理事務局
	環境監査不適合是正計画書	環境管理事務局
	環境監査報告書	環境管理事務局
	環境監査結果総括表	環境管理事務局
4.6　マネジメントレビュー	環境管理総括者によるレビューの記録	環境管理事務局

文書分類番号	ＹＥＭＳ　５５１
改 定 版 数	５　版
制　定　日	平成12年11月 2日
最終改定日	平成22年 4月 1日

内 部 環 境 監 査 要 領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び管理にあたり、環境マネジメントシステムの適用範囲について行う内部環境監査（以下「監査」という。）に関して必要な事項を定める。

（適用範囲）

第２条　この要領は、「山口県環境管理マニュアル」を適用範囲とする。

（監査の目的）

第３条　監査は、環境マネジメントシステムが、環境マネジメントシステムのために計画された取り決めやＩＳＯ１４００１(以下「規格」という。)の要求事項に適合し、かつ、適切に確立、実施、維持及び管理されているかを評価することを目的として行う。

（監査の組織）

第４条　監査は、主任環境監査員及び環境監査員で編成する内部環境監査チームが行う。

２　内部環境監査チームの編成にあたっては、公平性、独立性を確保するため、被監査部局等の環境監査員を含まないこととする。

３　主任環境監査員は、監査を管理し実行する者であり、監査に関する専門的な知識を有する者から、環境管理総括者が任命する。

４　環境監査員は、主任環境監査員の指示を受けて監査を実行する者であり、「内部環境監査員研修」を修了した者の中から、環境管理総括者が任命する。

（監査の基準）

第５条　監査においては、次の項目を確認し、評価及び決定する。

(1) 環境マネジメントシステムのために計画された取り決めに適合していること。

(2) 環境マネジメントシステムがＩＳＯ１４００１の要求事項に適合していること。

(3) 環境マネジメントシステムが適切に実施され、維持及び管理されていること。

(4) 法規制等を遵守していること。

(5) 環境管理活動が実施計画どおりに実施されていること。

(6) 前回の監査の指摘事項が改善されていること。

（監査の頻度）

第６条　監査は、適用範囲の所属に対して、毎年１１月を基準に年１回以上実施する。

（環境監査員等の要件）

第７条　主任環境監査員及び環境監査員は、次の事項の一部又は全部の技能及び理解の開発に役立つ適切な経験を有する者とする。

(1) 環境科学及び環境技術

(2) 施設及び設備運用の技術的及び環境的側面

(3) 環境法令及び関連文書の要求事項

(4) 環境マネジメントシステム及び監査の実施に関する規格

(5) 監査の手順、プロセス及び技法

２　前項の要件は､経験に基づく力量を有する庁内の課長級を対象とした｢内部環境監査研修｣を修了することをもって充てることができる。なお､社団法人産業環境管理協会環境マネジメントシステム審査員評価登録センター（ＣＥＡＲ）が認定する研修機関が実施する環境監査員養成のための研修を修了した者にあっては､｢内部環境監査研修」を修了したものとみなす。

３　監査にあたって、専門分野の経験を有する者が必要な場合は、当該分野の専門家の参加を求めることができる。ただし、その専門家が環境監査員の資格を有しないときは、監査に対応できない。

（主任環境監査員及び環境監査員の職務）

第８条　主任環境監査員は、内部環境監査チームを代表し、次に掲げる職務を行う。

(1) 環境管理総括者と協議し、年間の｢環境監査プログラム｣を策定し、実行すること。

(2) 監査の基準と範囲を決定し、被監査部局等の長に通知すること。

(3) 被監査部局等の事務事業及び施設・設備並びに従前の監査の詳細など、監査に必要な情報を収集すること。

(4) 監査において、ＩＳＯ１４００１の規格に定められた監査の要求事項が満たされているかを検証すること。

(5) 環境監査員を指名し、内部環境監査チームを編成し、監査を実行すること。

(6) 不適合所見について遅滞なく被監査部局等の長に報告すること。

(7) 「環境監査報告書」を作成し、環境管理責任者及び被監査部局等の長並びに環境管理委員会に送付するとともに､｢環境監査結果総括表」により環境管理総括者に報告すること。

(8) 必要に応じて環境管理責任者に環境マネジメントシステムの改善のための助言及び勧告を行うこと。

(9) その他、監査に必要な業務を行うこと。

２　環境監査員は、主任環境監査員を補佐し、次に掲げる職務を行う。

(1) 主任環境監査員とともに内部環境監査チームを構成し、その指示を受けて監査の計画及び作業文書を作成するなど、監査を実行すること。

(2) 監査に必要な情報の収集、監査の要求事項に対する検証を実行すること。

(3) 個々の監査の所見を文書化すること。

(4) 「環境監査報告書」等の作成を補助すること。

３　主任環境監査員及び環境監査員は、すべて客観的事実に基づいて監査を行い、かつ、判断及び所見の作成にあたっては、常に公平なものとなるよう努める。

（主任環境監査員及び環境監査員の権限）
第９条　主任環境監査員は、被監査部局等の関係者に対し、関係資料の提出及び説明を求めることができるほか、事務事業の内容の確認など必要な要求をすることができる。
２　環境監査員は、主任環境監査員の指示により、被監査部局等の関係者に対し、関係資料の提出及び説明や事務事業の内容の確認など必要な要求をすることができる。

（監査プログラム）
第１０条　主任環境監査員は、各所属において少なくとも２年に１回以上現場確認を行い、その他は書類審査を実施できるよう、環境管理責任者と協議のうえ、次に掲げる事項を記載した「環境監査プログラム」(様式１）を策定し、環境管理総括者の承認を受けるものとする。なお、監査の計画は、対象とする事務事業の環境上の重要性及び前回の監査の結果に基づくものとする。
(1) 被監査部局等の名称及び監査対象期間（監査の範囲）
(2) 環境監査員等の氏名
(3) 重点監査項目
(4) その他必要な監査項目
２　主任環境監査員は、「環境監査プログラム」を被監査部局等に文書で通知する。
３　主任環境監査員は、「環境監査プログラム」に基づく監査の実施について、被監査部局等に実施日の２週間前までに「環境監査実施通知書」（様式２）により通知し、実施する。

（監査の実施）
第１１条　監査は、次の手順で行う。
(1) 事前準備
(2) 監査の実施
(3) 監査証拠書類等の収集及び解析
(4) 監査結果の評価
２　前項に定めるもののほか、監査の実施に関する手順については、「内部環境監査手順」による。

（指摘事項）
第１２条　主任環境監査員は、監査の結果、不適合等があった場合、被監査部局等の環境活動責任者にその旨を指摘するとともに、是正処置について期限を定めて報告を求める。
２　被監査部局等の環境活動責任者は、速やかに指摘事項ごとに是正処置又は是正計画を決定し、主任環境監査員に報告する。
３　被監査部局等の環境活動責任者は、前項の是正処置又は是正計画の履行後の結果について、速やかに主任環境監査員に報告する。

４　第１項から第３項に該当する記録及び報告は、「環境監査不適合是正計画書」(様式３）により対応する。

（監査報告）

第１３条　主任環境監査員は、監査結果を記録し、環境管理責任者及び被監査部局等には、「環境監査報告書」(様式４)により、環境管理総括者には、環境監査報告書をとりまとめた「環境監査結果総括表」(様式５)を添えて、「報告」(様式６)により報告する。

２　「環境監査報告書」の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 監査の目的、適用範囲
(2) 監査基準
(3) 監査の対象期間及び監査実施日時
(4) 被監査部局等名
(5) 監査に立ち会った被監査部局等の代表者の氏名
(6) 内部環境監査チームの氏名
(7) 監査結果
(8) 不適合と評価した事項及びその是正処置又は是正計画の内容
(9) 監査の結論

３　主任環境監査員は、必要に応じて被監査部局等と監査報告について協議する。

（記録の保存）

第１４条　監査に関する環境管理記録は、「環境管理記録取扱要領」に基づき、環境管理事務局において５年間保存する。

（監査の完了）

第１５条　監査は、「環境監査プログラム」に定められた全ての活動が完結した時点で完了する。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。
この要領は、平成１７年４月１日から施行する。
この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
この要領は、平成１９年４月１日から施行する。
この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

様式１（第１０条第１項関係）

環 境 監 査 プ ロ グ ラ ム （　　年度）

監査対象部局名	監査対象期間	環境監査員等の所属・職・氏名	重点監査項目	その他必要な監査項目

様式２（第１０条第２項関係）

年　　月　　日

環 境 監 査 実 施 通 知 書

様

主任環境監査員　　氏　　　　　名

内部環境監査を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

1　被監査部局等名

2　監査の適用範囲　　　環境マネジメントシステムの適用範囲

3　監査対象期間　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの環境活動等

4　監査実施日時　　　年　　月　　日(　)　　時　　分から

5　監　査　会　場

6　環境監査員等の
　　所属・職・氏名

7　監査の重点項目

8　その他

様式３（第１２条第４項関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部外秘

環境監査不適合是正計画書

登録No.

1　指摘する不適合の内容【監査部門】			
監査年月日	平成　　年　　月　　日	不適合指摘監査員名	
不適合発見所属		所属現認者名	
環境管理マニュアル該当項目			

（不適合の区分と内容の説明）
不適合の区分　　　　不　適　合　の　内　容
重大・軽微　→
重大・軽微　→
(注)重大とは、システムが機能していない状態
軽微とは、システムは機能しているが要求事項に不適合の状態

是正	
期限:	年　　月　　日
署名:	

2　原因の究明【被監査部門】

（不適合の原因）

3　是正の立案【被監査部門】

是正項目	是正内容	責任者	是正完了期日
			年　月　日
			年　月　日

（是正にあたっての特記事項）

【監査部門】確認	
期日:	年　月　日
署名:	

4　是正結果の確認及び手順等の変更【被監査部門】

是正項目	確認日	確認者	手順等の変更（有・無）
	年　月　日		［主な変更内容］
	年　月　日		

5　評　価　【監査部門】

確認	是正効果の確認方法	次回監査(　年　月予定)で確認する。		監査完了確認 主任環境監査員
	確認期日　年　月　日	確認者名	印	印

様式４（第１３条第１項関係）

部外秘

環　境　監　査　報　告　書

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

主任環境監査員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内部環境監査結果を下記のとおり報告します。

記

1　監査対象部局等名
2　監 査 の 種 別
3　監 査 対 象 期 間　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの環境活動等
4　監 査 実 施 日 時　　　年　　月　　日(　)　　時　　分から　　時　　分
5　環境監査員等の所属・職・氏名

所属・職名
氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　監査の結果等

監 査 の 目 的	環境マネジメントシステムが規格の要求事項に適合し、適切に確立、実施、維持及び管理されているかを評価することを目的とする	被監査部局等立会者の代表者 所属名 職　名 氏　名
監査の適用範囲	環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ全体	現地検査の場所
監　査　基　準	別に定める(別紙)	
処 理 区 分	□検討事項　□指導事項　□指摘事項　□注意事項	
事　　項		
内　　容		
是正・改善事 項 等		
監査の結論その他		

様式５（第１３条第１項関係）　　**部外秘**

環 境 監 査 結 果 総 括 表 (　／　)

年　　月　　日報告

部 局 等 名	課 ・ 室 名	監査結果の概要	是正処置の概要	評 価 結 果

様式６（第１３条第１項関係）

部外秘

報　　　　告

年　　月　　日

環 境 管 理 事 務 局 （環境生活部環境政策課）	作成担当； 主任環境監査員	
件　　名	ＩＳＯ環境やまぐちに係る内部監査（　　　　年度定期）結果について	
概　　要		

「ＩＳＯ環境やまぐち 山口県環境管理マニュアル」に基づき、　　　年度の定期内部環境監査を実施しましたので、その結果について下記のとおり報告します。

記

文書分類番号	ＹＥＭＳ　５５２
改定版数	２５　版
制　定　日	平成12年11月 2日
最終改定日	平成25年10月29日

環境監査員資格者登録簿

1　主任環境監査員（1名）

（内部環境監査員研修受講日：平成20年 9月11日～12日）

所　属	職　名	氏　名	認定番号
環境生活部	次　長	嗚　瀬　嘉　史	IE－4496

2　環境監査員（25名）

（内部環境監査員研修受講日：平成13年9月26日～9月27日、平成23年9月21日）

NO	所　属	職　名	氏　名	認定番号
1	環境生活部　環境政策課	課　長	才　本　光　穂	EIA012098
2	環境生活部　廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ対策課	課　長	山　野　元	EIA012099

（内部環境監査員研修受講日：平成18年8月8日～ 9日）

NO	所　属	職　名	氏　名	認定番号
3	総務部	部　長	池　内　英　之	第12953号

（内部環境監査員研修受講日：平成20年 9月11日～12日）

NO	所　属	職　名	氏　名	認定番号
4	環境生活部	部　長	半　田　健　二	IE－4506

（内部環境監査員研修受講日：平成21年8月31日～9月1日）

NO	所　属	職　名	氏　名	認定番号
5	土木建築部	審議監	石　畠　克　幸	KG2090492
6	環境生活部　生活衛生課	課　長	中　原　繁	KG2090486

（内部環境監査員研修受講日：平成22年10月19日～10月20日）

NO	所　属	職　名	氏　名	認定番号
7	教育庁	審議監	河　村　行　則	IE－5004

(内部環境監査員研修受講日：平成23年9月21日～9月22日)

NO	所　　属	職　名	氏　名	認定番号
8	環境生活部　環境政策課	調整監	酒　井　　理	IE－5208
9	商工労働部　労働政策課	課　長	藤　田　　潔	IE－5211
10	企　業　局　電気工水課	課　長	宇　野　繁　男	IE－5216

(内部環境監査員研修受講日：平成24年8月30日～8月31日)

NO	所　　属	職　名	氏　名	認定番号
11	総　務　部　給与厚生課	課　長	藤　井　　武	IE－5442
12	総合企画部　統計分析課	課　長	河　野　誠　治	IE－5443
13	商工労働部	審議監	賀　屋　哲　也	IE－5446
14	環境生活部	審議監	塩　谷　信　夫	IE－5447
15	農林水産部　森林整備課	課　長	髙　山　　宏	IE－5450
16	土木建築部　技術管理課	課　長	松　塚　　浩	IE－5451
17	土木建築部　道路整備課	課　長	温　品　由　彦	IE－5452
18	土木建築部　港湾課	課　長	杉　山　　滋	IE－5453

(内部環境監査員研修受講日：平成25年9月2日～9月3日)

NO	所　　属	職　名	氏　名	認定番号
19	環境生活部　県民生活課	課　長	山　本　誠　一	IE－5777
20	労働委員会事務局	次　長	石　光　公　宏	IE－5778
21	環境生活部　廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ対策課	調整監	工　藤　伸　一	IE－5779
22	環境生活部　廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ対策課	調整監	白　銀　政　利	IE－5780
23	環境生活部　環境政策課	主　幹	水　津　隆　市	IE－5782
24	環境生活部　環境政策課	主　幹	藤　津　良　樹	IE－5783
25	環境生活部　環境政策課	主　幹	徳　重　克　彦	IE－5784

文書分類番号	ＹＥＭＳ　６０１
改 定 版 数	３　版
制　定　日	平成12年11月 2日
最 終 改 定 日	平成18年 4月 1日

マネジメントレビュー管理要領

（趣旨）

第１条　この要領は、県庁本庁舎の環境マネジメントシステムの継続的な改善に向けたマネジメントレビューの手続きについて、必要な事項を定める。

（環境マネジメントシステムのレビュー）

第２条　環境管理総括者は、毎年度１回(６～７月を目途)、システムのレビューを行う。

（環境管理責任者等による情報提供）

第３条　環境管理責任者又は主任環境監査員は、以下に掲げる情報を適時、適切に環境管理総括者に提供し、環境管理総括者による環境マネジメントシステムのレビューの円滑化を図らなければならない。

（１）内部環境監査結果の報告書、法的及びその他の要求事項の遵守評価の結果

（２）環境に関わる利害関係者からのコミュニケーション（要望、苦情等）

（３）環境方針、並びに環境目的及び目標の達成状況を含む組織の環境パフォーマンス

（４）環境関連法規制、環境関連情報及び社会的動向の変化

（５）新たに著しい環境側面として特定された事務事業

（６）不適合に対する是正及び予防処置（マニュアル本編４．５．３参照）の状況

（７）前回までのマネジメントレビューの結果に対する対応状況

（８）環境マネジメントシステム改善のための提案

（９）その他、環境マネジメントシステムの評価・見直しを適正に行うのに必要な資料

（環境管理総括者による見直し）

第４条　環境管理総括者は、環境管理責任者等から提供された情報をもとにレビューを行い、次の事項について、変更の必要性を決定する。

(1) 環境方針

(2) 環境目的及び目標

(3) 環境マネジメントシステムに関するその他の要素

２　前項の検討の結果については、環境管理総括者の指示等の内容は、「環境管理総括者によるレビューの記録」（様式）により、環境管理事務局が記録する。

３　前項の記録は、「環境管理記録取扱要領」により、環境管理事務局が保管する。

４　第１項のレビューにより変更を決定した場合は、環境管理総括者は、環境管理責任者に環境マネジメントシステムの変更を指示する。

５　前項の指示があった場合、環境管理責任者は、環境管理文書の必要な改定を行い、環境活動責任者及び主任環境監査員に通知する。

附　則

この要領は、平成１２年１１月６日から施行する。

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

様式（第４条第２項関係）

環境管理総括者によるレビューの記録

【マネジメントレビューの状況】

●環境管理総括者協議

○ 開 催 日 時　　平成　年　月　日(　)　時　分 ～　時　分

○ 開 催 場 所

○ 出　席　者　　・環境管理総括者
・環境管理責任者
・主任環境監査員
・環境管理事務局
・その他関係者（　　　　）

●環境管理副総括者協議

○ 開 催 日 時　　平成　年　月　日(　)　時　分 ～　時　分

○ 開 催 場 所

○ 出　席　者　　・環境管理副総括者
・環境管理責任者
・主任環境監査員
・環境管理事務局
・その他関係者（　　　　）

【主な検討項目】

【総合評価】

【環境管理総括者の見解】

○ 環境マネジメントシステムの見直し／変更の有無　［ 有 ・ 無 ］

○ 見直し／変更の項目及び内容

(1) 環境方針
（　　　　）

(2) 環境目的及び目標
（　　　　）

(3) 環境マネジメントシステムに関するその他の要素
（　　　　）